

衆議院 内閣委員会 議 録 第 七 号

平成二十五年十一月二十日(水曜日)

午前八時五十分開議

出席委員

委員長 柴山 昌彦君

理事 関 芳弘君 理事 平 将明君

理事 橘 慶一郎君 理事 西川 公也君

理事 平井たけや君 理事 近藤 洋介君

理事 松田 学君 理事 高木美智代君

青山 周平君 大岡 敏孝君

鬼木 誠君 勝俣 孝明君

川田 隆君 小松 裕君

新開 裕司君 新谷 正義君

田所 嘉徳君 田中 英之君

高木 宏壽君 武部 新君

豊田真由子君 中谷 真一君

中山 展宏君 長島 忠美君

福山 守君 村井 英樹君

山田 美樹君 吉川 赳君

大島 敦君 大西 健介君

後藤 斎君 後藤 祐一君

玉木雄一郎君 津村 啓介君

中根 康浩君 若井 康彦君

遠藤 敬君 杉田 水脈君

中丸 啓君 山之内 毅君

興水 恵一君 濱地 雅一君

大熊 利昭君 佐々木恵昭君

村上 史好君

内閣総理大臣 安倍 晋三君

内閣府副大臣 新藤 義孝君

内閣府副大臣 後藤田正純君

内閣府副大臣 関口 昌一君

農林水産副大臣 吉川 貴盛君

内閣府大臣政務官 小泉進次郎君

総務大臣政務官 伊藤 忠彦君
兼内閣府大臣政務官 平口 洋君
法務大臣政務官 赤石 清美君
厚生労働大臣政務官 磯崎 仁彦君
経済産業大臣政務官 土井 亨君
国土交通大臣政務官 川本正一郎君
内閣府地域活性化統合事務局長

政府参考人 (文部科学省大臣官房審議官) 藤原 誠君
政府参考人 (文部科学省大臣官房審議官) 中岡 司君
政府参考人 (文部科学省大臣官房審議官) 生田 正之君
政府参考人 (厚生労働省大臣官房総括審議官) 高島 泉君
政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 大西 康之君
政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 神田 裕二君
政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 原 徳壽君
政府参考人 (厚生労働省政策統括官) 熊谷 毅君
政府参考人 (農林水産省大臣官房審議官) 岡田 憲和君
政府参考人 (農林水産省農村振興局長) 佐藤 速水君
政府参考人 (中小企業庁次長) 横田 俊之君
政府参考人 (国土交通省鉄道局次長) 土屋 知省君

内閣委員会専門員 室井 純子君

委員の異動

十一月二十日

秋葉 賢也君

鬼木 誠君

福山 守君

大島 敦君

後藤 祐一君

津村 啓介君

若井 康彦君

赤嶺 政賢君

同日

新開 裕司君

武部 新君

村井 英樹君

大西 健介君

後藤 斎君

玉木雄一郎君

中根 康浩君

佐々木恵昭君

補欠選任

武部 新君

新開 裕司君

村井 英樹君

後藤 斎君

中根 康浩君

玉木雄一郎君

大西 健介君

佐々木恵昭君

補欠選任

鬼木 誠君

秋葉 賢也君

福山 守君

若井 康彦君

大島 敦君

津村 啓介君

後藤 祐一君

赤嶺 政賢君

十一月十八日

「共通番号法」の施行停止ないし廃止法の制定を

求めることに関する陳情書(津市中央三の二三

向山富雄)(第一号)

子ども・子育て支援の推進を求めることに関する

陳情書(東京都新宿区西新宿二の八の一吉野

利明)(第二号)

質屋営業法(昭和二十五年法律第一五八号)の改

正を求めることに関する陳情書(福岡市中央区

城内の一橋本千尋)(第三号)

TPP参加反対に関する陳情書外五件(東京都

杉並区成田西一の八の七岡本波津子外五名)(第

四号)

道州制導入に断固反対することに関する陳情書

(北海道石狩郡新篠津村第四七線北二三石塚隆

(第五号)

犯罪被害者等に対する経済的支援拡充のため、

現行の犯罪被害給付制度を抜本的に改革し、新

たな補償制度の創設を求める陳情書(札幌市中

央区北一条西一〇長田正寛)(第十六号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

国家戦略特別区域法案(内閣提出第一八号)

国民生活の安定及び向上に関する件

アルコール健康障害対策基本法案起草の件

○柴山委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、国家戦略特別区域法案を議題といた

します。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として内閣

官房地域活性化統合事務局長川本正一郎君、文部

科学省大臣官房審議官藤原誠君、文部科学省大臣

官房審議官中岡司君、厚生労働省大臣官房総括審

議官生田正之君、厚生労働省大臣官房審議官高島

泉君、厚生労働省大臣官房審議官大西康之君、厚

生労働省大臣官房審議官神田裕二君、厚生労働省

医政局長原徳壽君、厚生労働省政策統括官熊谷毅

君、農林水産省大臣官房審議官岡田憲和君、農林

水産省農村振興局長佐藤速水君、中小

企業庁次長横田俊之君、国土交通省鉄道局次長土

屋知省君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと

存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○柴山委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○柴山委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。後藤斎君。

○後藤斎委員 後藤でございます。

大臣、早朝からお疲れさまでございます。

大臣、この法案、悪くはないとは思いますが、以前、二年前に総合特区法案をつくりました。基本的な目的も含めて、そんなに違っていないと思うんです。当時の総合特区の部分は、地域の自主性、自発性という部分を国が規制緩和、税制、金融で後押しをするということで、これがまだ定着をしたとも言えないと思うんです。

そういう中で、いろいろな法律や制度を見直したりつくるときには、やはりそれを評価しながら、それが本当に足らざるものがあれば、きちっとそれをまた検討してさらに前にと、ジャパン・イーズ・バックじゃなくて、ジャパン・イーズ・フォワードだと私は思っているんですけども、そういう部分で、今回のこの法律は国がという言葉が非常に気になるというのが一つ、実は私はあるんです。

総合特区法案、国際戦略特区についても地域活性化特区についても、まだスタートしたばかりのものもありますし、ようやく目鼻がついて、税制、金融措置も含めて後押しができてるところだと思っただけでも、まず、この総合特区法について、どのような評価をお持ちになって、そして、この国家戦略特区法案なるものにどうふうにつなげていくのかというのを大臣の御見解をちょっと冒頭にお伺いしたいというふうに思います。

○新藤国務大臣 私は、地域活性化担当大臣というのを拝命しております。その中で、総合特区それから構造改革特区、また地域再生、中心市街地活性化それから環境モデル都市とかいろいろ、そういういたまに地域を活性化するためのさまざま

な政策、制度というものをあらかじめしております。

総合特区制度につきましては、これは一番新しい制度ですから、これをきちんと育てていく、また推進していく、これはもとより私の役目だと思っています。

今回の国家戦略特区が、総合特区について違いは何かということを含め、さまざまな委員から御質問をいただいております。それは、確かに差があるから別の制度になるわけなんですけれども、何か一つで国の戦略が実行されるものではないということです。

総合特区はまだ始まったばかりですし、認定して、これから成果を上げていくようなものでありますから、それをしっかりとフォローをする。それから、いわばP D C Aサイクルを回して、その中から成果が出るようにブラッシュアップしていく。これは当然のことである、このように思っております。ぜひとも、これは国として定めた制度でありますから、それを私としてもしっかりと推進してまいりたい、このように考えております。

○後藤(斎)委員 今までのこの一年間、プラスもマイナスもいろいろな部分があるんでしょうけれども、あえてその評価はしません。

大臣、やはり、国が主導する場合と地域がボトムアップで対応していく場合、その違いというのは、多分おのずから、それぞれの地域の持つ意思がより強くなるかどうかということ。

もう一つは、例えば、総合特区の中の国際戦略特区についても、国際と国家というのはどっちが上か下かということではなくて、より幅広い概念は、実は国際の方があると思うんです。先ほどもお話したように、基本的な法の目的も、そして理念についても、基本的にはそんなに変わらないと思うんです。

大臣がいみじくもおっしゃったように、きちっと育ててまいりますということで、実は、私もその担当の副大臣をさせていただきましたけれど

も、七つの国際戦略特区と四十一ですかの地域戦略特区について、かなり大胆な目標を実はそれぞれの地域で掲げています。それぞれの地域や国全体の雇用についても、G D Pについても、いろいろな目標をつくって、それも、当時、検証も評価もしたつもりでしたけれども、それに基づいてやっていくと、かなり大きな効果を実は持つ。もちろん、二年ではありませんけれども、五年ぐらいのタイムでやればです。

国家戦略といったときに、募集をしているらしいんですけれども、二百幾つか提案があったと。

ただ、これも、七つの国際戦略特区の部分も、やはり大どころの、ある意味では都市と言ってもいいかもしれませんけれども、人口が集中し、経済もそこそこまとまって研究開発力もあるということについては、既に国際戦略特区で指定をしておりますから、そういう意味で、では、今度、国家戦略特区なるものが、幾つ指定なさるのかどうかはこれから検討なさるんでしょうけれども、ここがまたダブってしまったらどういう効果を持つのか。要するに、当然ばらばらになってはいけないわけですから、さっき大臣がおっしゃったように、相乗になるかどうかは別としてもですね。

ただ、規制の部分では、当然、今の総合特区よりも若干踏み込んだ部分もあるかもしれませんが、それが大玉かどうか、小玉かと言えば、せいぜい中玉くらいじゃないかな。これで全て規制の部分でどうかといえば、評価がすごく分かれるところだと思っんです。

ですから、やはりこの国際戦略特区の中に本当は規制の部分プラスで入れ込んでやった方が、財政的な部分も、国際戦略特区は各省の予算の集中的な投入と、あわせて調整費なるもので年間二十億でしかかかるといいう仕組みがありますから、より国家戦略特区よりも財政措置がある部分、国際戦略特区の方を拡充した方が私はいいと思っんです。その点、大臣、どういうふうにお考えになりますか。

○新藤国務大臣 まず、国と地方をどう捉えるか

ということなんです。今委員の最初の御質問のところにもございましたけれども、地域の主導で主体性を持って、それを国が支援していくんだ、今度のは国がやるということだがというお言葉が、たしか先ほどあったような気がいたします。私が考える、そして今政府として捉えておりますのは、国というのは政府ではないんです。国の中には、都市もあれば地方もあるし、そして国の省庁もあれば地方自治体もあるんです。今度の国家戦略特区というのは、国ぐるみでやるうじやないかと。

それは、今までの総合特区については、地域からの主導によつて、地域からの御提案を国が承認する、そして御支援をする、こういう形でございました。今度のは、地域の御提案もいただきました、それから民間事業からの御提案もいただいております。あわせて、国としても、事業体としてそこに一緒に乗り込んでいく。

今、日本という国が持っている総合的な力を集中して、そして、まずは特区で先駆的な取り組みを行って、もし規制が阻害を置いて成長を阻害しているならば、その部分は突破を図ってみようではないか、こういうことをやる、そして新たな経済の刺激となるような、そういう取り組みにしよう、こういうことなのであります。国が自分たちでやるんだではないんだということなんです。

ですから、その意味においては、今までよりもさらに総合的な強化したものにしよう。そうすると、今四十八の地域がございますけれども、今、私たちが、日本の国の経済を新しい舞台に引き上げる、そしてまた、これからの、次なる日本の主力の分野、こういったものをつくるために先駆的にやってみようではないかと。それは結果として地域に活性化をもたらすことにもなると思っます。

それから、それが総合特区と同じような地域、これは完全に一緒になるかわかりません。総合特区でやろうとしているものと、国際戦略特区でも

地域活性化特区でもいいですけれども、そういったものと今度のものが合致して、さらに、そこに今度は国も一緒に入るんですから、事業体として。そういうものも出てくるかもしれません。そこは柔軟に、かつ有機的な連携も必要だということに思っているんです。

ですから、さまざまなものを組み合わせ、合わせわざで日本を元気にしようではないか、こういうことなわけでありまして、今度のことが、特別に差別化、これと厳密に違うんだということではないけれども、でも、今までとは切り口が違うものを加えて突破口にしよう、こういう仕組みにさせてもらった、こういうことでございます。

○後藤(斎)委員 大臣、ですから、大臣のお気持ちには、冒頭もお話ししたように、わからないでもないし、こういう法律があった方がいいかなという部分もあるんです。

ただし、大臣がおっしゃられた、日本を元気にするというのは、当然、一番の大切な部分には、やはり個人個人が精神的、物質的にも豊かになつて、健康で、そして自分が求める職業に入つて、頑張つてまた稼いでいく。官も民も問わず、よく官がぶつたかたたり政治がぶつたかたれますけれども、そうではなくて、やはりそれぞれの職業を尊重しながらやっていく、地域を尊重するということが必要なんですけれども、大臣、もし指定した地域が、三つなのか五つなのか十個なのかわかりませんが、それが日本の先駆的なものになつて、そこだけが元気になる、むしろ、ほかの地域、地方というところは格差が広がって、何か、国が入つて一緒にやっていく、地方も民間も含めてやっていくことなんです、やはり地域間格差というのが広がるような手法になりませんか。

ですから、総合特区の部分、国際戦略や地域の部分を拡充しながらその中に入れ込んだ方が、よりバランスがとれて、地方の自主性ということも尊重されて、元気になるんじゃないですか。その格差の問題については、大臣はどうお考

えになりますか。

○新藤国務大臣 まず、この国家戦略特区でもし成果を上げるならば、その国家戦略特区で行われている事業というのは、その区域の中で全ての作業や雇用が終わるとは思いません。必ずその関連の研究や、それから部品の提供ですとか、それは全国もしくは世界に波及する。経済が大きくなれば、それに関連してたくさんの方のそういう波及効果が出てくることだというふうに思います。そして、そういうものが牽引役となつてその周辺に好影響を与えていくことを私たちは期待するということであります。

ただ、特区というのは、構造改革特区にしても総合特区にしても、それは、まずその区域でやってみるという意味においては差別化されちゃうわけでありまして、それは総合特区だつて同じこととです。でも、その成果をその他に波及させていく。特に、規制緩和については、ここで実施をして緩和して効果が出る、もしくは支障が出ないというものであるならば、それは全国的な規制緩和につなげていく、こういうことも当然取り組みたいというふうに思っております。

○後藤(斎)委員 大臣、経済への波及にしても、規制の波及にしても、特に規制の部分は、もう十年近くやっていて構造改革特区にしても、総合特区にしても、この規制の部分については、定着をは基準の緩和という部分で対応をやはり進めていくわけですから、そういう意味では規制の部分は、経済の部分も当然波及というのはよくわかるんです。

わかるんですが、では大臣、以前、特に三・一一の震災以降、六重苦という話がありました。経済の成長を阻害しないしは抑制をしてなかなか元気が出ないベースにあるものだと特に経済界の皆さんからお話がありました。

この部分での、六つをあえて言いませんけれども、経産省もきょう来てもらつていますけれども、やはり一つ、外資という外からの資本をどう

日本の経済の中に見るのかということ、その六重苦の一つで電力不足というのは、火力発電所も含めてそれぞれの電力会社に頑張ってもらつていますから、量的な部分の不足というのはすぐどうこうということでありませんけれども、やはり料金というところについては……(新藤国務大臣)「エネルギーですか」と呼ぶ電気代、エネルギーのという部分については非常にこれから克服しなければ、当然一番大きな問題だと思ふんです。

税にしても、当然、たくさんもうけたりする個人や企業が税を負担していただくというのはこれは基本的には大きな原則だと思うんです。ですから、税金だけを安くすれば企業がどこどこ入つてくるとかいうことではなくて、さつき大臣がおっしゃられた部分でいえば、僕はいろいろな委員会で話をさせてもらつていふんですけれども、やはり技術革新、イノベーション、特に研究開発や人材育成というものに資本投入や予算投入をすれば、経済の元氣、要するに成長に一番寄与するという統計が当然あるわけです。

せんだつても経産委員会や産業競争力強化法の中でも茂木大臣とお話をさせていただきましたけれども、やはりどこにウエイトを置いたのかというので、大臣がおっしゃられたこの国家戦略特区なものが、仮に、その研究開発力を向上させて、実用化にできるだけ早く結んで、三年後、五年後の日本経済の成長の起爆剤になつて、雇用も経済も全て地方に波及すれば、それはそれで正しいと思ふんです。

ただ、そういう視点がなかなか今回の規制緩和や、この法律の中身として余り入っていないです。よね、大臣、この国家戦略特区の中に、これからなのかもしませんけれども、ですから、そういう視点というものを、何となく、六重苦のうちの法人税と、経済連携、貿易自由化の部分はPPPもどうも進んでいるようでありますし、法人税もこれからどんどん下げていくみたいなことと、為替レートまで入れれば三つくらい解決したかどうかは別としても、何とか目先から不安がなくなつ

たということだと思ふんです。

ですから、そういう六重苦の前提がどうふうで、すから、言つていたのであれば、そこをどう解決するかということ、やはりその前提となる人材、研究開発力をこの国家戦略特区の中に、ではどういふふうに入れ込んでいくのかというのは、ちよつと済みません、通告してないんですけれども、大臣、どのようにお考えになりますか。

○新藤国務大臣 まず、国の経済成長、将来を担保するのは研究開発投資だ、このように思っています。ですから、そういったものは国家戦略特区にとどまらずに、これは総合科学技術会議においても、それからIT国家戦略会議等々、さまざまな分野で研究開発が行われておりますし、ノーベル賞をとったiPS細胞を中心とする再生医療についてさらなる促進、実用化を図っていく、こういったことも国の戦略として取り組んでいるわけでございます。

ですから、この国家戦略特区においても、これから決められていく区域として事業の目的の中に、そういったものも加わる可能性というのはある、このように思います。それは、この法律を通していただいた後の諮問会議で具体的なものを決めていくことになるわけでありまして、今現状でお出ししているのは、国家戦略特区を決めるためにはこういう段取りで決めさせていただきます、そのときにとりあえずまだ個別具体的な地域やテーマが決まっていなくても使える規制緩和のメニューはこういうものを用意いたしました、ですからこれを活用していただいて結構です、これ以上のもも、ほかのものもどうぞ御検討、提案してください、こういうたてつけになつていふわけでありまして、これは、委員の思いと私たちの思いは同じだ、このように思っております。

○後藤(斎)委員 ちよつと話をあれて、大臣が、六月ですか、国家戦略特区のコンセプトというのをお出しになつていふ。六月じゃないですか、これ。「日本経済を停滞から再生へ」という頭の部分で……(新藤国務大臣)「それは八月です」と

呼ぶ)八月ですか。ごめんなさい。訂正します。それで、「望まれる成果」の一番大きなポイントというのは、世界で一番ビジネスのしやすい環境をつくるということであります。

ですから、私、最近、電気代にちよつとこだわつていまして、やはり、何が人間生活や企業活動にとって一番心地がよいのかというか、対応がしやすいのかというときには、幾つも当然要素があつて、当然、コストにかかわる部分については、企業経営から見れば、できるだけ下げた方がいい、でも一方で、需要、要するに消費をする側から見れば、やはり品質が同一であればできるだけ価格は安い方がいいということで、全然話が飛びますけれども、米の減反政策についても、私は、一挙な減反政策の見直し、廃止はだめだ、少なくともセーフティーネットをしなくてはならない主張を繰り返してきています。

というのは、需要というのは世界じゅうに当然あるわけですから、一人当たりの所得とか、それをいと思うかどうかという感性も含めて、やはり消費者、需要者、顧客にどう満足度を与えるかということですから、たくさん、このものを集中的に、いわゆる労働生産性だけ上げればよいというものでは多分なくて、お客様、顧客にどういふうな満足をしていただくかということ。

ですから、消費者が今一番心配をしている一つである食品偽装の話にしても、なかなか委員会が開かないですけれども、これはちよつと置いておいて、やはり、偽装したり、消費者をだますという行為は、短期的にはもしかしたら利益を得るかもしれませんが、中長期で見ればすさまじい企業ダメージをこうむることになるにもかかわらず、何となくやつてしまふ。それを法律や自己規制でとめていくということなんでしようけれども。

やはり、大臣、世界で一番ビジネスのしやすい環境というときに、実はエネルギーの問題があるので、ちよつと大臣、聞いておいていただきたいんですが、ちよつと経産省にお尋ねをしたいんです。

す。

買い取り価格の制度がスタートして、二年と言つていいの、一年七カ月と言つていいの、ちよつとその辺はあれですが、二年余りなんですけれども、やはりそれぞれの、ソーラーはほとんどどこどこ普及をしている。少なくとも認定をしている。でも、ほかの、中小水力であるとか、バイオマスであるとか、地熱であるとか、なかなか進んでいない。

まず、固定買い取り制度がスタートしてからの達成という普及の状況と、なぜそういうふうな部門ごとにはばらつきが出てきているのかというのともあわせて、済みません、御説明をいただきたいと思ひます。

○磯崎大臣政務官 お答えさせていただきますと思ひます。

委員、今御指摘のとおり、昨年の七月から全量買い取り制度が導入をされまして、一年四カ月がたつたという段階かと思ひます。

具体的に数字を申し上げますと、まず太陽光につきましては、住宅と非住宅、これを合わせまして三百九十一・六万キロワット、風力が六・六万キロワット、中小水力が〇・三万キロワット、バイオマス十・一万キロワット、地熱〇・一万キロワット、再生可能エネルギー全体で四百八・六万キロワットという数字でございます。

再生可能エネルギー、この固定買い取り制度が導入される前の段階で、導入の累積が約二千六十万キロワットでございましたので、これをトータルいたしますと四百八・六万キロワットということで、この一年強で約二割増加しているというのが現状でございます。

ただ、今委員御指摘ございましたように、この四百八・六万キロワットの中で太陽光が占める割合、これは九五・八%ということでございますので、おっしゃるとおり、かなりの部分が太陽光発電ということでございます。

ただ、この理由につきましては、太陽光につきましては、一般的に、他の発電設備に比べまして

建設工事に要する期間が短い。これは、家庭用が数カ月、大規模になりましたも一年程度ということとが工期かと思ひますけれども、他の例えば風力とか地熱ということになりますと、これは、まず開発期間が非常に長いということで、最低でも三年から四年、五年、そういう年数がかかるということがございますし、また、環境アセス等、立地規制ということもかなりかかってくるところがございまして、こういった理由等々によりまして再生エネルギーの導入状況についてはかなりばらつきが出てくるということではないかというふう

に思つております。

○後藤(金)委員 今お話をいただいたように、大規模か、設置がしやすいかどうか、設置の容易さと、大中小みたいな設備投資の多さというのは当然あると思ひます。

ただ、一方で、先ほど大臣が法律の中身でも触れていただいたように、いろいろな規制緩和というのを当然しているわけで、特に、固定買い取り価格の法律をつくったときにも、規制はできるだけ簡易にして、できるだけ普及しやすいようにしようということで、これは、当時、私どもの党と、自民党、公明党さんも含めて、修正をかなりして、では、三年間はまず集中促進期間なるもので普及を促進していこうということで、例えば固定買い取りの単価ということを念頭に置きながらつくつてほしいということ、附帯決議も含めて、修正をした記憶があります。

そういう意味で、政務官、太陽光発電は、一方で、平均でいえば、認定をしたものと、そして今稼働しているものの比率というものが、全国平均で一〇%ちよつとしかない。山梨でも、それよりもちよつと優等生で二五%だ。山梨は、少し、倍ぐらいいいらしいんですけれども。

どういふ理由があるのかというのは、一つ言えば、当初の導入の単価というのが一キロワット四十二円ということでしたから、でも、今はモジュールも下がつて、三十八円にまず下げた、これからまだ下がっていくだろうというふう

にも言われていますけれども、もし、故意というか、ブレーキをかけながら、モジュール価格、要するに設置費用がもつと安くなつて、それまで契約をしちやつた単価でその差分をもうけた方がいいという人も、さっきの食品偽装じゃありませんけれども、本当にそう思わなくても、やはりそう思われてもしようがないと思ひます。

少なくとも、国内でも、海外の製品も含めて、量的には、モジュールの部分、太陽光発電の機械本体はそんなに待ち時間があるという話を聞いたこともありませんし、あるんですか。あつたら教えていただきたいんですけれども。

悪質かどうかは別としても、やはり、集中の三年間にどのくらいをするかというのは、非常に大きな一つの節目だと思ひます。

ですから、やはり、その部分の、稼働率と認定率の差というのが今のうちに余りにも大きくなり過ぎるというのはちよつと異常なので、その辺をどのように経産省はお考えになつておられるのかということ、どういふふうにかこれからそれを改善していくのかという点について、御説明をお願いしたいというふうに思ひます。

○磯崎大臣政務官 お答えいたします。

まず、今委員御指摘のございましたように、特に太陽光につきましては、平成二十五年七月、ですからこの七月でございますが、一年間で認定を受けた設備の容量が二千二百七万キロワットということでございます。実際に運転をした設備が三百九十一・六万キロワットということでございまして、約一五%の、認定を受けた中での実際の稼働ということですので、委員おっしゃるやうに、非常に低い稼働率になつていっているということでございます。

これにつきましては、先ほど委員の方からは、部品の不足等々につきましては余り話を聞かないという御指摘がございましたが、私も認識している限りでは、まず、太陽光につきましては、先ほど申し上げましたように、小規模につきましても数カ月は設置に時間がかかる、ある程度大規模

になりますと一年間の工事が必要だということ
で、その工事の期間というのはあろうかと思いま
す。

それとともに、特にパネル、それからパワコ
ンデিশヨナーという補機類、これについては、
やはり全量買い取り制度が導入になりましたか
なり発注が集中をしたということで、部品等の不
足とか納期に時間がかかる、そういう話も聞い
ておられるので、それ等によって建築の工期が
おくれる、これが理由の大部分を占めているの
ではないかというふうに思っております。

ただ、委員御指摘ありましたように、認定だ
け受けて、例えばパネルが下がったときに、かな
り利ざやがというか、稼げるということもあろ
うかと思っております。そういった指摘もなされ
ているのは現実問題としてございますので、現
在、事態把握を進めているということでござい
ます。十月の十八日で調査を終了しまして、今
その取りまとめをしているところでございま
すので、その実態を調査しまして、必要等が
あれば適切な是正措置をとっていきたく
いうことでございます。

それから、これも委員御指摘ありましたよ
うに、この三年間、集中的に導入をしていく
のが再生可能エネルギーの基本的な考え方
でございます。特に、事業者の利潤につきま
してこの三年間は特別な配慮をするというこ
と等々になっておりますので、この単価等々
によりまして、もう少し単価を上げればも
っと進むんじゃないかということではな
かなかないかというふうに思っております。

それと、対応策はどうなんだということに
ついては、これは一つ、御指摘ありましたよ
うに、やはり規制緩和でありますとか環境ア
セス、水力等々につきましては環境アセスに
三年から四年かかるというのが今の現状で
ございまして、これを例えば半分ぐらいの期
間にできないか、そういうことを検討してい
るのが現実問題としてございまして、そ
の他、送電網の整備等、例えば発電をする
ことになっても、やはり連結等々の問題

というのが現実にあるのが事実でございま
すので、経産省としましては、送電網の整備
等々につきましても、実証事業の推進等々
で環境整備に今努めているというのが現実
のところでございます。

○後藤(斎)委員 政務官のお気持ちはよく
わかるんですが、もう少し少しよとコンパ
クトにお願いしたいんですが。

もう一つ、外資という部分、さつきちよ
と大臣にもお尋ねをしたんですが、要する
に、モジュール等で海外から買ってきて、
それを日本の中に設置するということが、
外国の企業が事業主体になって、国内で
太陽光発電の会社をつくり、事業者にな
っていく。

この部分については、経産省としてはど
の程度の精査というか、情報をおとりにな
って、この外資の問題については、やはり
電気というものはエネルギーの安全保障に
もかわるということ、基本的には外資の例
外になつていくと記憶していただいても、
その点も含めて、あわせてちよと御報告、
御説明をお願いしたいと思っております。

○磯崎大臣政務官 今委員の方から二
点御指摘があったかと思っております。

一つは、全量買い取り制度を導入して
どん再生エネルギーに投資が行く場合
においても、例えば、実際のパネルにつ
いては、国内産ではなくて海外産という
ことになる、結局、富が海外に流出
するんじゃないか、そういう御指摘を
いただきました。

ただ、これにつきましては、昨年度、
平成二十四年度でございますけれども、
太陽光パネルの外国企業製造の比率で
見ますと約二割程度ということでござ
いますので、八割は国内産のパネルとい
うことでございまして、当初は中国とか
台湾とか、かなり安いものというふう
な、そういう話もありましたけれども、
住宅用については高効率で軽量のパ
ネル、そういった点であるとか、非住宅
用につきましては、つくった後の保守サ
ービスというものがやはり日本の企業
はすぐれているとい

うことで、この八割ということに結び
ついていくことかと思っております。

もう一つ、エネルギーの安全保障
の問題ということで、これはやはり委員
御指摘ありますように、例えば電気事
業、実際、上場企業につきましては株
の一〇％以上、非上場につきましては
一株以上取得する場合、外資の届け
出というのが必要になるわけございま
す。

この数につきましては、平成二十一
年度が電気事業で六件、二十二年度
が九件、二十三年度が十七件、全量
買い取り制度が入りました二十四年
度は百九十六件ということで、かなり
多くの外資法の申請件数が出ていま
す。

ただ、電気の安全保障という観点に
ついては、委員御指摘のとおり、外資
法の規制がございまして、電気業につ
きましては公の秩序に関する業種とい
うことで、今申し上げましたように、
外資法の申請をして、国の方できち
んと審査をして認めるかどうかとい
うことになっておりますので、その
観点はこの外資法の申請、認可とい
う中で対応できているというふう
に認識しております。

○後藤(斎)委員 これからさらに
再生エネルギーが普及する、イコ
ール電気料金での負担がふえていく
、ドイツも今四苦八苦をして、ど
ういうふうな制度にしていくのか
という、かなりの見直しをせざる
を得ないということになっていま
す。

ですから、本来であれば、日本の
国内の事業者がもっと頑張つて、
価格についても品質についても、
品質は、今政務官おっしゃったよ
うに、海外のメーカーよりも、よ
り発電効率も高いということと
は事実だと思っております。やは
りそれに安住することなく対応を
進めていただきたことだと思
うんです。やもすれば、これ以上
もう値段は下げないよと公言して
いる日本の太陽光パネルメーカー
の社長さんもあるようですから、
それと違ふのかと思っております。

あわせて、さつきソーラー以外
が普及しないと

いうのは、単価について、バイオ
マスや中小水力、地熱も含めて、
当然、環境アセスやいろいろな
ものがかわるというのはわかる
んですが、政務官、やはり単価
をもう少し工夫、すなわち引き
上げをしていかないと、特に
バイオマスは一番手間がかかる
わけなんです。逆に言えば、一
番手間がかかる部分、雇用が
実は発生するんです。

ソーラーは一回設置すれば、
そのまますば、よほどのことが
ないと電気をつくり続けてく
れるから、どちらがいいかとい
えば、地域雇用や地域経済、
要するに、例えば森やその
バイオマスを使うものの素材
というのには基本的には自然
由来のものですから、山や
その農産物も含めて、私、エ
ネルギー戦略でエネルギー米
をどんどんつくれと今言
っているんですけど、今
言っているんですけど、困
っているんですけど、エ
スと言ってくれないので困
っているんですけど、三年
間のはできるだけ早くや
っていただかないと、三年
間の集中期間でどの程度
普及が見込めるかどうか
という目鼻をつけてその
次のステージに行くとい
うのが、これは当たり前
のことなんです。

ぜひ、近々そういうことを
するという報道もあ
りますけれども、政務
官、政務官のお立場で
大臣と協議をして、やは
り普及がしていない部
分については単価引き
上げも含めて考えるとい
うふうに明言していただ
きたいと思っております
けれども、いかが
でしょうか。

○磯崎大臣政務官 この単価決定につ
きましては、もう委員
十分御存じかと思いま
すが、調達価格等算定
委員会の意見を踏ま
えて価格を決定する
ということになって
おります。

先ほど申し上げましたよ
うに、集中取り組み
期間の三年間につ
きましては、事業者
の利潤についても
特段の配慮という
ことが附則の方
にも入っており
まして、それも
配慮した上で
の現在の価格
というふうに
認識はして
おりますけれども、
来年度の
単価決定
というのは
これから
出てまい
ります
ので、算
定委員
会の意見
等々も踏
まえて
十分に
検討
して
まい
りたい
とい
う
ふう
に
思
っ
て
お
り
ま
す

す。

○後藤(斎)委員 算定委員会はやはりそれぞれの総括原価的なもので当然やっていますから、そこにどういうその他の要素、要するに加速をする要素をつけるかどうか。これは、きょう中心の議論というか、法案の国家戦略である再生エネルギーをどう普及させるのか、それをどう定着させるのかというのは、やはりエネルギー政策も含めて当然一方の大きな柱ですから。

大臣、地域戦略特区も含めて、実は再生エネルギーをどう使っていくかというのは、かなり事例というか、自治体で、特区の中に入っています。それを育てていくためにも、当時、値段をどういうふうに決めたのか、それぞれの自治体によって違いますけれども、それを加速するためにも、今の総合戦略特区が生きたためにそれが必要だと思おうので、ぜひ大臣も御検討をお願いしたいのと、大臣、冒頭もお話したように、この国家戦略特区法案、悪いものでもないんですけど、やはり目玉が本にあるかどうかというところ、この目を開いても、なかなか、ううん、そうかなという感じなんです。

もう一つ、全然場違いなのかもしれませんが、私の地元にも、今度、リニア中央新幹線の新駅がこの間九月に決まりました。二〇二七年が一応JR東海さんの開通予定なんです。

リニアの優位性というのはもう大臣も、釈迦に説法なのであえて余り言いませんけれども、やはり、世界一のスピードと、世界一のものをたくさん持っているわけですから、そういう意味できちっと国家戦略という部分にむしろ位置づけをして、二〇二〇年の東京オリンピックに間に合うかどうかは別としても、東京オリンピックというも一つの起爆剤、さつき大臣が言った起爆剤になる、つながっていく、その連動というものは、さつきの経済の波及効果ではありませぬけれども、波及、つなげていくという部分というのは、鉄道リニアというのはそういう意味では地域間をつなぐという手段としては非常にすぐれたものだ

と僕は思うんです。

ですから、今、JR東海さんが財源負担をし、用地交渉は自治体も当然運動していますけれども、私、それをやはり国家戦略として対応を進めていただくことが、むしろ非常にわかりやすいし、いろいろな、経済や雇用や地域の活性化につながっていくというふうに思うんですけれども、大臣、どういうふうにお考えになりますか。

○新藤国務大臣 まず、再生可能エネルギーをどのように活用していくか。これは極めて重要だと思えますし、それは、特区において、さまざまな提案もあり、取りかかりが始まっています。あわせて、特区にしないまでも、地域の町づくりとしてそういうものに取り組んでいる自治体もございます。

私の方も、総務省では、ことしから地域の元氣創造本部というのをつくって、その中のプロジェクトの一つとして、分散エネルギーシステム整備、こういうのを始めています。

それは、ある村とか、ある町とか、大規模な電力供給をするのは、これは極めて投資も大きいし、また難しい問題がございます。でも、この町の、この村のエネルギーは自前で調達できるんじゃないかと。それは、さつき言ったフィード・イン・タリフを使うことによって、その財政的なものも自立が可能になってくる。では、その規模と、どこでやったらいいのかをモデルをつくってみようじゃないか、こういうことも始めています。

これは、エネルギーを自分でもつてまわす。それは、原材料を外国の輸入に頼らずに自前の調達をする。あらゆることを含めて、それから発送電分離も含めて、やはりエネルギー政策は根幹ですから、いろいろな工夫が必要だ。その中で、再生可能エネルギーの普及のためのインセンティブというのをつくりつつ、それは、本当にその町の経営にとって有効だということを打ち立てることが重要だ。特区においてももちろん、そういう提案があるならば、既にもう総合特区であり

ますから、そういったものはやっていけばいい、このように思っています。

あわせて、リニアについては、まず、特区ではなくて国家戦略として、国を挙げて、新しい、世界で初めての取り組みですから、これをやるうではないかと。そして、当然、そうすると、リニアができることによって人の移動が全く違ってきます。それを見越した地域の戦略、それから国としての仕掛けというのが出てくると思われま

す。ですから、そういったものは、今後、諮問会議において、それぞれの御提案がある。国家戦略特区は一回決めて終わりではありませんから、まずは幾つもの成果をチェックしながらローリングしていく、こういう中でリニアの問題も当然出てくるものではないか、このように思っております。

○後藤(斎)委員 ですから、大臣、JR東海だけに財源や技術的な突破口を任せるのではなくて、さつき大臣が、技術的に二〇二〇年は難しいという、アルプスにトンネルをつくること、品川や名古屋の地下駅をつくること、それが一番大きな二つの課題だということをおっしゃっていますから、それを、まさに国を挙げてそういう技術開発や財源的な後押しもすべきだと思えます。

ぜひそれをお願いしたいのと、最後に、ちょっと時間もなくなってきましたから、一番の地方である過疎地域、これが今年度いっぱい、過疎地域自立促進特別措置法の、必要な措置を講ずるめどになります。したがって、いろいろな町村会、首長さんから、過疎地域を抱える中、やはり過疎債の対象事業をふやしてくれ、そうしないと、これ以上人口も減って、経済の力もなくなつて、高齢化が進みといういろいろな御苦勞をなさっていますから、少しでも、過疎地域の首長さんということよりも住民の方にプラスなように、過疎債の対象拡大についてはぜひ特段の検討をしていただきたいと思います。今のお話は、私も非常に問題意識を共有しています。私も既にいろいろな現地に

行って、直接お話を伺っておりますから、しっかりと受けとめて、今後検討していきたい、このように思います。

○後藤(斎)委員 以上で終わります。ありがとうございます。

○柴山委員長 次に、玉木雄一郎君。

○玉木委員 民主党の玉木雄一郎です。

きょうは、内閣委員会が国会初めて質問する機会をいただきました。委員長として与野党の理事の皆さんに感謝を申し上げます。

四十五分間、規制改革を中心に質問したいと思いますけれども、私、政治家になる前から規制改革については取り組んできた、そんな経緯がございまして、規制改革の応援団としてきょうは質問させていただきますと思います。できるだけ前向きで、積極的な提案をしていきたいというふうに思っております。

私自身の経験からいっても、規制改革は、政権に勢いがあるときしか進まないというふうに思っております。その意味では、安倍政権、今大変な勢いがある中で、規制改革についてはここが進める最大のチャンスだというふうに私は思っております。

その意味で、まずお聞きをしたいのは、今回審議されております国家戦略特区でありますけれども、これはこの委員会でも何度も質問されていまして、改めて、これまでの特区制度との違い、特徴といったことについて、大臣から一度御説明いただきたいと思えます。

○新藤国務大臣 まず、今回のアベノミクス、成長戦略の一丁目一番地は規制改革である、委員の御指摘のとおりだと思います。それは、規制改革の担当大臣を置いて、そして、規制改革会議というものの国の中での経済を新しい次元に引き上げるためのさまざまな取り組みを進めていこう、これは安倍内閣の基本です。そして、その中で、それらの象徴的な、また先行的な取り組みとして国家戦略特区というものをづくり、そこで規制緩和を活用しつつ新しいビジネスの展開を図ろうで

はないか、これが国家戦略特区の成り立ちであり
ます。

構造改革特区、総合特区と根本的に違うところは、構造改革と総合特区は、地域からの御提案に
対してそれを認定する、いわば手挙げ方式に対す
るマル・バツといいますが、政府が認定をして御
支援をする。それは、規制緩和のみのものと、そ
れに財政や税制をつけるものと、これは構造改革
と総合特区と違います。構造改革は、個別の規制
緩和についての特区です。総合特区の方は、それ
らを組み合わせたプロジェクトとして地域の活性
化も踏まえる、こういうものがございました。

それに対する国家戦略特区というのは、今度
は、地方や民間事業者の御提案もいただきます
が、あわせて、国もその事業主体となつて、一緒
に事業体をつくつて進めていくのではないかと
いうことであります。ですから、マル・バツではな
くて、今、日本の国が総合力を発揮するために何
ができるか、そして、私たちは日本の新しい経済
を開くためにどんな試行的な取り組みができる
か、それはイコール、世界に打つて出るもので
あつていいし、また、世界の投資を日本に呼び込
むものであつてもいいということであつてしま
した。

ですから、国家とつくから、国がやつて、地方
は置いてきぼりになるのかではなくて、一緒に、
全ての、国の総合力を発揮してやってみようでは
ないか、こういう取り組みだということござい
ます。

○玉木委員 ありがとうございます。

この国家戦略特区については、これまでの特区
制度と余り変わらないんじゃないのかというよう
な御批判もこの委員会ではいろいろ出たというふう
に承知しております。私もそういう面があると思
ひますけれども、あえて積極的なところを拾
い上げて、それをむしろ進めてもらいたいという
観点で質問したいと思ふんです。

その意味で、今大臣がおっしゃった中で大事な
言葉があつて、それは、手挙げ方式ではなくて、

今、日本が総合力を発揮するために必要な、まさ
に戦略的に何をしていくのか。ここには、国家の
意思、あるいは大臣や総理大臣の明確なリーダー
シップや意図をそこにはめ込むことができる。単
に、地方から上がつてくるのを待つのではなく
て、こういう意思でやっていく、多分、これを
むしろ国家主導でやっていくことが、多分、これ
までと一番仕組みとしては違うところなのかと
いうふうに、積極的にこれは評価しております。
その意味で、ある種のトップダウン制と言つて
もいいかもしれませんけれども、このトップダウ
ン制について、二つの例を挙げながら少し議論を
進めたいと思ふんです。

まず、これは何年度も構造改革特区のときから出
てきて、なかなか実現をしなかったいわゆるカジ
ノ特区。これは、インテグレートドリーゾットと
いう、IR特区があります。これは議論もでき
て、安倍総理も最高顧問を務められておられま
す。このいわゆるカジノ特区については、私も、
構造改革特区のときに要望、提案を受けました
し、今回の国家戦略特区でも東京や大阪から具
体的な要望が出てきたと思ひますが、これはなか
か実現できない。

まず、これまでの経緯を少し整理して教えてい
ただきたいんですけれども、これまで地域を限定
して規制の特例を認めるという、構造改革特区や
あるいは総合特区でもいいです、これまでの既存
の特区制度の中でカジノが認められてこなかった
理由について、これは改めて法務当局から御説明
をいただきたいと思ひます。

○平口大臣政務官 お答えをいたします。

まず、国家戦略特区法案そのものについてで
ございますけれども、これは法務省の所管外でござ
いますから、お答えすることは差し控えていた
だきたい、このように思ひます。

そこで、お尋ねのカジノにつきましては、一般
論として申し上げますと、刑法に、賭博罪、また
賭博場開張等図利罪、こういうものがございま
して、これらが成立し得る、このように考えており

ます。

刑法は、国民生活上の安全を規律する基本法で
ございまして、カジノに關しまして、例えば特定
の地域において刑法の適用を一律に排除する、こ
ういうことはもちろんできないわけございま
す。

他方、特別法を制定いたしましたして、賭博罪が設
けられた趣旨に反しない制度が構築され、その範
囲内で実施される、こういうふうな場合には、カ
ジノに係る行為について刑法上違法とされないこ
ともあり得る、このように承知をいたしておりま
す。

そもそも、刑法が賭博を犯罪と規定した趣旨
は、賭博行為が、勤労その他正当な原因によら
ず、偶然の事情により財物を獲得しようとする人
と相争うものでございまして、一つは、国民の射幸
心を助長し、勤労の美風を害するということ、も
う一つは、副次的犯罪を誘発し、さらに国民経済
の機能に重大な障害を与えるおそれがあるとい
うこと、こういったようなことにあるわけござい
ます。

そのため、法務省といたしましては、これまで
も、刑法を所管する立場から、目的の公益性、運
営主体等の性格、収益の扱い、射幸性の程度、運
営主体の廉潔性、運営主体の公的監督、運営
主体の財政的健全性、副次的弊害の防止、こ
ういったような点に着目し、賭博に関する立法につ
いて意見を申し上げてきたところでございます。

これからの、賭博に関する特別法が検討される
場合には、このような観点から協力したい、この
ように考えております。

○玉木委員 今長々と答弁いただきましたけれど
も、ポイントが、刑法のような基本法について
は、地域を限定してその特例を認めることが極め
て難しい。例えば、地域を限定して窃盗罪を認め
ますということは、法律上つくりにくいとい
うことです。賭博罪、刑法百八十五条、そして関連す
る百八十六条だと思ひますが、これについて、
地域を限定して特例措置を認めていくこと

は、基本的には難しいという話でありました。で
あれば、いわゆる特区制度のカテゴリーの中で
は、どんなに工夫をしても、結局、基本法の特
例、特に刑法の特例を地域を限定して認めてい
くということは、特区制度の枠の中では基本的
にはやはり難しいのかなと。

そこで期待するのが、次元の違う規制緩和、特
区だといって今回登場した国家戦略特区であり
まして、冒頭申し上げた、その中でポイントは、手
挙げではなくて、総理や大臣の明確な意図やリー
ダーシップでここを突破できるというところが一
番の違いだとしたら、頼るよすがはそこにな
い。

大臣にお聞きしたいんですけれども、これまで
の刑法の解釈、あるいは賭博罪と特区との関係、
これをそのまま延長線で考えると、多分、国家戦
略特区でも私はできないと思ふんです、特区の枠
組みが。何か特別法をつくれれば一般論としてはで
きるけれども、特区として賭博罪の適用除外たる
カジノを認めていくことは難しいということにな
ると思ふんです。実際、今回盛り込まれていま
せんね、提案はあつたと思ひますけれども、今回の
法律の中にも、国家戦略特区の中にもIR特区あ
るいはカジノ特区は盛り込まれておりませんけ
れども、国家戦略特区においてカジノ特区、IR特
区は実現できますか。

○新藤国務大臣 まず、法律上どういうふうに対
応できるかと。これは、今委員も分析がありまし
たが、さまざまな観点があると思ひます。基本の
理論があり、しかし、それに対して必然性、また
政権の判断、こういったものが加えられて作業が
行われていくというふうな思ふんです。

ですから、一番肝心なことは、まず、法的にど
う処理するかは、これはまた専門のつかさどりが
ございまして、国家戦略特区担当大臣とすれば、
確かにIRに關する御提案がございました。です
から、そういうものについての検討はなされてい
くものと思ひます。しかし、今度の、まずワーキ
ングにおいて各省との折衝をした中で具体的な

規制緩和項目に入らなかったのは、まだそこまでの議論が煮詰まっていなかったというのが一つ。それから、そもそもIRについては超党派で、議員連盟で活動がございまして、委員も参加されているんじゃないかと思いますが、そして、そういったさまざまな議員立法に向けての動き等々もございまして、まずこれらの動向を見るというのがあります。

その上で、では、将来の国家戦略特区に対しての可能性ということになるならば、可能性というのは、これはあるかないかですから、そういう意味においては検討するに値することだと私は思っています。そのとき鍵となるのは、やはり、その取り組みが、一体、日本経済にどういう影響を与えるか。そして、それに対する社会的な不安や危険性をきちんと除去できる、担保できる、そういったものですね。効果と対策、これらが議論を煮詰めた上で有効であるということになれば、私はそういう具体的な自由化に対する検討というのに入っていくと思うんです。

特に、国家戦略特区で私も期待をしたいのは、それが一つのことだけであるならば、事の是非はその一つだけで議論しなきゃなりません。でも、あるコンセプトに基づいて、国家戦略特区においてどういうものをなし遂げようかと。その一環の中にIRが入ってくるならば、それは諮問会議等々で今後の検討課題になり得るだろう。それが今回のこの国家戦略特区として、今よすがとおっしゃいましたけれども、その部分ではないかな、このように思っております。

○玉木委員 ここで一つ御提案申し上げたいんですけれども、今大臣がおっしゃった、いろいろな要望が出てきます、これからも。それをワーキングで検討してもらいますね。各省でいろいろやって、さっき言った、まだ議論が煮詰まっていない。これは、いつも規制改革を阻むときの理由なんです。時期尚早である、煮詰まっていない。でも、先ほど申し上げたように、刑法の特例としての特区の話はもう十年來やっています。これが

どこまで議論が進んでいるのかは、役所も全部知っています。

私が冒頭、繰り返し申し上げますけれども、トップダウン制がこの国家戦略特区のこれまでの特区とは違うところ、つまり、役所任せにしていただのでは、いつまでたってもこれは上がつてきませんよ。絶対上がつてきません。私自身、何度でもこれは苦労しましたから。そこで、ある種の政治的な明確な意思やリーダーシップをこの制度の中に入れ込むことができるかがポイントなんです。最後にちょっとお聞きしたいんですけれども、今回も入っていませんけれども、入れないという判断はどうやってやったのか、その選定過程を教えてください。

つまり、トップダウンで何かを進める、逆に言うと、裏から言うと、トップダウンで何かを進めないということもトップダウンで決めます。そうすると、一義的な判断は、もちろん各省で議論して、これはどうだこうだ、できるのかどうか議論しますけれども、いや、それでもなお、やはりこれはやるべきだということにそのトップダウン制、この国家戦略特区のまさに肝があるわけで、では、今回外れようとしたときに、いやいや、待て、これはやれ、あるいは、仕方がないわといった政治の意思で外すことを承認したのか、この選定過程、つまり、カジノ特区が今回の規制の特例から落ちた、その選定過程について御説明をいただきたいと思います。

○新藤国務大臣 本格的な検討はこれから始まるんです。そのための、国家戦略特区を決めて進めていくための仕組みを今度の法律で御提案をして、成立をさせていただきたいと願っています。

委員が今おっしゃったトップダウンというよりも、強力な政権の意思を踏まえて、それを実現できる体制を、しかもシンプルに、そしてスピーディーにつくろうと。ですから、国家戦略特区諮問会議という、担当の閣僚とそれから民間の有識者による、どういうコンセプトでこの地域を選

ぶべきかというのは、そこでこれから決めていくということでありまして。ですので、今回既にやる特区、地域と内容を決めた上で出しているのではないということなんです。

ただ、地域を限定しなくても、事業を限定しなくても、さまざまな御提案の中から、これはワーキングの段階で役所と折衝して、緩和の項目に入られるものについてこの十八項目があるというふうに、それはメニューとしてそろえました、ですから、それはあくまでメニューの一つでしかないということでございますので、IRが、カジノ特区とかそういうものが、まだこの特区を具体的に入れるかというところまでいっていませんので、そして事務的には、委員が御承知のように、十年來やって結論が出ない問題なんです。それについて、わずかに短期間のワーキングの作業でその結論が出るわけありませんので、結果、この規制緩和項目の中には加えられていないということでありまして、意図的に外せとか、そういうことではないということです。

○玉木委員 大臣、私、敬愛する新藤大臣なので、批判めいたことは申し上げません。ただ、この間、規制改革が進まなかった、いつも理由は、今大臣がおっしゃったようなことを繰り返しながら、この十年あるいは二十年過ぎてきた結果なんです。

私は、例えば竹中平蔵さんが産業競争力会議で四月十七日に出した、これは国家戦略特区の法案に至る一つのきっかけになったものだと思いますが、「立地競争力の強化に向けて」というペーパーの中で、これまでの構造改革特区じゃなくて国家戦略特区をやる必要があるというこの文の中に、「構造改革特区は、当初は大きな成果をあげたが、徐々に運用が役人任せになり」ということが書かれてあるわけです。

つまり、放っておくと、役人同士のやりとりになると、規制改革というのは進まないんですね。だからこそ、政治がそこに入っている、ある種のブレークスルーをやってもらいたい、それで

きたのが今回の特区だと、私は積極的に評価しているんです。

だからこそ、その意味では、選ぶときに、落とすなら落とすということも政治判断としてきちんとやってほしいんですよ。何か、知らないうちに議論をして、役所から上がってきて、大臣、一応、今回のこの十八項目でとりあえず行っていくさいというんじゃないや、いや、落ちたのはないのか、東京や大阪から出ているものがあるんじゃないのか、そういうことを政治の意思で、一回しっかりと検討した上でそれが残っているならいいんですが、この批判にあるような、運用を役人任せにすることを続けていたのでは、結局、規制改革は進まないの。

この点については、これはカジノ、IRに限りません。ぜひ、その点については仕組みとして、一体、規制改革のリストにある項目は、何を残し、何を外したのかということとは、よく大臣がチェックをしていただきたい。

○新藤国務大臣 私も全く同じ思いです。

ですから、今回のことも、役人が事務的なもので整理したものでございせん。これは、ワーキングの先生たち、民間の委員の人が、休みも潰して延々と各省からのヒアリングをやって、その中で絞り込んでいったもの、それから、私どもの政治的な打ち合わせもした上でここまでたどり着いたということでありまして、小粒だ、物足りないというお声はありますが、しかし、それですら今までできていなかったこととございますから、事務的なことでは解決できなかったものを我々が、今度は関係担当大臣同士で直接折衝して織り込んだものもあります。

ですから、今の委員の意思というのは、きちっと私もやっていきたい。もとより同感でありますし、官僚と政治の役割分担をきちっとする、政治は政治の役割を果たしていく、その上で、役人の皆さんにも役人の役割をきちっと、私は期待をしておりますし、そういう意味での総合的な成果が出せるように取り組んでまいりたい、このように

思います。

○玉木委員 ぜひ期待をしたいと思います。

そのことを担保する一つの御提案を申し上げたいのは、各省とのやりとり、例えば内閣府と法務省がやったやりとりとか、関係のやりとりを全てオープンにしてください。そうすると、変な理由でだめだと、昔あったのは、文科省、天井の高さが三メートル以上なければいけないとかいろいろなのがあつて、これは明治何年の告示であつて、もう説明不能なんです。そういうことがオープンになることによって、ああ、もうやはり無理な規制はできないなど。

つまり、役所は、だめなものはだめですみたいな理由でだめにしていくことが多いので、そのやりとりをオープンにして、ある種、国民の目で規制改革を進めていくという観点が極めて大事だと思うので、情報公開を進めながら規制改革を進めていくという観点をぜひ取り入れていっていただきたいなと思います。

もう一つ、国家戦略として進めていくというところで、これは提案を申し上げたいんですが、今、資料の二を配っているのでもちよつと見ていただきたいんですね。

これは提案が具体的にあつたわけじゃないんです。私、これは大変問題だなと思つたケースがございます。これは、ここに書いていますiPS細胞の再生医療の研究をされている東大の医科学研究所の中内教授の話であります。

中内教授は、動物の体を使って、具体的に言うて豚を使ってヒト由来の脾臓をつくるという研究をやりたいということなんです。日本にいると、規制があるし、時間がかかつて研究が進まないの、スタンフォード大学にもう移籍をするということを言っているわけでありまして。

もちろん生命倫理にかかわることなので、私は軽々にやるべきものでもないと思うんですが、しかし、だからこそ、国家戦略として、ある種、地域を限定して進めていくようなことにむしろふさわしいんじゃないのか。なかなかこれも手挙げ方

式では出てきませんよ。国家の意思として、やはりこれは、iPS細胞、あるいはそれに関連する研究や産業を日本のこれからの成長の根幹に置くというところであれば、みすみす優秀な人材がアメリカに流出したり、日本を去るようなことを許しちゃいかぬと思うんですね。

こういうことについてぜひ、それこそ、仮に手挙げがなくても国家戦略として、こういう研究ができる研究拠点を、あるいは革新的な医療拠点を日本につくろう、これはまさに国家戦略特区に合ふと思うんですけれども、大臣、いかがでしょうか。

○新藤国務大臣 私は、再生医療をどう実用化するか、研究開発もそうでありますが、実用化において日本は非常におくれをとっている、その問題意識は委員と共有したいと思っています。

わずか二カ月足らずでございましたが、私は、総選挙が終わつて自民党が野党の間の経済産業部会長なんです。そこで、再生医療実用化推進法案、これは厚労部会と経産部会と合同で出しました。ですから、そのちよつと取りまとめをやらせていただきましたので、事の重要性、また早く対策しなきゃいけない、こういうこともよく承知をしていると思います。ですから、これは極めて重要だと思っています。

そういうことをやるための特区をつくるかどうか、それをこの特区諮問会議できちんと議論をして、そして、国家戦略として打ち立てたならば、それに必要な規制をそこに入れ込んでいく。これはまさに、これがもし決まるならば、それに必要な規制にピンポイントで絞つてその実行を迫る。

それは、委員がさつき情報公開の話がありました。反対する意見も、危惧する意見も、推進する意見もオープンに出してその中で、国民に見ていただきながら、政府として政権が責任を持つて決めていくのではない、こういう体制をつくるのが今度の国家戦略特区でございます。

○玉木委員 規制の特例を認めても、それを實際

使ってくる人があるのかないのかわからないような空振り規制じゃなくて、こういうふうには、具体的に規制があつて研究がおくれてそれでも我が国に残ることができないと言っている例があるわけですから、こういったことをまず具体的につかまえて、実現できるようなことをまさに国家戦略で、大臣のあるいは総理のリーダーシップでスピード感を持つてやる。

多分、こういうものを見直していったら、二年、三年たつたらできるようになるんですよ。でも、そうしたら、もういいですね。こういうことを日本はずつと続けてきたんですよ。だから、国家戦略特区に期待するんです。それを担っている大臣に期待するんです。

ですから、こういう具体例が上がってきたので、役所から上がつてこなければ、では、諮問会議でちよつと議論してみようよという、動議じゃありませんけれども、提案をむしろ大臣から出して。これは具体的な例ですから、そういうことをぜひ積極的にやっていただきたいなというふうに思いますけれども、いかがですか。

○新藤国務大臣 私も全く同じ思いであります。今、それはたまたま個別具体ですから、これをやるかやらないかは私が今言うことではありません。でも、そういうものをブレイクスルーさせなかつたら、新しい経済は開きません。将来の日本の経済の拡大につながりません。ですから、それをスピードディーにやろう、そして強力な組織をつくつて総合的に推進しよう。

この取り組み、今委員の本当に応援していただいてうれしいと思いますけれども、ですから、一刻も早くこの法案を成立させて作業を進めたい、このようにお願いをしているところでございまして。

○玉木委員 ぜひこれは頭に置いておいていただいて、閣僚同士で話したりとか、あるいは閣議後の閣僚懇なんかで話すときは、何かこういうことを取り上げて、ぜひ安倍政権として進めませんかということをごきでござい大臣にまた言っていた

だきたいなというふうにお願ひをしておきたいと思ひます。

この法律について最後に一点お聞きをしたいのは、これは同僚の後藤議員からも提案があつたんですけれども、国家戦略特区、総合特区、構造改革特区、ある種似たようなところもやはりあるのも事実であります。

これは、各申請する側からすると手続が極めて煩雑になっていくところもあるもので、後藤議員からは、制度相互の接続を強化すべきだということ、構造改革特区で認められた個別の規制の特例について、それを国家戦略特区計画に記載されて、それで総理大臣の認定を受ければ、もうそれをもつて特区の認定も受けたものとみなすということにしたらどうですかという提案がありまして。私もこれはやるべきだと思いますし、そういった方向で法案も修正していただけるようなことがあれば非常に望ましいと思つております。

加えて、構造改革特区と国家戦略特区の接続も円滑にしていくのとあわせて、総合特区と国家戦略特区の接続もぜひ円滑にやつてもらいたいんです。

ということは、既にもう今四十幾つある総合特区で認められた特例について、それも書き込んだ上で、国家戦略特区を申請してきて認められたら、それはもうそれイコール自動的に総合特区としての認定も受けたと。もう一回総合特区のルートを使つてそれを申請して、必ずこれはおけると思ひますけれども、もう一回手続を踏まなきゃいけないというふうなことはしないでいいように、構造改革特区と国家戦略特区の接続を円滑にするのとあわせて、総合特区と国家戦略特区の接続もぜひ円滑にさせていただきたいと思ひますけれども、いかがでしょうか。

○新藤国務大臣 制度の連続性を持つ、連関性をつくるというのは重要だと思います。その意味で、前国会において、総合特区法案を検討するときに、構造改革特区で認められたものは総合特区でも認めるようにしよう、これはそういうこと

で法案修正をしていただいて、そのようなものになりました。

今回においても、この委員会質疑の中で、構造改革特区において認められたものは国家戦略特区においても認められるように、総合特区と同じような形にしてはどうか、こういう御提案があったことも承知しております。

一方で、構造改革特区は、認めると、それは全国どこでも通用する規制緩和なんですね。けれども、総合特区の場合は、その地域に限定した規制緩和なんです。ですから、総合特区においては、今、特区間の連携というのは、これはその特区ならではのプロジェクトとして規制緩和を認めているわけでありまして、今回、それは総合特区相互においてもまだできていないわけでございます。まして、今度の国家戦略特区に、今の御提案のところはちょっと趣旨がなかなか難しいところがあるな、実態として難しいところがあります。ただ、いずれにしても、総合特区でやっていることは連携させる。例えば、地方の意見を、その地域内における意見を取りまとめるときに、仮に同じエリア、総合特区の一部が国家戦略特区にかかっているとするならば、その意見の集約は一回で済むようにしようとか、そういう工夫はしたいと思っております。

○玉木委員 ぜひこれはやっていただきたいと思っております。国家戦略特区は数は限られていますし、多分、大都市が中心だというふうに理解しますけれども、例えば、東京都からもう総合特区も出ていますし、東京都から国家戦略特区が出てくれば、そこはやはりもっと事務手続も含めて、ぜひこれを認めていただきたいというふうに思いますので、法律上、確かに少し書きにくいところはあると思いますが、やれないことはないと思いますので、ぜひ、利用者利便を図るという意味でも、前向きな検討をお願いしたいというふうに思います。

次に、地域を限定した特区だけではなくて、全体の規制改革の話に少し話題を移したいと思いま

すが、薬のインターネット販売についてお聞きをしたいと思えます。

先般閣議決定された薬事法の改正案では、一般用の医薬品のネット販売を認めると同時に、いわゆるスイッチ直後品と言われる二三品目については市販後三年間、劇薬五品目については恒久的にネット販売を禁止するということが、ある種、法律上明確になるということが決められたわけがあります。

その立法の根拠は、十月八日の、少し長いですが、私も、この報告書を読んでも、慎重に対応するとかいろいろの言葉は出てくるんですが、ネット販売を認めないという記述はどこにも見当たらないんですね。

さつき言ったスイッチ直後品二三品目と劇薬五品目のいわゆる二八品目について、なぜネット販売を禁止することになったのか、その根拠について、ちょっと整理して教えていただけませんか。私、根拠を見つけることができなかったで、お願いします。

○赤石大臣政務官 玉木委員にお答えしたいと思います。

御指摘のスイッチ直後品目は、医療従事者の厳格な管理のもとで提供される医療用医薬品から一般用医薬品に移行してから期間が短く、一般用医薬品としてのリスクの評価が定まっていないうものが多くあります。日本再興戦略においても、医学、薬学の専門家により、その特性と販売時の留意点について検討を行うこととされ、取りまとめをいただいたものであります。

この専門家会合では、スイッチ直後品目は、いずれもリスクが不明であり、使用者がみずからの症状や状態、副作用の兆候等を正しく判断、申告できないおそれがあることから、薬剤師が対面で使用者本人の状態等を直接五感を用いて判断した上で販売することが必要であるとの意見をいただいております。

このため、今国会に提出した薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律案では、スイッチ直後品目については薬剤師による対面販売を義務づけることとしたところであります。

○玉木委員 今、ちょっともう一回聞きたいです。私が今申し上げた専門家会合の報告書の中には、患者の状態を五感を用いて判断するという文言はどこにも出てこないと思うんですが、五感という言葉は報告書に出てきますか。

○赤石大臣政務官 会議の議事録にはその言葉は載っておりますが、座長が後でコメントを出しております。スイッチ直後品目と劇薬について、は、薬剤師と患者さんが直接顔を合わせて、よく話し合い、薬剤師が患者さんの状態を五感を用いて判断し、販売する必要がある」ということをコメントとして出しております。

以上です。

○玉木委員 その座長のコメントというのは一体何なんですか。イエスかノーで答えたいという一度聞きます。イエスかノーで答えたいんですが、立法の根拠になったこの専門家会合の報告書の中には、五感を用いて判断しなければいけないというこの記述は出てきません。それはイエスかノーかでお答えください。

○赤石大臣政務官 そのとおりでございます。

○玉木委員 私は、薬にリスクがあることは認めます。ですから、適切な対応をしなければいけないことも認めるんです。

問題は、今おっしゃった対面、五感を用いて、五感というのは視覚、聴覚、味覚、触覚、嗅覚ですか、それを用いてやらなきゃいけないということだと思んですが、インターネットを使うことと対面とが、安全性の確認、確保においてどちらに優劣があるのかということはこの報告書の中のことを読んでも出てこないと思うんですけれども、それはいかがですか。

○赤石大臣政務官 御指摘のように、五感で感ず

るというのは、私の経験からいってもなかなか難しいんだろうと思いますが、ただ、やはり薬剤師の経験に異なるとか、体が震えていたらどこかに異常あるとか、そういうのにおいか嗅覚というところよりもむしろ体調を考えてよく判断できると。それはインターネットとは大きな違いがあるというふうに思います。

○玉木委員 においか嗅覚ではなくて、目がどうかと震えているというのは視覚情報なので、インターネットを経由した確認もできないことはないと思うんですね。

だから、インターネットにおける確認や販売が対面に比べて圧倒的あるいは決定的に劣っているということは、これも水かけ論になりますけれども、報告書の中には対面の方がすぐれているという記述はどこにも出てこないんです。

にもかかわらず、いざ立法することになると、二八品目についてはネット販売の規制をかけ、また処方箋薬についても全面禁止ということになつていくんですが、この報告書のどこを読んでもそういうことが出てこないの、しっかりとした検討の上で立法措置がなされているのか、そのプロセスについて疑義があるのではないかと、いうことを申し上げているんですけれども、それについてはいかがですか。もう一度。

○赤石大臣政務官 お答え申し上げます。

岡議長の発言の詳細は把握しておりませんが、薬剤師が患者の状況等を直接判断すると記載されております。これは、純粹に医学、薬学の見地から検討を行ったことを明確にする観点から、あえてネットや対面という用語を使わずに作成したものであると理解しております。

○玉木委員 規制改革担当の後藤田副大臣にお聞きしたいと思うんです。

その前に、ちょっと資料の三と四を見ていただきたいと思えます。今のやりとりを少し整理してみました。

今政務官にお答えいただいたように、専門家の議論だと、患者の状態をやはり五感を用いて判断する必要があるので、二十八品目あるいは処方箋薬についてはやはり対面で販売し、ネット販売については禁止しますということになっているんですが、その根拠となる、私が今申し上げました専門家の報告書には、まず五感という記載はどこにも出てきません。加えて、インターネットがだめですという記載も一切出てきません。処方箋薬についても、最後の五行でさっと書いてあって、なぜそれがだめなのかの科学的な根拠は示されていないと私は理解しています。

ここで後藤田副大臣にお聞きしたいんです。

その右に書いていますけれども、こういったプロセスに関して、我が国の全体として規制改革を進めていく総合司令塔である規制改革会議の岡議長は、厚労省の今回の進め方についてはスマートでない。非常に言葉を選ばれているんですよ。加えて、ネット販売規制に関して、合理的で納得する科学的な理由は無い。これはきのうですかね、政府の規制改革を担うトップの議長がこういうふうにおっしゃっているんです。

やはり、今回の薬事法改正に至る手続には著しい瑕疵があったとこれは認めざるを得ないんじゃないですか。いかがでしょうか。

○後藤田副大臣 委員御関心の規制緩和、大変ありがたく思っております。

私どもも、さまざまな批判、議論があることは承知しております。私も、規制改革会議に何度か出席して、さまざまな意見を聞いておりました。

それに対して、委員も御承知のとおり、四閣僚で最終的に、医学、薬学、こういった安全性、専門家の見解をやはり尊重すべきという、いろいろな協議を重ねた結果だと思えます。九九%以上は、これは我々も、規制改革会議の実施計画にも、インターネットが対面かを問わず、合理的かつ客観的な検討を行うということで、それで進めてきまして、インターネットだからだめだとか、そういうことは一切排除しています。

ただ、最後のスイッチ直後品、これはやはり、リスクが不明であるという点において、専門的な見地から言われますと、それについての販売方法は、もちろんインターネットも、トレーサビリティ、いわゆる売った後の対応とか誰が買ったか、統計学的な、プラスメリットもあるわけですね。それぞれの販売形態でメリットがあるわけですが、やはり、リスクが不明であるスイッチ品ということについては販売の差を設ける、こういう判断に至ったと思います。

要は、スイッチが今後なくなる可能性もあるんです。スイッチ直後になるとか、スイッチを今度しなくなるということになると、また別のいろいろな議論が出てきますが、ちょうどそこ、非常に曖昧なところというか、その点については、やはりリスクが不明という点において、医学的、薬学的見地を優先させたということでございます。

○玉木委員 私も、医薬品にリスクがあることは認めます。議論のないまま全てをネット解禁しろとも言っていない。ただ、今回の立法に至る手続は著しい問題があると私は思いますし、実際、岡議長もそういうことを言っているわけであります。

下に、資料四に整理しましたけれども、今言った報告書が出ました、五感の言及はありませんでした。二十九日、産業競争力会議の医療・介護等分科会に出て、そこで局長から、報告書にない座長メッセージがいきなり出てくるわけですね。ここで五感が初めて登場いたします。その後、十一月五日の四大臣会合があり、そこで、座長一人じゃなくてきちんとほかのメンバーの了承をとっているんですかと言ったら、休憩した後の深夜に委員全員の了承が出ましたといって、これは後出しじゃんけんみたいな形で妥結し、閣議決定して、法案提出に至っているんです。

私は、先ほど新藤大臣に申し上げましたけれども、いろいろなことを議論するプロセスの透明性、公平性、このことが、規制改革を進めていく

上でも、あるいは国民のいろいろな利害がありまから、両方の立場があります、そういう信頼性を確保する上でも極めて大事なことだというふうな思っておりますので、この政策決定過程の公正性、透明性の確保、このことがしっかりと行われることを改めて強く要望して質問を終わりたいと思いますけれども、最後に、お聞きになって、新藤大臣の御所見を伺いたいと思います。

○新藤国務大臣 政策決定過程が公開性、透明性を持つて、しかも効率的に進めていくのは当然のことでありまして、さらに心がけてまいりたい、このように思います。

○玉木委員 終わります。ありがとうございます。

○柴山委員長 次に、大西健介君。

○大西健介委員 民主党の大西健介でございます。

この委員会、この法案審議、二回目の質問の機会を与えていただき、近藤理事を初め委員の皆様感謝を申し上げます。

さて、これまでこの委員会で、これまでの構造改革特区や総合特区と今回の国家戦略特区というのは何が違うんだというような議論が何度かありました。そして、構造改革特区とか総合特区というのは地域の自主的、自立的な取り組みを国が支援するという基本的な枠組みの中で進められてきたのに対して、今回の新しい特区というのは国主導というところが大きな違いなんだということを繰り返して御答弁されてきております。つまり、発想が違うんだということだというふうに思います。

この点において、政権交代後、地域主権戦略会議が廃止をされて地方分権改革推進本部が設置されるなど、国から地方へという流れの中に、私は微妙な変化が生じているんじゃないかなということを思っております。

そして、そんな中で、去る十月三十日、総務省において、地方法人課税のあり方等に関する検討会報告書というのが取りまとめられました。その

中で、法人住民税の法人税割を一部国税化して、そして地方交付税の原資として地方へ再配分するという提案がなされております。

しかし、この法人住民税というのは、言うまでもなく地方団体の貴重な財源であります。それを一方的に国が召し上げるということは、これは受益と負担の関係からも理屈が通らないと思いますし、また、地方団体の課税自主権を損なうものだというふうに思います。

さらに言えば、企業誘致等で頑張っても、その頑張った分が国に召し上げられるということになりますし、今申し上げているような地方分権の流れにも私は反するのではないかとこのように思っております。

また、今回報告書が取りまとめられた過程において、国と地方との協議等を通じて十分な説明がなされなかったんじゃないかということについても、地方からは不満の声というのが上がっております。

法案に対する質問に入る前に、まずこのことに対する総務省の御見解をお聞きしたいと思うんですが、大臣はきょうは総務大臣というお立場でこの委員会に出席されているわけではないということでもありますので、政務官にきょう御出席をいただいておりますので、政務官の方から総務省の御見解をお聞きしたいと思います。

〔委員長退席、橋委員長代理着席〕

○伊藤大臣政務官 お答えを申し上げます。

地方財政審議会に設置いたしました地方法人課税のあり方等に関する検討会におきまして、地方財政審議会委員や、ここには学識経験者を加えまして、全国知事会、全国市長会及び全国町村会からもそれぞれ一名ずつ委員になつていただいで検討をしていただいております。

委員御指摘のとおり、その検討会が先般取りまとめた報告書におきましては、地方消費税の税率の引き上げにより交付団体と不交付団体間の

財政力格差は拡大をすることから、その税の偏在性の是正措置が引き続き必要であるということを指摘していると同時に、法人住民税法人税制の一部の交付税原資化を検討するべきであるという御提言をいただきました。

法人住民税法人税制の国税化につきましては、検討会報告書において、地方固有の財源である地方交付税の原資に国税化された額の全額を繰り入れることにより、地方団体の貴重な財源であるという性格は失われないものだという指摘をいたしておりますし、地方消費税の税率の引き上げにより地方税が全体として増収となる中で、法人住民税の交付税原資化を検討すべきであるとの検討会の提言は、地方分権に逆行するものとは言えないと考えております。

地方法人課税のあり方につきましては、今後、与党税調の審議のプロセスを経まして見直しが行われることになってまいります。

総務省といたしましては、検討会報告書が総務大臣に提出された後、全国市長会等の場を通じ説明を行ってきたところでございますが、引き続きまして、御指摘もございましたし、地方団体の意見もよく伺いをさせていただきながら、地方全体の視点に立つて、偏在性が小さくて安定的な地方税の体系の構築に向けて、具体案を検討してまいりたいと存じます。

以上です。

○大西(健)委員 私愛知県ですけれども、政務官も愛知県ですから、お地元からいろいろな声をお聞きになっていると思います。たしか、半田市も、二〇〇四年から二〇一一年までは不交付団体であったのではないかと思いますし、また、藤川政務官も愛知県でいらつしやいますから、今言っていたいただいたみに、ぜひ地方の声をしっかりと聞いてこの問題を進めていただきたいということ再度お願いしておきたいと思ひます。

それでは、法案の中身について質問していききたいと思います。

特に私からは、前回は雇用の問題について、い

ろいろと細かいところを含めてお聞きをさせていただきますました。雇用の部分については、さまざまな疑問がこの審議を通してクリアになって、いろいろな懸念が払拭されるかどうか、これは私どもの最終的な法案の賛否を決めるに当たっても重要な判断材料になりますので、ぜひ丁寧な御答弁をお願いしたいというふうに思っております。

さて、前回、私の質問に対する答弁で、雇用労働センターの組織のあり方とか、雇用指針、いわゆるガイドラインの具体的な中身、あるいは、助言等の援助を受けることができる対象企業、こういうことは第三十六条の基本的な事項だということに思ふんですが、ただ、こういうことを聞いても、全てこれから決めますということなんです。政府としては、今のところまだ具体的な方針が定まっていまいというところが明らかになつたと思ひます。

一方で、この三十六条の規定というのは、法案成立後四カ月以内に施行するということになっております。四カ月というすぐですから、法案が成立してすぐに検討しないと間に合わないというふうに思ふんですが、今後、どういうスケジュールでこれを検討していかれるのか、内容を固めていかれるのかについて、厚労省から御説明をいただきたいと思ひます。

○大西政府参考人 国家戦略特別区域法案三十六条に規定しております。国家戦略特区における事業主に対する援助を実際に行う窓口といたしましては、十月十八日の日本経済再生本部決定にありますとおり、雇用労働相談センター(仮称)を設置して、新規開業直後の企業やグローバル企業などからの要請に応じて、雇用管理や労働契約事項が雇用ガイドラインに沿っているかどうかなど、具体的事例に即した相談、助言サービスを実施する方針であるわけでございます。

まず、雇用労働相談センターを立ち上げるに当たりましては、こういった新規開業直後の企業やグローバル企業などのニーズに対応した援助の具体的内容の検討、あるいはそのサービスを担う人

材の確保を含めた実施体制の整備、あるいは企業を初めとする関係者に対する周知広報などが求められており、所要の予算確保が必要になると考えられます。

また、雇用ガイドラインの策定に当たりましては、労働契約に係る裁判例の分析、類型化を行うことが必要となるわけでございます。

具体的に何月までということをお答えすることは困難であります。いずれにいたしまして、政府といたしましては、労使の参画する審議会や国家戦略特別区域諮問会議の意見を聞いて計画的に準備を進め、関係条文が施行される、法律の公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日に、国家戦略特別区域において所期の政策が適切に実施できるようにしてまいりたいと考えております。

○大西(健)委員 なかなか何月までに何をしようというのには答えられないということなんですけれども、内容も決まっていまい、スケジュールも決まっていまいでは白紙委任同然になってしまうわけですから、今の御答弁の中にも多少は出ていたけれども、やらなきゃいけないことはいっぱいあるわけですよ。そして、周知広報とかもやらなきゃいけない。

あるいは、予算編成との絡みというのもありまうから、もし制度設計する中で予算を要求しなきゃいけないものがあれば、それまでにある程度中身が固まっていまいとこれは話にならないわけですから、そういう意味では、今答えるのはなかなか難しいということなのかもしれませんが、今後でもできる限り丁寧に、関係者に対しては情報提供や説明というのをお願いしたいというふうに思ひます。

同じく前回の質問で、今の労働相談センターと雇用指針のあり方を詰めていくに当たっては、労使などの関係者の意見を踏まえて検討を進めていくというふうに答弁をさせていただいていますが、けれども、労使の意見を踏まえてと言っているけれども、では、何を具体的に検討すべき事項として

想定しているのか。あるいは、どのような場で、いつごろその意見を聞くつもりなのかについても、厚労省から御説明いただきたいと思います。

○大西政府参考人 法案三十六条に規定しております事業主に対する援助につきましては、国が特区に雇用労働相談センターを設置して、労働契約に係る裁判例の分析、類型化による雇用指針というものを活用して、具体的事例に即した相談、助言サービスを実施することとしているわけでございますが、今御指摘いただきました、労使などの関係者の意見を踏まえて検討する事項といたしましては、雇用労働相談センターにおけるサービスの具体的なあり方とか、あるいは雇用指針の具体的な内容を考えております。法案成立後速やかに検討を開始して、労使の意見を聞いてまいりたいということでございます。

意見を聞く場といたしましては、労使が参画する労働政策審議会を考へているところでございます。

○大西(健)委員 今、労政審を考へているという御答弁をいただきましたので、しっかりとそのとおりやっていただきたいと思います。

続いて、同じく前回の答弁の中で、雇用労働センターが行う援助は、内容的には都道府県の労働局長が全国でやっている援助と何が違うのかというところでありましたけれども、これは二重行政にならないのか。あるいは、両者のそれぞれの判断にそごが生じるということはないのか。その両者の関係について、再度御説明をいただきたいというふうに思ひます。

○大西政府参考人 都道府県労働局長が行っております紛争解決の制度と今回の新しい制度、両者の関係でございますが、個別労働関係紛争解決促進法に基づきまして都道府県労働局長が行っております情報提供、相談その他の援助は全国的な取り組みであり、求職者、事業主を対象に、個別労働関係紛争の未然防止や自主的解決の促進のため、助言指導や紛争調整委員会のあつせん、こう

いった委任を行う都道府県労働局長が実施するものでございます。

今回の法案三十六条に規定する、国が行います情報の提供、相談、助言その他の援助につきましては、特区内の事業として、新規開業直後の企業やグローバル企業その他の事業主を対象に、個別労働関係紛争の未然防止とその予見可能性の向上を図るためでございます。雇用管理や労働契約事項が雇用ガイドライン、雇用指針に沿っているかどうかなど、具体的事例に即した相談、助言サービス、こういったものを実施するものであります。

この両者でございますけれども、全国的な取り組みか、特区における取り組みかといった違いとともに、労使を幅広く対象とするか、一定の事業主に力点を置くか、あるいは、あつせんまで実施するか、情報提供及び相談、助言を中心に援助を行うかといった、そういう違いがあると考えております。

また、特区における取り組みにつきましては、新規開業直後の企業やグローバル企業などを対象としているものでございますので、例えば、外国語による情報提供や相談、助言を行うなど、そういった両者それぞれのニーズに応じた対応が必要になっておりまして、二重行政になっているとは考えておりません。

また、支援の内容でございますが、いずれの支援も現行の判例法理などの雇用ルールを踏まえて実施するものであり、その内容にそこが生じるというところは考えておりません。

いずれにいたしましても、適切な役割分担のもと、その生じることなく必要なサービス提供ができるように、この法案に基づくサービスの具体的なあり方につきましては検討してまいりたいと考えております。

○大西(健)委員 確かに、今の御答弁のとおり、例えば、グローバル企業とかを相手にするので外国語とか、あるいはそういうグローバル経済に詳しい人とかというのがるので、違う部分という

のもあるんでしょう。それから、どちらもガイドライン、これはこれまでの判例を超えるものではないわけですから、それに沿ってやる限りそこは生じないという御答弁だったと思いますので、しっかりとそうようにお願いしたいと思います。

三十六条ですけれども、四項に、国家戦略特区会議は、援助の実施に関して、内閣総理大臣及び関係行政機関の長に対して意見を申し出ることができるということになっております。

しかし、私は、特区会議だけが一方的に意見の申し出を認められているというのは、法のたてつけとして不均衡、フェアではないんじゃないかというふうに思っております。特区会議の意見に対して、今度は、内閣総理大臣及び関係行政機関の長の側から反論というか、意見に対する意見を述べることもできるようにしてあげるべきじゃないかというふうに思いますし、さらに、その意見というのは最大限尊重されるようにしていただきたいというふうに思っております。

そうすることによって、特区諮問会議に、関係大臣が意思決定から外されていることについてさまざまな懸念があるわけですが、その懸念を一定程度振り払うことにもつながるのではないかと私は思っております。

新藤大臣、こうした修正をしたらどうかと私は思いますが、ぜひ、この点についての御見解をいただきたいと思います。

○新藤国務大臣 この国家戦略特区におきまして、新規開業直後の企業及びグローバル企業が我が国の雇用ルールを的確に理解して予見可能性を高めること、これが、また、紛争を生じることなく事業展開することが容易になるような、そういう情報提供、そして相談、助言、こういったものを行いたいということを盛り込んでいくわけでありまして、これらの援助は、国が特区会議と密接な連携を図りながら意見交換をすることで効果が高まってくる、このように考えております。

そして、委員がおっしゃるように、特区会議からの意見だけでなく、逆に今度は、内閣総理大臣

臣そして関係行政機関の長から特区会議に対して意見を申し述べることは、これはあり得ることでありまして、それは尊重されるべきであると私も考えております。

○大西(健)委員 大変向きな御答弁をありがとうございます。

それでは、今、援助の話をつつと続けてきましたけれども、もう一つの柱である有期雇用の特例ですけれども、これは日本経済再生本部決定の検討方針の中では、無期転換申込権発生までの期間のあり方、その際に労働契約が適切に行われるための必要な措置等について、労働政策審議会を検討するとしています。

ただ、この点、報道等に出ているように、有期雇用の期間を今の五年から例えば十年に延ばすというようなことが報道では出ていますけれども、十年に延ばすということのは是非だけを労働政策に、これはどうですかということ聞くのではなくて、私は、有期雇用のあり方そのもの、まさにこの検討方針で言っていたように、期間のあり方とか、それを変えた場合に、では本当に労働者保護はどうなるのかといったことも含めて、これは労働政策の検討に委ねるべきだということに思いますが、この点についての見解を厚労省からお伺いいたします。

○大西政府参考人 委員御指摘の、法案の附則第二条に盛り込まれております有期雇用の特例に関する内容につきましては、十月十八日の日本経済再生本部の決定にありますとおり、高度専門職で比較的高収入の労働者などを対象に、無期転換申込権発生までの期間のあり方について、労働政策審議会において検討することとしておるわけでございます。その際、例えば十年というお話ございましたけれども、そういった特定の期間を前提にしているわけではございません。

また、労働政策審議会におきましては、この無期転換申込権発生までの期間のあり方とあわせて、労働契約が適切に行われるための必要な措置などについても検討することとしております。

で、こうした二つの要素についてしっかりと検討を進めてまいりたいと考えております。

○大西(健)委員 今繰り返し私が申し上げていることは、労働現場のルールというのは、現場を熟知した当事者である労使が参加して決めるということが大原則だということに思っております。

そこで、国際労働機関、ILOの諸条約においても、雇用政策については労使同数参加の審議会を通じて政策決定を行うべき旨の規定がなされるなど、数多くの分野で、公労使三者構成の原則をとるようになっていることが規定をされております。

したがって、労働に関して規制改革をしたいとか特区での規制緩和事項を全国展開するような場合には、先ほどの御答弁にもあったような、例えば労働政策審議会のような場を通じて関係者との十分な協議を行っていくことが私は重要だということに思いますが、条約との関係で、この点について厚労省から御説明をいただきたいと思っております。

○熊谷政府参考人 お答えを申し上げます。

労働法制の見直しなど労働政策に関する重要事項につきましては、さまざまな会議の御意見もよく伺いつつ、ILOの三者構成原則の趣旨を十分踏まえまして、公労使の三者で構成されます労働政策審議会におきまして十分に御議論いただくことになると考えております。

○大西(健)委員 ぜひ、その言葉をお忘れなきようにしていただきたいと思います。

最後になりますけれども、先ほど来言っている雇用指針、ガイドラインですけれども、現時点においては、私も、当初、雇用特区だとか言われたような状況にはなくなってきたというふうにも思っていますけれども、先ほど来申し上げているように、これから決めていくわけですから、その過程においては、今言ったように、十分に関係者と協議してくださいねということを重ねて申し上げますけれども、ただ、今具体的な内容が明らかになっていない中で、今なお、また裁判所の判断を事実上拘束するような内容になってしまふん

じゃないかという懸念が、まだ私は完全に消えていないと思つてゐるんです。

そこで、再度この場で確認しておきたいんですけれども、雇用指針というのは、あくまで裁判例を分析、類型化しただけのものであつて、これまでの判例を変更したり超えたりするものではないということ、ここではつきり会議録に残しておきたいというふうに思ふんですけれども、厚労省から、再度、今の部分について、皆さん、不安を感じている人の不安がしっかりと払拭されるような御答弁をお願いしたいと思います。

○大西政府参考人 御指摘の雇用指針でございますが、法案三十六条の第二項におきましては、「労働契約に係る判例を分析し、及び分類することにより作成する雇用管理及び労働契約の在り方に関する指針」とされていることを踏まえまして、裁判例を分析、類型化して作成するものであります。

この雇用指針につきましては、個別労働関係紛争の未然防止及び予見可能性の向上に資するため、これまでの裁判例を分析、類型化したものであり、法的効力を持つものではありません。このことは重ねて御答弁させていただいており、御心配の必要はないものと思われま

す。なお、雇用指針につきましては、労使関係者の意見を十分踏まえつつ、厚生労働省を中心に、関係省庁が連携しながら策定し、法案三十六条の第二項にありますとおり、国家戦略特別区域諮問会議の意見を聞いて取りまとめるものでございま

す。○大西(健)委員 ガイドラインの作成に関しては厚労省もしっかり関与していくとお話だったと思ひますし、また、これまでの判例を超えるものではない、心配ないということをしつかり厚労省から言っていたというふうに思ひます。

私たちは、総合特区や構造改革特区をやつてきましたし、特区や規制改革そのものについては、我々もこれはしっかりとていかなきゃいけないというふうに通じておりますけれども、一方で、

前回の質問のときにも私は申し上げましたけれども、そもそも、生存権的基本権である労働に関することが特区の内外でルールが違ふとかというのは、どつちかというところ、やはり労働とか雇用というのは規制改革とか特区には余り適していない問題なので、そこは十分に労使の意見を聞いて慎重に進めていただきたいということを重ねて申し上げて、時間になりましたので、私の質問を終わります。

ありがとうございます。

○橋委員長代理 次に、中根康浩君。

○中根(康)委員 民主党の中根康浩でございます。

大西さんに引き続き、雇用の関係について質問をしてみたいと思ひます。

今回の法案については、附則の方にも十分気を配つていかなくてはならないことであらうと思ひます。

法案の第一条においては、規制改革その他の施策を総合的かつ集中的に推進するのは、国が定めた国家戦略特別区域においてということになっております。これに対して、附則第二条の検討事項には、特区という限定された範囲ではなく、全国規模で規制緩和を検討すべきとする事項がここに書き込まれてゐるわけでありま

す。この附則第二条には、私は大変違和感を覚えざるを得ないと思つております。

地域の特性を生かした事業展開や町づくりをするときに全国一律のルールが邪魔になる、支障になる、このため、地域の事情に合わせた特別なルールを認めようというものが特区の基本的な考え方であらうと思ひますが、この附則の第二条は、特区限定ではない内容がここに盛り込まれております。

これは、当初、契約の締結時に、労働者側から五年を超えた際の無期転換の権利を放棄することと認めるといふような考えから転換をしたものであつたり、あるいは、議論の途中経過においては、弁護士とかあるいは博士とか、こういった大

変優秀な方々に対して例外的に適用するということのようなこともあつたわけでありま

すけれども、相変わらずこの附則第二条において、労働契約法の変更を意図したものがここに盛り込まれてゐるということには、やはり、心配といひますか、危惧の念を抱かざるを得ないと思つております。

雇用ルールに関しては、今も大西議員からも話がありましたが、特定地域に限つて緩和することが適切ではない、あるいは許されない、そういった性質のものも多いわけでありまして、大変慎重な議論がこれまでいわゆる労政審で積み上げられて、今の雇用ルールが決められてゐるわけでありま

すが、この附則というところで、幾らここには有期の事業、あるいは専門的分野、高い年収という要件があつたとしても、労働契約法の改定を意味するものが書き込まれてゐる、特区の法案に、全国規模にかかわる、全国民に当てはまる労働契約法の改正というやうなものが書き込まれてゐるということではないかというこ

を考慮させていただきます。

この法案が成立したら、この特区法の附則が根拠となつて労働契約法が変わっていくということになるのか。あるいは、二十六年の通常国会の法案提出ということまで書き込まれてゐるわけでありま

すが、このあたり、特区の法案の中に全国に当てはめられる労働契約法の改定事項が盛り込まれてゐるということについて、厚生労働省としてどう考えるか、見解をお示しいただきたいと思ひま

す。○大西政府参考人 委員御指摘のとおり、この法案附則第二条の有期雇用ルールの特例について、そういうものが設けられてゐるわけでございます。これにつきましては、委員から御指摘があつたとおりでございますが、中身といたしまして、この十月の十八日に日本経済再生本部が決定いたしました国家戦略特別区域における規制改革の事項等の基本方針において示されております、新規開業直後の企業及びグローバル企業などが、優秀な人材

を確保し、従業員が意欲と能力を発揮できる、そういう目的に沿つて、委員御指摘のそういった検討が行われたという経緯があるわけでございます。

また、産業の国際競争力の強化とか、あるいは、国際的な経済活動の拠点の形成の推進という国家戦略特別区域法案の全体の目的、趣旨に沿つて実施するものであること、そういうようなことから本法案の附則に盛り込まれてゐる、そのように考えております。

○中根(康)委員 私の質問に正面から答えていただいていないやうな気がいたしますが、もちろん、国際競争力を確保するということは大切なことではありますけれども、特区法案の中で、特区法案を根拠に、今後、この法案が成立したから、附則二条に書き込まれてゐますよね、ですから労働契約を改正することになりますよねということの是非についてお伺ひをしてゐるわけでありま

す。

〔橋委員長代理退席、委員長着席〕

○大西政府参考人 法案附則の二条でございますけれども、この内容につきましまして、委員御承知のとおりの内容が書かれておりますけれども、この有期雇用の特例につきましては、法案成立後に労働政策審議会において検討することとしております。そういうことでござい

ますので、法案が成立した晩には、法案の附則二条に書かれております検討事項について、労働政策審議会において、雇用の現場の実態を熟知した公労使の代表にしつかりと御議論をしていただく、そういうやうなことを考えておるところでございます。

○中根(康)委員 もともと、政府として、厚労省として、労働契約法の改正ということは一定のスケジュールの中に入つてゐる、いずれ検討していかなきやいけないこととしてお持ちであるということであるならば、あえてこの特区法案の附則の中に書き込まなくても、しかも、今、審議官の御答弁にもありましたやうに、労政審で十分議論を積み重ねていくという御答弁があるわけでありま

すので、何もこの特区法案の附則にあえて書き込まなくても私はいいのではないかとこのように思います。

この国家戦略特区というものは無関係な事項を規定するというものについては、やはり、私は、極めて抑制的でないといけないし、特に、先ほど大西議員からも御指摘があったように、雇用ルールということについては規制の緩和には必ずしもなじまない分野であるわけでありまして、この特区法案の中にこういったものが、紛れ込んでいて失礼かもしれませんが、盛り返されていくということについては、いささか問題があるのではないかとこのように考えさせていただいております。

改めて確認をさせていただきたいと思っておりますけれども、この附則第二条の検討事項の中に、「労働に関する法令の規定に違反する行為が生じないようにするために必要な措置その他必要な事項であつて」というような、必要な措置という文句があるわけなんですけれども、まさにこれは労働者の権利を保護するために必要な措置というように思いますが、この必要な措置として想定されているものはどんなものがあるか、御答弁をいただきたいと思っております。

○大西政府参考人 委員御指摘のとおり、法案の附則二条でございますけれども、有期雇用のあり方について検討する際には、こういった特例の対象者の要件でありますとか無期転換申込権が発生するまでの期間のあり方だけでなく、まさに御指摘ありましたとおり、期間の定めのある労働契約の締結時、当該労働契約の期間満了時などにおいて労働に関する法令の規定に違反する行為が生じないようにするための必要な措置あるいはその他必要な事項、こういったものが検討の対象になるということ規定があるわけでございます。

こうした検討事項については、具体的な内容につきましましては、この法案が成立いたしました時点には、速やかに労働政策審議会において、労使の代表、雇用の実態というか現場をよく御存じの労使

の代表を交えて、しっかりと御議論をいただきたいというぐあいに考えておるところでございます。

○中根(康)委員 やはり大切なところは、労政審で十分議論を積み重ねて、それぞれの利害がきちんと調整された上でルールがつくられていくということであろうと思っております。

したがって、この附則には、平成二十六年に開会される国会の常会に提出することを目指すということまで書かれているわけですが、もちろん、必要なことは速やかにつくっていくということが大切ではありますけれども、労政審で、例えば議論がまとまらなかった、もう少し時間が欲しいというような状況になった場合には、必ずしも、この二十六年の常会に法案を提出するということに余りこだわら過ぎない方が望ましいと思っておりますので、ぜひ、もちろん、いたずらに時間をかけるというわけではなくて、必要十分な議論を行った上で、改正法なら改正法案を出していただくというところでよろしいでしょうか。

○大西政府参考人 委員御指摘のとおり、この法案の内容にのっとりまして、労働政策審議会で十分御議論、審議を尽くしてまいりたい、そのように考えております。

○中根(康)委員 二十六年の常会というものは必ずしもこだわらずに、労政審で十分な議論を積み重ねて結論を出していくことが、審議官の御答弁で確認をされたと思っております。

改めて申し上げておきますけれども、どうしても、解雇しやすい規制緩和をこの特区法案に盛り込みたいという意図を感じてしまうわけなんですけれども、今後も、このようなやり方で規制改革方針を規定するというようなこと、こういった本来的でないことを別の法律に盛り込ませて、雇用に関する必要以上の規制緩和を、解雇ルールの、ある意味解雇しやすいルールというようなものを規定していくというような、なし崩しの労働法制の規制緩和、こういったものはやはり不適切であらうと思っております。

こういったものがアリの一穴になって、解雇特区であるとかあるいは残業代ゼロ特区であるとか、こういったものがつづられていってしまうことがないように、ぜひ厚労省としては、まさに労働者保護の観点から気を配っていただきたいと要望させていただきます。

○柴山委員長 新藤大臣。

○中根(康)委員 求めておりませんので。

○柴山委員長 私が指名しております。

新藤大臣、発言を求めます。

○新藤国務大臣 委員長に御指名いただきましたから御許しをいただきたいと思います。今委員の御質問に際して、特区担当の地域活性化担当大臣として、この法案について、なぜこのようなものが盛り込まれているか、ここはぜひ整理をさせていただきたい、このように思います。

それは、そもそもにおいて、今委員が、大前提として、特区というのはその中のみで通用するものを決めればよいのだから、全国的なものはここで議論する必要はないじゃないか、こういう御趣旨でございました。それは一面の真理であります。

しかし一方で、この国家戦略特区が目指すものは、まずはその特区内において効果を実証してみよう、成果を得られるかどうかという意味において規制緩和を導入しよう、こういう目的があるのと同じ重さで、それは、先駆的にやってみて、必要なものは、全国展開できるものはしていいのではないか、こういう方針でございます。

その意味において、まず、特区において雇用の拡大に通ずるさまざまなこういった取り組みを検討してまいりました。そして、詰めた議論の結果、これは官僚、役人の議論を超えて、私ども担当大臣同士の話まで行き着いた中で、これは特区というよりも、それならば全国展開できるように考えてみようではないかと。しかし、それには労政審での御議論が必要だ、こういうこともございました。

いろいろ始めていただける話というのは、この特区の話の中で議論をした結果なのであります。それは、ある意味極めて短期的に成果が出たということでもあります。特区を実現して、そこで成果を得た上で全国展開できるものややっていこう、そういう段階を極めて、まず議論した段階からこのように次なる展開が、全国展開ができるようになったというのは、これは好例だ、いい例だと思ふんですね。

ですので、その意味において、この附則において、検討項目として議論の成果、そして我々の目指すところを書かせていただいたわけでありまして、あくまで目標ですから、それに向けて努力をする、必要な手続をまた御議論いただくことは当然であります。な、この戦略特区法案の中に、附則の中に入れていられるのかというのは、それはまさに戦略特区法案の目的として、この国の経済をさらに活性化するためのいろいろな取り組みを推進する、この観点からこのようなことになったと御理解をいただきたいと思っております。

○中根(康)委員 もちろん、国際競争力を高めていくという観点は必要だと思いますが、例えば弁護士であっても、あるいは何やら博士であっても、どんな優秀な人材であっても、これは、働き過ぎれば過労、過労死という事態に至らないとも限らない。あるいは、そういった方であっても、当然、労働あるいは研究にきちんと見合った対価というものはお受け取りになっていただく権利はある。

そういった意味で、どんなに優秀な人材であつたとしても、働く人の健康であるとか、あるいは命であるとかというものできちんと守っていくということもまた、これは幾ら特区であつたとしても置き去りにしてはいけないところであらうと思ひます。

そういった意味合いで、これはきょうは深く立ち入って議論する時間はありませんけれども、あくまでも、今も大臣も最後に言及をしていただきましたけれども、この附則にも、労政審できちん

と議論をしていくということが書かれているわけ
であります。

逆にといいますか、ちよつと見方を変えると、
この附則の検討事項の二項に、労政審で議論をす
るということが書かれているということがまず最
も大切なところであつて、労政審の議論は、附則
二条の一項にさまざま書かれているこの規定に制
約をされるのかされないのかということを厚労省
にお伺いしたいと思ひます。

○大西政府参考人 厚生労働省といたしまして
は、もちろん労働政策審議会で議論するわけでござ
います。この法案が成立した暁におきましては、
厚生労働省といたしましては、それは法案に
のつとて議論を重ねるというようなことでござ
いますので、当然、法案に書かれている内容は審
議の対象になると思ひますし、また、提出時期に
つきましても、目指すということで法案に書かれ
ておりますので、そういった法案のつとてやら
せていただく、そういうような趣旨でございま
す。

○新藤国務大臣 ぜひこれは御理解いただきたい
と思ひます。

これは、今、私どもとすれば、日本経済再生本
部で決定した事項でございます。ですから、それ
は政府の方針です。その政府の方針を示して、そ
れを法案の中に落とし込みました。

一方で、労政審の御議論に制約が加わるもので
はございません。あくまで、政府としては、そう
いう決定をして方針を決めた、それを進めていき
たい、こういうことは我々は出したわけでありま
す。それを踏まえた上で、労政審がきちんとした
御議論をいただけるもの、このように思つており
ます。

○中根(康)委員 あえて大臣が御答弁をいただき
ましたので、一言だけ申し上げて終了したいと思
ひますけれども、政府の方針だということは一つ
の方針であつて、また、その方針を一つの材料と
して、労政審で十分な議論が行われて雇用ルール
が決められていくということは、確認をさせてい

ただきたいと思ひます。大臣もうなずいておられ
ますので、そのことを確認して、終わらせていた
だきます。

ありがとうございます。

○柴山委員長 次に、中丸啓君。

○中丸委員 日本維新の会、中丸でございます。
本日、採決もあるということで、本日は終局と
いうことで、この件に関しては、私も立たせてい
ただくのが最後の質問になると思ひます。本日も
よろしく御願ひ申し上げます。

まず、一つ目に、ちよつと私も論に戻つて
みたいと思ふんですけれども、我々が内閣の方か
ら説明を受けて、戦略特区のイメージということ
で、いろいろなアイデアが入ったシートをいただ
いております。これについてヒアリングをさせて
いただいたところ、提案募集を行つてそういうの
が出てきたんだというお話だったんだけれども、
そもそも、今この法案をやっている段階で、この
さまざま意見、提案募集が出てくるに当たつて、
一体いつごろ提案募集を行われたかということ
と、どのようにそれを行われたか、また、恐ら
く事務局だと思ふんですけれども、どの部門が
推進してやられたかということを教えていただ
ければと思ひます。

○川本政府参考人 お答えを申し上げます。

今、委員お話がございました提案募集でござい
ますが、国家戦略特区のワーキンググループ、こ
の場でいろいろ御議論をいただきまして取りま
めていただきました提案募集の要項、これを八月
八日に発表いたしました。八月十二日から九月十
一日までの一カ月間の期間で実施をいたしましたの
でございまして、民間事業者及び地方公共団体か
ら、電子メールでも郵送でも、あるいは持参でも
構わないということで、私ども内閣官房の地域活
性化統合事務局の方へお出しをいただくというこ
とをしたものでございまして。

これは八月八日に提案募集要項を発表した後、
十二日には報道発表をし、当事務局のホームペー
ジにも載せました。それから、八月二十三日には

新藤大臣御出席のもとに説明会を開きまして、幅
広く周知をするということに努めたところでござ
います。

○中丸委員 ありがとうございます。

今、幅広く周知をしたということなんですけれ
ども、八月の八日から九月十一日、さかのぼつて
思い出ししてみれば、国会開会中でございまして、
私だけかもしれないけれども、少なくとも、私は
知りませんでした。そういった文書も、こちら
の東京の事務所に届いたというのはいなかったよう
に記憶していますけれども、例えば国会議員に対
する周知というのはいかがですか。

○川本政府参考人 お答えを申し上げます。

広く一般の方に、ホームページなども通じて
オープンにいたしておりますので、個別国会議員
の先生方のごところに募集要項を届けるというこ
とはしていないと思ひます。

○中丸委員 していないと思ひます、来ていま
せんでしたから。

先日、この委員会の場で質問をさせていただ
いたときに、新藤大臣から、ぜひともそういうもの
も国会議員が推薦してやってほしいというお話も
あったと思ふんですけれども、そういう意味で
は、広く周知するということは、やはりくまなく
周知するというのもぜひとも考えていただきたい
と思ふんですね。

例えばその周知方法一つとってもそうですし、
提案募集全体として、今から大事な法案を決めて
いくものとなる部分をつくるに当たつて、この提
案募集をどういう形でやるというのを誰がどのよ
うにして決めたのか、教えていただけますか。

○川本政府参考人 お答えを申し上げます。

国家戦略特区の提案募集につきましては、この
特区の制度設計を御検討いただいておりますた
ワーキンググループでございまして、そこで、制
度設計に資するというところで、提案募集をしては
どうかと。これは五月の末でございまして、そう
いうことをしかるべき時期にやったらどうかとい
うお話が出ました。

その後、では提案募集するに当たつて、どうい
うコンセプトの特区的なかというのを当然お示し
して提案募集をしなきゃいかんだろうということ
で、コンセプトの議論を続けてまいりました。先
ほど申し上げた時期に、大体コンセプトがまと
まったということで、提案募集をするということ
にしたものでございまして。

○中丸委員 済みません、質問の答えに全然なつ
ていなくて、僕は、誰がどのようにしたのかとい
うことをお伺いしたいんですけれども。

○川本政府参考人 提案募集を行うことにつしま
しては、担当大臣でございまして新藤大臣の方で御
決定をいただいて、事務局の方で受け付けをした
ものでございまして。

○中丸委員 ありがとうございます。大臣が決定
をして、事務局の方で行つたということござい
ます。

国会議員は別にして、広く募集をされて、結
果、提案は幾つぐらい集まったか、教えていただ
けますか。

○川本政府参考人 お答えを申し上げます。

提案は、全体で百九十七件でございまして。提案
のあった団体は、民間事業者など、これは個人の
方もおられますが、これが百八十一、地方公共団
体が六十一、団体数では二百四十二でございまし
て、共同の御提案等がございましたので、提案数
とは一致をしていないということでございまして。

○中丸委員 ありがとうございます。

それだけ、百九十七件という非常に多くの提案
をいただいたと思はれていと思ひますが、国家
戦略ですから、提案数はもう一桁多くてもいいぐ
らい、集まるものはたくさん集まる方が、やはり
選抜が多い方がいいものが残ると私は思ひます。

そういう中で、今、このイメージの中に入つて
いるものなんですけれども、その百九十七件の中
から、ここを選別もされたんだと思ふんですね、
それはそれで、あつ、これいいなということ。
寄せられた提案から、これの選定はどのようにし
て行われたか、教えていただけますか。

○川本政府参考人 お答えを申し上げます。

この提案募集は、どう特区にするかという特区のコンセプトをいただくとともに、それを実現するために必要な規制改革項目というものもあわせて御提案をいただいたものでございます。

この規制改革項目につきましては、大体、医療が五十とか、雇用分野が二十、教育が三十、都市・まちづくりが五十、農業三十というような格好で、そういった分野のところに相当程度集中をしまいたことでございます。そういったものの中から共通項を選び出して、例えば、国際的なビジネスを行うような特区をつくりたいというところについて共通項をくり出す、それから、医療の関係ではこういうことをやりたいというところを共通項をくり出して、最も必要な部分ということで絞り込んでワーキンググループで御議論をいただいて、最終的に再生本部決定に盛り込まれた事項になったということでございます。

○中丸委員 わかりました。

何でこういうそもそものところをお伺いしているかといいますと、今後、いろいろな会議の中で実際に決めていく作業に入ったときに、今、ここまででやったひな形というのは、非常に、今までワーキンググループではこういうふうになってきたとかということがどうしても一つの前例となると思うんです。そういう意味で、余りここについての質問は委員会の中でもなかったように思ったので、質問を今回させていただいております。

ここから、ちよつと新藤大臣に御質問させていただきます。

今後、提案を実際に募集していくに当たって、この法案がもう通過しちゃうという大前提で答えていただければいいんですけれども、先ほど私がこれまでの流れで申し上げたように、百何件で、この中からあとちよつと出てくるぐらいでなくて、もつと幅広く、我々委員はみんなのこと、国会議員も衆議院、参議院問わず、いろいろなところからいろいろなアイデアというのは出

てくるというふうに思います。

そういう中で、より多くのアイデアをいただけるように、募集期間も一カ月で、例えば東京都の資料がこの委員会の中でも出ていましたけれども、あれだけの資料をなかなか短期間でつくるといのは、調査も含めば相当難しいことだと思います。もう少し、募集期間であるとか告知方法であるとか、工夫する余地がかなりあるように思われるんですけども、大臣の御所見をお伺いさせていただきます。

○新藤国務大臣 今回のことを踏まえてさらに工夫をしていく、これは大変重要なことだというふうに思っておりますから、心がけたいと思います。

その上で、少し経過を御説明させていただきたいと思うんですけども、そもそも国家戦略特区を、こういうものを設けようではないかと議論が始まりましたのは、たしか四月に入ったあたりからだったと思います、本格的になりましたのは、それで、私が担当大臣として取りまとめるように、このように言われて、そして、連休のころ、連休前でしたね、連休前に方針を出し、議論をして、そして、まず最初の規制緩和項目は九つ、今回の十六のうちのまず九つは、提案募集をやる前に、これまでの長年の御議論の中で、ぜひここは緩和を実現したい、それを事務方とワーキングの間で極めて精力的にやりました。それが五月の末であります。

そこで、こういう規制緩和のメニューを持った上で、さあ、どんな事業をやるべきかというコンセプトワークを本格化いたしました。そして、それがある程度でき上がったところで、七月の末あたりから準備を始めて、八月の十二日から募集を開始する。ですから、春先からもう何度も、国家戦略特区はこんなようなことではないかと、臆測も含めてさまざまな記事が出ていたわけでありました。

それを、我々とすれば、いよいよ、では、まず提案募集を行います。一体どのぐらいの提案が

来るかは、私は実は少し心配をしておりました。だけれども、当日、ヒアリングのときの説明会に二百六十人が来たんです。それは、大きな企業、それからいわゆる地方自治体だけでなく、本当に、グループで、それから町の中の研究者が、私はこういうことをやれば国家として新しいものが開けるんじゃないか、そういうような思いを持った人がたくさん来てくれて、ですから、個人的な参加というのもあったんですね。

そのときの私の趣旨説明やヒアリングの模様は、全て動画に撮って、ネットでそのまま公開しております。ですから、そのヒアリング、また、私どもの説明会に来られない方も、ということが行われたかは全部周知したんです。

その上で、御提案が最終的には二百件近くのものになったということなでありまして、これは極めて多いというふうに思っていたんですけど、これが予定調和で、ある程度場所を決めて、そして、それを位置づけするための段取りをしているのではないんだということなんです。さまざまな議論の中で、イノベーション、新しいものを起こすのには、それは、既存のルールも破らなければイノベーションは起きない。

ですから、今回のことは、私たちとしても大いなる実験であって、しかも、政府として責任を持つてやるんですから、成果も出さなければいけない。しかし、がんじがらめの中で、例えば、全部決めた後でこれをやりますよ、もう事業をやる前から全てが決まっています、それでもつてそのとおりにいく事業なんていう、委員も事業をおやりになつていくわけだから、わかると思います。

ですから、私たちとしてもいいかげんなことはできません。きちんと手続を踏んで、これは、できる限り皆さんに参加していただくようにやりつつ、結局は、総理がおっしゃっているように、これを始めることで、またさらなる提案が来るだろう。そして、この国家戦略特区が、こういうふうに関心を呼ぶ。特区として地域を指定する、こんな

ことが国のみんなでもって事業として始まる、その関心を呼んだことが最大のPRになると思います。

我々とすれば、通常の手段に加えて、SNSを使ったり、既に私どもの中で、ツイッターのアカウントをとれとか、そういうことまでやらせているんですよ。そうやってきめ細かに、一般の方にも伝わるようにしたいし、みんな参加できるような仕組みをつくってきたい。それには、まず最初に成功例をつくることなでございます。そういう経緯の中でやっているということでございます。

○中丸委員 ありがとうございます。

そういう成功例をつくっていく、要は、善の循環をつくっていくということは非常に大事だと私も思います。

ただ、さつき事務局の方もおっしゃられていたんですけども、これはこの件だけに限らずいろいろなことで、そういうのになれている人、たけている人、能力の非常に高い人たちは、短期間でそういうものをつくり上げてくるのができるんですけれども、例えば、小さな話でいえば、いろいろ町おこし、例えば空き家利用だったり、そういうのを地元のNPOの人たちがやっていたり、そういう若い人たちが民間でやられている方というのは、意外とこういうのに入ってくるというのは、すばらしいアイデアと行動力を持つていても垣根が非常に高くて、情報が行き渡りにくいというのがあります。

四月ごろから議論を始めて、新聞でいろいろ出ているというのはあるんですけども、なかなか、決定しないと、新聞で出ているものは全てが現実化するわけでは当然ございませんので、今後、幅広く周知活動も一考願いたいというののももちろんなんですけれども、もう少し具体的に、例えば自治体でも、非常に小さな自治体の場合は、そういう起案能力が薄い自治体もあって、でも、そういうところが意外と持っているたりすることもあるわけで、そういう地方公共団体に対して、カ

ウンスリングというやりとりをしながら、国家戦略ですから、一緒にアイデア自体もつくり上げていくようなことも考えただけならと思うんですけども、よろしいですか。

○新藤國務大臣 おっしゃるとおりだと思います。ですから、いろいろなチャンネルをつくっておくことです。

国家戦略特区でやるべきこと、今の御提案などは、例えば過疎地等の集落活性化事業、これは大入気、総務省の予算でありましたが、想定した金額の十倍以上の御要望が出てきました。それだけやる気があるということですね。それから、地域経済の循環、イノベーションサイクル事業、こういったものもありますし、それから、構造改革特区における規制緩和のいい提案で、一つの項目について規制緩和をやるならば、それは構造改革特区でも十二分できるわけでありまして。

今回の御提案の中でよいものは、国家戦略特区で取り上げられなかったから終わりではなくて、そういったものもいろいろなところで活用していくというふうにも思うし、また、それは各省が、経産省も環境省も国交省も農水省も、いろいろなところでやっているんですね。そういうものをちゃんと受け皿にして、それを町づくりや活性化と連携させる仕組みが必要で、そのいろいろな連関の中の一つというか、そのピラミッドの上にこの国家戦略特区という先導役があると位置づけているわけでございます。

○中丸委員 ありがとうございます。

ちよっと個人名を挙げるのはあれなんですけれども、この間質問した広島の前でいいますと、実際に、出先機関から出向で広島に入られているこの部門の担当をされている職員さんに対して、本庁のお役人さんが、おまえのところ、出せるか、出せぬだろう、じゃあいいよなみたいな空気も、やはり先輩、後輩の仲ではあったりするそうなんです、現場の話として。何省か言うとなあれなので、あえて言いませんけれども。

そういう中で、先日お話ししたように、私は、

国際平和、積極的な平和貢献、平和にかかわっていくという意味でも、国際平和推進特区という、アメリカのオバマ大統領が言われているような核軍縮、核兵器の削減というののももちろん念頭に置いて、アジアにおける国連の機関、本部に当たるようなものをぜひ広島に誘致していきたいというのは、広島で多くの方が願っておられることでもございます。

そういう中で、単なる誘致活動だけではなくて、先日申し上げたように、国際平和ビジネス特区といいますが、そういうものを推進していくためのビジネス、NPO、国際NGOも含めて、そういうプラットフォームになるようなエリアになるようなことをぜひとも提案させていただきたいというふうに思っていますけれども、先日もちよっとお言葉を頂戴しましたけれども、具体的にやっていくに当たって、何かアドバイスをいただければと思います。

○新藤國務大臣 私は、一番大切なのはコンセプトだと思います。

ですから、何をやるかという目標設定が弱いと、手段として、あの事業をやろう、この事業をやろうとか、これだけの人を集めようとかと、そっちが先に行くと、それは成果は上げると思いますが、世の中の人気がつかない、ここにこんなやり方があったのかというものを得るためには、やはり何のためにやるのかというコンセプトを打ち立てる。

そして、そのコンセプトのためにどんな戦略を組むべきなのか、その戦略を実行する手段は何なのか、こういう組み立てをきちんとして、それらを、まず、参加性を高めるための仕組みも必要だと思えますし、それから、やはりお金ですよね。資金をちゃんと調達できる手立てをつくるということが重要だと思います。

その事業が立ち上げに成功すれば、あとは、その事業は、持続可能性の持ったものであるならば、国から金が来なくなったらとまっちゃったな

どというような事業は、一過性で終わっていいわけがないわけですから、そういう連関がうまく出てくるようにすればいいんだと。

ですから、委員が地元の、ましてや広島市の平和に対する思いというのは、世界に対して訴えていく。また、私たち、特に広島の方々が、それは最大の御苦労とともに権利を有しているわけですから、そういったものをきちんと打ち立てて、それに対するコンベンションを活性化させる。そして、付随する観光やその周辺のいろいろな経済の活性化というふうに、うまくつなげていくのはいと思います。

ですから、それは特区でなくても、まず、町の中でそういうブランドデザインができて、構想が持ち上がってくるならば、それを支援する策はたくさん政府の中にあります。そして、どうしてもこの部分の規制緩和が必要だということになれば、それは単体の規制緩和もあり得るし、構造改革特区によるものもできるし、それがさらにもつと複合的なものになって、これは国としてもこの部分でこういうものを打ち立てようということまで上がっていけば、それは国家戦略特区の対象になる。

これは、いずれにしても、まず、構想をきちんと打ち立てることが重要ではないかと思えます。

○中丸委員 ありがとうございます。おっしゃるとおりだと本当に思います。

そういう中で、コンセプトは、核軍縮、世界平和の発信。それから、やはり国連の本部を誘致するというのは、アジアの平和と治安、全体の平和の維持の中心地として発信していく場になるというのが一番のコンセプトであり、これは広島という都市の性格上もあるんですけれども、日本国全体が、本来、太平洋とユーラシア大陸に挟まれた、そういった意味での地域拠点としても重要な要素があるというふうに思います。

あと、それ以外には、私の選挙区ではないんですけれども、広島県には呉市というところがありまして、そこは戦艦大和をつくったところで、昔、

海軍工廠があったところで、いろいろな意味で、そういう発信拠点に十分なるものを持っているところがありますし、コンセプトは非常に重要だと思います。

実現に向けて、地元の皆様、民間も含めて、さまざまな動きを今後もしていきたいと思いたいで、ぜひともプランが出たら拝見していただければというふうに思います。

それでは、ちよっと話をかえまして、先日の質問のときにも少しPDCAのお話に触れさせていただいたと思うんですが、国家戦略特区の諮問会議でそういう議論をしていただく中で、その議事録に当たるものは公開される予定はあるか、なしかということをお伺いしたいと思います。

○川本政府参考人 お答えを申し上げます。諮問会議の議論でございますとか、国家戦略特区の取り組みにかかわる情報というのを開示することは、大変重要であると思っております。

御指摘のように、特区の諮問会議の内容は原則公開として、議事要旨を公表し、一定期間経過後には議事録も公表するということにしたいと思っております。

○中丸委員 済みません、ありがとうございます。

今、原則公開というふうにおっしゃられたんですけれども、原則じゃない場合というのはどういうのを御想定されておられますか。

○川本政府参考人 現時点で、具体的にこういう場合は原則でないという想定をしているわけではございません。

当然、諮問会議の運営については、基本的な方向を基本方針で定めて、具体的なやり方については、これまでも、会議規則で定めさせていただくということをお願いしてきております。その中で、例えば個人名が出るかどうか、そういうこの場合にあるかもしれないということで、今、具体的にこういう場合は原則外であるということ想定しているわけではなくて、むしろ、極力公開する

ということでごいます。

○中丸委員 ぜひと、話の一番初めに戻るんですけども、幅広くいい案を、いいアイデアを募集するには、なるべく自由に出てきて、それがどうなっているかというのが公開されているかどうか。

要は、一定の、例えばコネがあつたらいくんじやないかとか、そういう臆測が出ないようにするほど自由な意見というのは非常に集まると思いますので、特にこのPDCAサイクルの評価、選定の部分、そういうところを、議事録等々で公開できるものがあれば公開していただきたいなというふうに思います。

もう少し時間がありますので、通告していないところへちよつと入らせていただきます。

先ほど、一つの例として広島のお話もさせていただきましたけど、政府からいかにお金をいただくかというものでもないと思つていまして、やはり民間の資本、資金を活用していく、民間活力を集合させる大きな磁石になるのがコンセプトだということに思います。

そういった中で、ただ、その核になるコンセプトはあつても、例えば広島の話でいけば、広島でやろうと山口でやろうと島根でやろうと鳥取でやろうと大阪でやろうと、条件が同じであれば、実際問題、集まつてこないわけです。規制緩和というのも非常に大事なんですけれども、やはりそれだけではなくて、私は、課税の特例が絶対的にこの件を進めるに当たっては必要だと考えております。

地方公共団体が国家戦略特区において特定事業を実施する場合に、実施主体に対して地方税を減免する場合、その他の地方税の課税の特例がある場合には、そういう当該実施主体に対して法人税の減免、その他国税の課税の特例の適用があるものになるべきだ。

例えば固定資産税なんかもそうだと思うんですけども、そういった配慮というの、今現状、決まる前ということで、案件ごとというのはあ

ると思うんですけども、前向きに、そういったことをぜひと提えてその都度御検討いただくというのは条件として必要だと我々は考えているんですけれども、新藤大臣、いかがでしょうか。

○新藤国務大臣 この国家戦略特区の、まず使う手段としては、大胆な規制緩和と税制措置、これによつて日本の経済の起爆剤となり得る特区をつくつていこう、こういうたてつけにさせてもらっているんです。

今、規制緩和の方は、事務的な、まだ個別の地区が決まらないまでも、緩和できる項目は何かというのをワーキングの先生方に一生懸命やつていただきました。また、御提案いただいたものを踏まえて、我々も含めて各省折衝をやつた、それが今の十八項目です。

ただ、税制については、税は税制調査会というプロセスがございます。しかも、個別具体の、どの事業に対してどういう適用をするのかということにならないと、最終的な判断ができないんですね。ですから、今回、まず税調でしっかりと御議論いただくことが第一です。

それから、さらに引き続いて、特区が、区域が決まった後もそういう検討がなされていく。当然、さまざまな野心的な御提案があつて、それを使つて成果を上げるんですから、まずそもそもの規制緩和と同様に、税制措置についても、できる限りのいろいろな取り組みができるように私どもは前向きに取り組んでいきたい、このように考えております。

○中丸委員 利子補給、金融支援もあるんですけども、やはり税制の部分というのは非常に、最終的に、特に民間投資を行う上では肝になる部分だと我々も考えていまして、いただいておりますシートでは「本年末に決定」と。本年末に決定ということは、どっちにもなる。

今大臣の方から、前向きに検討したいという御発言があつたんですけれども、別に新藤大臣がということじゃないので、言葉のあやだと思つて聞いていただければいいんですけれども、特に役所

関係で前向きに検討というと、どうも先延ばしというニュアンスにとれるような動きになることも多々あつたりするんです。

時間も迫つてまいりましたので、もしお願いできれば、もう少し力強く、やはり担当大臣として、本当に必要なものは積極的に推していただく、結果はともかくとして、積極的に推していくんだという言葉をいただければと思うんですけども、いかがでしょうか。

○新藤国務大臣 私たちは、今度のことで、日本経済の何かの障壁をブレイクスルーできるものがないのかという気持ちで進もうと思つているわけです。ですから、税制についても、さまざまな御提案があつて、それを受けとめて、これは、推進担当大臣ですから、その実現方に向けてのいろいろな可能性を追求してまいりたい。それをきちんと、しかし、政府の税制を決めていく中でのプロセスの中で我々は主張していく、こういうことでございます。

○柴山委員長 中丸君、質疑時間が終了いたしました。○中丸委員 はい。

ありがとうございます。ぜひとお願いしたいと思つています。広島の場合は責任を持つてまいりますので、よろしく願ひします。

○柴山委員長 次に、山之内毅君。

○山之内委員 日本維新の会の山之内毅と申します。

きょう、この国家戦略特区、日本国内はもちろん、世界がある意味注目している法案の一つだと思つております。アベノミクスの必要な成長戦略、そのための重要な法案、もう二十時間、審議時間をして、再三重なる質疑もあると思ひますけれども、再度確認をさせていただく観点からの質疑をさせていただきたいと思ひます。

先ほど質疑の中でも新藤大臣がおっしゃつていらつした、各自自治体から、民間企業の方々から募集があつて注目を浴びていると。国家戦略特

別区、やはり特別区ということから、特別な地域をつくつて、そこにある意味インセンティブを与えて、その結果、活性化する。それは、今回の医療から農業に至るまでさまざまなものがあると思ひます。

その中で、本日は、まず医療についてお聞きをしていきたいと思ひます。

まず、近年、iPS細胞も始めて、こういった再生医療というのが当然注目を浴びて、成長戦略の一環となつておると思ひます。その中で、関西では、関西イノベーションということでもさまざまな取り組みをしております。その中で、今、一つお話を伺つておるのがある。例えば病床数の問題がある。

例えば、大体九百床でお願いしている、そういった病院がある。そこに今回、例えばプラス百床ぐらい再生医療の関係の病床を持ちたい。そうすると、どうしても最大限の病床が決まつているものだから、では、九百のうち百は減らして八百にして、プラス百、これを再生医療に。そういった、ある意味、病床数をふやせないという現実はあるかと思ひます。

その中で、今回は、国家戦略特区の十三条に当たると思ひます。病床数に關しての記述がある。こちら十三条について、どういったものか説明いただければと思ひます。

○神田政府参考人 十三条の特例についてでございますけれども、通常、医療計画におきまして基準病床数というのを定めております。医療機関を開設、増床することによつてこれを上回ることになるような場合については、公的な病院については許可をしないことができる、民間の病院については開設や増床に關して勧告をすることができるといふ扱いになっているわけでございますけれども、今回の特例におきましては、国家戦略特別区域会議において国家戦略特別区域計画を作成しまして、内閣総理大臣の認定を受けた場合には、病床過剰地域であつても、その計画に定められた病床数を既存の基準病床数に加えて、医療機関の開

設、増床の申請を許可するという特例でございます。

○山之内委員 ありがとうございます。先ほど私も申し上げたとおり、やはり基準があつてもそれ以上の病床でやってもいいと。

そういった観点から、ある意味、再生医療をする場合、私も現場の方にお聞きいたしますと、やはり個室でやらないといけない。もちろん、そういった再生医療の問題ですから、感染等あると思います。大体、個室、ワンルームが多い。そうすると、やはり面積、場所もとるわけですね。一つの部屋に何床もというわけにはいなくて、ワンルームになる。

そういった中で、こういった病床数をふやしていただく、こうしなければ現実には厳しいというお話は何つております。その観点から今回は、後押しすること、十三条も加えられたものと認識しております。

その中で、再生医療をふやしていく。もちろん、病床数がふえた。ですけれども、今、iPS細胞ではなかなか治療はされていない。数例ですけれども、例えば、体性幹細胞というんですか、自分の細胞を利用して再生医療をする、この臨床試験はある意味試し期間で進んでいる。数例はあるんですけれども、この研究費が大体一千万円から二千万円、一例とるにしても、高いとお聞きしているんです。

やはりどうしても、こういった高い費用だと、大学病院等、もしくは民間企業が参入してもなかなか治療の回数がふえていかないという問題がある。

その中で、やはりこういった再生医療も治療の数をたくさんふやしていくと、当然、実行段階といえますか、実現には至らない。例えば薬なんかも、数百件の治療をしないといけないと聞いております。その中で、再生医療も数十件の治療をしていく。そのためには、やはり一千万円から二千万円という高いお金ではなかなか治療が進まない。

その中で、保険外併用診療ですか、こういったものも認めていただきたい、こういった要望もあるんですけれども、こちらについてはいかがでしょうか。

○神田政府参考人 例えば、御指摘にございました再生医療製品についてでございますけれども、治療の段階に至りますと、当然、今も保険外併用療養費の対象ということになっておりますけれども、治療後の特例承認という制度が今回の薬事法の改正で導入されることになっております。条件とか期限をつけて承認をするというものでございます。

こうした条件、期限つき承認を受けた再生医療製品の具体的な取り扱いにつきましては、治療段階でもう既に評価療養としていたということも踏まえまして、中央社会保険医療協議会において御議論いただくということにいたしております。

○山之内委員 ありがとうございます。例えば、がんの重粒子線治療、こういったものに関しては、大体、今、百万円から三百万円ぐらいでしようか、そういった費用がかかる。当然、保険は適用されて、基礎部分、入院するまでの検査だとかそういったものには補助が出ているとお聞きしております。

この点に関して、再生医療、例えば関西でやっているのは、心筋ですね、心臓の外に筋膜のようなものを張って心臓を鼓動させる、こういったものを進めている。こういったものの基礎部分、この基礎の研究、実際入院する前のこういったものに対して、保険外併用の拡大といえますか、拡張、こういったものは検討されていらっしゃるのでしょうか。

○神田政府参考人 先ほど御説明させていただきました再生医療等製品ということでございますけれども、まだ臨床研究の段階、御指摘のような医療技術につきましては、一定の有効性が期待される段階で評価療養の対象になるということになっておりますので、基礎的な部分については、保険から給付をすることができるといふことでござい

ます。

それからさらに、今回の特区におきまして、世界最先端の国際医療拠点ということから、そういったところでできるだけ早く評価療養の対象にできるように、申請を待つことなく、我々も、どういった体制であれば評価が適切にできるのか、あるいはそのプロトコル、どのような計画であればその有効性が確認できるのかということも一緒に考えて、できるだけ早く評価療養の対象にできるように努力してまいりたいというふうに考えております。

○山之内委員 ありがとうございます。

再生医療という問題、こちらについては、先ほど申し上げたとおり、成長戦略として、特区で治療の数をふやして、可能な限り実現していただきたい。そういった方針で基礎部分もしていただく、随時、進めていただきたいと思っております。

また、関西の方では、さきの総合戦略特区、こちらの方を用いていらっしゃる。こちらの結果、例えば地方税が最大ゼロとなるような地域、こういったものも、十二月ですか、始めている。法人府民税、法人事業税、不動産取得税等ですね、大阪府では、大体、日本だと、法人税の実効税率、これが三八％、アメリカだと四〇％、よく引き合いに出来るシンガポールは一七％、低いわけですね。こうしますと、この総合特区の中で大阪がやると二五・六三％、ここまで減らした。

当然、こういった税を抑えることによって医療のそういったものを活性化すると、その可能性がありまして、ただ、よく言われるのが、地方税を下げた、結果、税収が上がりました、でも結局、国税で取られてしまったら、地方税を下げる意味がないと言われる御指摘があるんですね。この御指摘に対しては、新藤大臣、どのようにお考えでしょうか。

○新藤国務大臣 今の話は、関西イノベーション国際戦略総合特区、この中で、地方の法人税をゼロにする、これは既に始めているということでご

ざいます。しかし、その中で国税の方との対応が求められているというお話は私も聞いております。

ですから、まず、この税制の特例措置は、国と地方の協議の中で、これはしっかりと御意向を踏まえて、また事業効果等を踏まえた検討がなされると私は期待をしております。また、私どもとしても、そういった提案自治体の御意見も踏まえて、しっかりと検討を進めていきたい、このように考えております。

○山之内委員 検討していただけると、新藤大臣の向きの御答弁をいただきました。

やはりそういった面、私は、こちら、前の質疑でも申し上げさせていただきましたが、どうもこの近年、近年といいますが、数時代前から東京一極集中が、これもデータ上もかなり多い。特に十五歳から三十四歳、若い世代の方々が突出して東京に一極集中になっている。

私は、ある程度、人口というのは、住めるその人口密度というのは限界がある、限りがあると思っております。そういった観点から、またアベノミクスの地方への波及、経済効果の波及という観点からも、やはり地方にそういったインセンティブを与えて、成長戦略を与える、そのための特区だと思っておりますので、先ほど新藤大臣がおっしゃられたような、各特区、地域で、特別な地域、それを置くことによって活性化すると、こういったものを期待します。

その関係で、先ほどの税制の件、これも検討していただけたということですので、引き続き前向きに検討をお願いしたいと思います。

さて、続きまして、農業の分野に移らせていただきます。

今回、さきの質疑でも多少さわりをさせていただきましたけれども、農業、四項目といいますが、四カ所あると思います。まず、それぞれについて御説明の方をお願いしたいと思います。農業への信用保証制度の適用、これについてお答えいただけますでしょうか。

○横田政府参考人 お答え申し上げます。

信用保証でございますけれども、現状、農業分野につきましては農業信用基金協会、商工業につきましては信用保証協会という分担になっております。この二つの協会の制度、少し違いがございます。例えば農業分野につきましては、保証の対象になる金融機関が百七十四、平成二十四年末ですけれども、ということでございます。一方、信用保証協会の方は、全銀行、約六百ということでございます。

それから、信用保証の保証限度額について見ますと、農業分野につきましては、個人三千万、法人五千万に対して、信用保証協会は二億ということになっております。

したがって、商工業に附帯して農業をされる方からしますと、農業分野であっても信用保証協会の保証が使えますと、ふだんから取引のある金融機関から借入れが可能であるとか、あるいは借入限度額が大きいというニーズがございます。

ということで、今回、特区制度を活用しまして、農業分野につきましても、商工業と附帯して行う場合には信用保証協会が使えるようにするというところでございます。

ただ、農業分野につきましては、農業固有のリスクもございます。そういうことで、日本公庫の農林水産事業が持っております二万件以上のデータベース、作目とか地域、経営規模とそのデフォルト率に関するデータがございますので、こういったものを加味しながら制度設計をしてまいりたいと思います。

○山之内委員 ありがとうございます。

農業の信用保証制度、そういったものは昭和三十六年からあると聞いております。古くからあり、多くの農協系金融機関、そういったものから融資されている。

今回、一個あったものが二つできる。具体的な例で言いますと、今まで、例えば建設業の方々、株式会社の方々が農業に参入する。つき合いで、

いわゆる一般の民間金融機関からあった、その融資をする際の保証、これは、今、農業の保証制度ではなかなか適用されなかったもので、中小企業、こちらの新しくできる信用保証協会からできれば、しやすいんじゃないか、それも、農業を強く推進していこう、そういった観点からのものであると理解してよろしいでしょうか。

○横田政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のとおりだと認識しております。

○山之内委員 ありがとうございます。

先ほども、額を大体おっしゃっていただきました。今までの中小企業ですと、担保ありで二億円、無担保で八千万円、合計二億八千万円ぐらいですが、具体的には、平均は二千万円ぐらいの保証が多い、こういったものであると思います。

いづれにしろ、こういったものを活用して、実際に農業を、当然、今の攻めの農業ということ、強く世界に発信していく、農畜産物を世界に輸出していく、四千五百億円あったものを一兆円にしていこう。そういった中において、ある意味、小さな中小企業のようなところが積極的に農業もしやすいような仕組みをつくっていくということだと思います。

続きまして、農家レストランでございます。

こちらの農家レストランは、六次産業化を進める、そのための設置、地目が田んぼや畑のところでもレストランができるということでございますが、こちらの点について改めて御説明をよろしいでしょうか、お願いいたします。

○佐藤政府参考人 お答え申し上げます。

市町村が農業振興地域の整備に関する法律に基づきまして指定いたします農用地区域内の農地につきましても、集団的な農地といった優良農用地でありますことから、農地転用が原則禁止されております。例外的に、農業用施設であれば設置できるというようになっております。

現在、この農業用施設には、牛舎などの畜舎、温室、農産物の集出荷施設、あるいは農業者が主としてみずから生産する農畜産物を原材料として

使用する加工施設などが該当しておりますが、農家レストランは該当いたしておりません。

今回、国家戦略特区の提案募集におきまして、東海地域ですとか新潟市などから、六次産業化を一層促進するために、農家レストランについても、この農業用施設として農用地区域内で設置できるようにすることについての御提案がございました。

これを受けまして、農業者が六次産業化に取り組むために設置する農家レストランにつきましても、国家戦略特区におきまして農業用施設として位置づけまして、農業者が開く農家レストランについて、地域で生産される農畜産物、あるいはそれを原材料として製造、加工したもの、こういったものを提供するような農家レストランにつきましても、農業者が農用地区域内に設置できるように要件を緩和することとしたところでございます。

○山之内委員 ありがとうございます。

ここでは、農業者が設置するもの、また、ある程度の地域内ということがポイントだと思います。ですので、農業者外の方がそういったレストランをすることはできないという御認識でよろしいでしょうか。

○佐藤政府参考人 お答え申し上げます。

私どもも、御指摘いただいたような認識でございます。

○山之内委員 ありがとうございます。

また、この大体の地域内ということなんです、地域内。例えば、都道府県をまたがって、これもどこまでその地域とするのかということなんでも、どこでも、県境をまたいで、近隣だけれども大体隣の県、そちらの方が国道があって、私はA県の農業者、でもB県の方、もうすぐ、車で五分だけれども、そちらの方に国道があって、そこらも地目が田んぼ、畑、そういったものがある。こういった場合、当然こちらは特区ですので、それが隣接していればですけども、そういった、またぐとか、地域内というのはどの程度の範囲を

想定されていらっしゃるのでしょうか。

○佐藤政府参考人 お尋ねの地域内の範囲でございますけれども、私ども、地域といたしましては、同じ市町村のエリアということを考えてございます。

○山之内委員 ありがとうございます。

では、続きまして、こちら、生産法人ですね。農業生産法人の要件の緩和ということでございます。農業生産法人の六次産業化推進等のための要件緩和があると思います。こちらについて、具体的に説明の方をよろしくお願いいたします。

○岡田政府参考人 お答えいたします。

国家戦略特別区域における農業生産法人の要件緩和につきましては、でございますけれども、農業生産法人の六次産業化を推進する観点から、農業生産法人の農作業に従事する役員の数に関する要件の特例を設けるものでございます。

具体的には、現行の役員要件では、役員の過半が農業の常時従事者であり、さらにその過半が農作業に従事することが必要でございますけれども、国家戦略特別区域におきましては、農業の常時従事役員のうち、一人以上が農作業に従事すればよいということにするものでございます。

これによりまして、例えば、役員が十人いる場合は、現行では、その過半の六人以上が農業の常時従事者で、さらに過半の四人以上が農作業に従事する必要がありますけれども、国家戦略特別区域におきましては、常時従事役員六人以上のうち、一人以上が農作業に従事すればよいということになるわけでございます。

○山之内委員 ありがとうございます。

十人の例、今までであれば、十人のうち六人が農業従事者の方々、そういった要件が緩和していく。こうなりますと、特に、農業生産法人で今までの役員の規定は、役員の過半が農業の常時従事者であること等とあったと思います。この「等」は農作業ということだと思っております。この「等」は、そういったものも緩和されて、ある意味、一、二、三、足して六次産業の推進のためにこういった農

業生産法人の要件を緩和する、こういった趣旨でよろしいでしょうか。

○岡田政府参考人 おっしゃるとおり、六次産業化の推進に資するというところでございます。

○山之内委員 ありがとうございます。

あとは、そもそもあった農業委員会の市町村との事務分担、こういったことになると思います。が、こちらについて、改めて趣旨の方の説明をよろしくお願いいたします。

○岡田政府参考人 お答えいたします。

国家戦略特別区域法の第十八条でございますが、農地の流動化を促進する観点から、農業委員会と市町村の事務分担に関する特例を設けるものでございます。

具体的には、国家戦略特別区域内の市町村長と農業委員会とが、農業委員会が行う農地の権利移動の許可事務を市町村が分担することに合意した場合に、合意の範囲内で市町村が当該許可関係事務を行うということにするものでございます。

その効果といたしまして、農業委員会が農地のあつせん、遊休農地の解消等に注力することができ、地域の農地の流動化が円滑に進むことが見込まれるということでございます。

○山之内委員 ありがとうございます。

こちら、四点説明していただきましたけれども、当然、今農業の分野は、先ほど申しましたとおり、こちらも書類がありますが、食文化、食産業のグローバル展開、こういった趣旨で取り組んでいく。日本の食文化の普及に取り組みつつ、日本の食産業の海外展開と日本の農水産物の輸出促進、今後十年間で三百四十兆円から六百八十兆円に倍増、その中でその食市場を獲得していく。当然、各項目に分かれて、例えば水産物だったら、E.U.とかロシア、こちらにやっていく、これを一千七百億円から三千五百億円に上げていく。加工食品だったら、これも、中国、中東、そういったものに対して、一千三百億円の加工品を五千億円にしよう。こういった資料をいただいております。

当然、私どもとしても、これは強く後押しをして形にしないといけないと思っております。やはり、私も地元、鹿児島ではございますが、地元の農家、若い世代の方々と話すとうしても言われるのが、そっちの方針で自分たちもしたい、でも、できない、やり方がわからないと。当然わかる方もいて、その方々は、積極的に海外展開をする、もしくは国内での販路を拡大していっている。

ただ、この四千五百億円から一兆円にするということは、ある意味、わかっている方だけでなくて、わからない方にどのような方法で推進させるのか。ある意味、ボウリングでいう、よく、セーターピンを倒すとどつと倒れていくような、そういったものにならなければいけないと思っております。

その中で、今回の国家戦略特区、新藤大臣も、まだこれで全てではない、これをどんどん検討していく、そういった考えがあられると伺っております。

手元に、産業競争力会議、この中の第六回で、例えば、農業の拠点特区の創設、こういったものがある。農業の強化に取り組みうとする農家をバックアップ、例えば、輸出シフトを条件として規制制度の特例措置を設けるとあります。

私も、先ほど申し上げた四つの件、これは六次産業化を強く進めるということで問題はないんですけれども、ただ、先ほど申し上げたとおり、食文化のグローバル展開、こういったものに関しては、いささかまだ足りないのかなと思っております。

その点で、産業競争力会議でもあられた、こういった農業拠点特区、もしくは、農業版エンジェル税制の導入、税制、金融上の支援措置。例えば、沖縄に輸出農業の中継基地、アジアへの輸出農業の中継基地とすべく、アジア各国の検疫担当官の常駐などにより、夜のうちに日本各地から空輸し、朝にはアジアの主要都市の市場に並ぶ環境を実現。こういった文章もあります。

こういった点に関して、新藤大臣、所見をお願いいたします。

○新藤国務大臣 これは今、農水省も、国家戦略として、農業の活性化、六次産業化、それを進めていく、また、農業というのは日本の原点でありますから、これを必ず守り育てていく、こういう観点でさまざまな取り組みがなされております。

今、農水省では、攻めの農業ということで、新しい分野にも展開していこうということであります。ですから、それをまず特区で、食の特区としてつくってみようではないか、こういう御提案もあるわけでありまして、これから、国家戦略特区にそれがコンセプトとして採用されるかどうかは今後のことになりましたけれども、いずれにしても、国として取り組まなければいけない重要課題であると思うんです。

いろいろな工夫ができると思います。私ども総務省では、特区ではありませんが、今、これから予算要求をしていきますけれども、たくみのわざ、ベテランの農業者のいろいろな動作や作業、こういうものをコンピューターでモニタリングしてデータ化する。それを今度、別の場所でも、まだそれほど熟練していない農業者のところで、その装置を取りつけてベテランと同じような生育ができるかどうか、こういう実験を始めよう。

それから、そもそも、どこでつくったものがどのような流通経路をたどって人気商品となって売れたのか、このトレーサビリティがよくわかっていないんですね。これをトータルでデータベース化しよう。

こういう中で、私どもとしても、ICTというコンピューティングを使って、農業に新しい工夫ができるのかとか、さまざまな検討がなされております。パイオオもしろいと思います。

ですから、合わせわざでやっていかななくてはならない。国家戦略特区のみで解決できるものではないかもしれませんが、これらも含めて、総合的に、ぜひ、日本のこれだけの、安全でおいしい、そういう

うすばらしい農業をもっと拡大できるように取り組みたい、このように思っております。

○柴山委員長 山之内君、質疑時間が終了いたしました。

○山之内委員 時間が終了いたしました。

先ほど大臣もおっしゃられたとおり、もちろん、特区でなじむものとならないものがある。やはり、特区の肝は、今後決定される税制の問題だと思っております。税制を使って、税制の改正を利用してインセンティブを与える。農業も、特区でやるかは別にしても、いずれにしろ、先ほど言われたように、農畜産物、加工するにしろ、売れるものでないといけない。そういった結果、売れるものをどうやって促進していくか、その仕組みをどうしていくか。

今回、国家戦略特区は終わりますけれども、引き続き税制の方も検討していただいて、積極的に成長戦略としていただきたいと思っております。以上をもちまして、質疑を終了させていただきます。ありがとうございます。

○柴山委員長 午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時八分休憩

午後一時一分開議

○柴山委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。杉田水脈さん。

○杉田委員 日本維新の会の杉田水脈です。よろしくお願いたします。

引き続きまして、国家戦略特区につきまして質問をさせていただきます。

前回のときも税制のことについて質問をさせていただきました。ただ、年々をめぐって検討されるということだったので、年々をめぐって検討されるという部分、もう少し踏み込んでお聞きをしてまいりたいと思います。

もう既に行っております国際戦略総合特区など

で、地方税を減免しているような、そういう都市がございます。例えば大阪府、市では、今もう既に地方税をゼロという形にしています。今回、国家戦略特区の中で税制を規制改革という形にしていたのでしたら、ぜひ、頑張っている地方に対しては国も応援をしていただくというふうな形の税の改革をしていきたいというふうに考えております。

そこで、例えば、今大阪がやっているみたいに、地方税がゼロのエリアに対しては国も法人税をゼロという形、そういう適用ができる可能性があるのかどうかをまず最初にお聞きしたいと思えます。

○川本政府参考人 お答えを申し上げます。

御指摘のように、現在、年末の税制改正大綱の決定に向けて作業を進めているところでございしますが、国家戦略特区に係る税制については、地方公共団体、民間などから、非常に多数の御提案をいただいております。例示に挙がっております大阪府、市も、法人税の話、それから試験研究費の関係とか、さまざまな税制改正の要望をいただいております。

そういったもの、これは各公共団体からいただいておりますさまざまな御要望というものを踏まえながら、全体として、特区をつくった場合に、民間投資を促進してプロジェクトが推進できるように、そのために何が必要なのか、これは規制緩和とパレルになるわけでございます。そういったものに対応して、規制緩和に対応してどういことが必要になるのかというのを、今精査して、年末の大綱の決定に向けて調整しているところでございます。

○杉田委員 地方税の部分とそれから法人税の関係なんですけれども、例えば、大阪が地方税をゼロにしているのに、軽減額が法人税の課税対象となれば、その軽減効果というのが減殺されてしまうということになってしまいます。これが非常に不合理なのではないかというふうなことで地方の方から声が上がっているんですけども、この軽減額について、法人税の所得不算入の取り扱いが妥当ではないかというふうな声も実は地元の方から上がっております。

です。大阪のようにゼロとかになっていないにしても、地方税を、例えばほかの特区のところで減免していたり、減税をしていたりとかするところに対しては法人税の課税対象というものについては、何か検討されていच्छやることはございますか。

○川本政府参考人 お答えを申し上げます。御指摘のように、地方税を減免している際に国税の扱いについてどうしてくれという御提案、これは大阪の方からあつたわけではございます。

もちろん、まず、国家戦略特区の指定そのものは、法案の成立後に、国家戦略特区の諮問会議において、どういうプロジェクトを行うのかという御検討をいただいて、それを実施するにふさわしい区域の選定を行うということにしておりますので、現時点で大阪など特定の地域が決まっているということではないということはお承知おきをいただきたいと思います。

その上で、先ほども触れましたように、国家戦略特区にかかわる税制ということでは、この大阪のお話も含めまして、非常に幅広い、いろいろな税制の御要望をいただいております。これまで余り日本では導入していないような税制の御要望もいただいております。そういったものも含めて検討しているということでご理解をいただきたいと思います。

○杉田委員 今までの特区、例えば、今、大阪府、市が取り組んでおります国際戦略総合特区などは、ずっと大臣の方も説明をいただいておりますように、これまではずっと地方の手挙げ方式だったんですね。地方が提案をしていった。その中で、地方が頑張つて、地方税を下げるということにしておりますので、今回は、ずっとおっしゃっていらっしゃるように、その地方の提案に対して国が主導権を持つて行う国家戦略特区ですから、今度は国税の方でもぜひ大胆な改革を

していただきたいな、規制改革をしていただきたいなというふうに思います。

それから、先ほど、余り国内では取り組んでいない税制に対してのというふうに答弁があつたんですけれども、パテントボックス税制についてお尋ねをしたいと思います。

今、知的財産によって稼ぐ仕組みというのが、日本は比較的、他国に比べておくれをとっている、そういう部分があると思うんです。今回は、国家戦略特区の中に、医療の規制改革というものが入つてきております。この医療分野というのは、特許などによる収入が莫大である、そういう分野であります。

ですので、特区の中で、特許権などの知的財産から生じた所得について、分離課税として優遇税制をとつて、グローバル企業の本社機能を特区内に誘致できるような形に持つていければというふうに思いうんですけれども、このパテントボックス税制、海外ではもう取り組んでいる例があるんですけれども、日本はまだこの部分の例がない。ぜひこれを、今度始まります国家戦略特区の中で取り組んでいただきたいと考えるんですけれども、いかがでしょうか。

○川本政府参考人 お答えを申し上げます。パテントボックス税制、今御指摘のように、知的財産の使用等により得られました所得を、その部分について優遇税制を適用するとか所得の控除をするという仕組みでございまして、海外では取り入れている国もあるというのも事実でございします。

こういった御提案もいただいておりますが、国家戦略特区について、これから特区を決めて、その特区の中で取り組むプロジェクトを決める、そのプロジェクトの中でこういった企業が参画して、こういった事業を進めていくのかというのを決めていくことが恐らく必要になります。

このパテントボックス税制という議論をするに際しても、具体的な事業のイメージがかなり必要

になっていまして、当然、私ども、今回の提案募集の中でも御提案があつたものですから、組上げしております。具体的にどういう事業を対象にして、どういうことをやるのかというのを、これは絞り込みとあわせて検討していかなきやいかぬ課題かなというふうに思っております。

○杉田委員 注目されております医療の分野も当然ではございますけれども、研究開発、これは今、日本の企業が製造業の方でも行き詰まっている。特許とかそういうふうなところに、意欲的に先進技術に対して取り組むような形がとれるように、ぜひ、まずは特区の中で取り組んでいただける、そういった形をとっていただきたいというふうに思います。

いずれにせよ、この税制措置というのは、トッパダウンで早急に示していただきたいということをお願い申し上げます。

続きましては、雇用の方について質問をさせていただきます。

国家戦略特区の中では、特に世界じゅうから企業や人材を呼び込むということが大切になってまいりますので、特区内に非常に能力の高い人材を集めて、それがまた企業の立地につながるような規制緩和を行つていかなければいけないというふうに思います。

その中で、示していただいております方針の中に、相談センターを設置するというような形の記述があります。

この相談センターというのが、本当に企業や人材にとってメリットのある形になるのかどうか。そしてまた、相談センターというのは、別に特区の中にだけ必要があるものではないと思ひます。ほかのところでもあつてもいいようなものだと思うんです。

くのか。また、そういうふうなものを設置することによって、特区に人材や企業が集まってくるのかどうか。そのあたりのあり方についてお答えいただければと思います。

○大西政府参考人 雇用労働相談センターにつきましての御質問がございました。

国家戦略特区、先生御指摘のとおり、成長戦略の重要な柱で、我が国の経済発展ということについて何が重要かという視点から、あるいはまた、同時に、労働者が安心して働き、意欲や能力を発揮できるという、そういった観点も踏まえながらいろいろと協議を重ねた結果、このような法案になったわけでございます。

今御指摘の相談センターにつきましては、特に、海外から日本に進出してようとしている企業とか、あるいは新規開業直後の企業につきましては、やはり我が国の雇用ルールがわかりにくいというような声があったと思います。そこをぜひ明確化してほしいというのが今回の内容でございます。

具体的に申しますと、裁判例で雇用のルールがあるわけでございますけれども、そういうのを分析、類型化して雇用ガイドラインをつくる。法案では「雇用指針」と書いてありますけれども、雇用ガイドラインをつくる。それを活用して、個別労働関係紛争の未然防止とか、予見可能性の向上を図るということでございます。

また、御指摘の雇用労働相談センターにつきましては、特区の中に設置するわけでございますけれども、グローバル企業などからの要請に応じまして、雇用管理や労働契約事項、日本がどうなっているかというのを、そういう雇用ガイドラインに沿っているかどうかということを、具体的事例に即した相談、助言サービスを進出の事前段階から実施する、こういうような内容でございます。こういうことで、相談センターにおきまして専門的できめ細かいサービスを実施することによりまして、こうしたグローバル企業などが紛争に巻き込まれることなく事業展開できるというよう

なことでございます。新規開業直後の企業や海外から進出してくる企業等が優秀な人材を確保して、また、従業員も意欲と能力を発揮していただく、そういうようなことにしたいというぐあいに考えております。

○杉田委員 ありがとうございます。

雇用労働相談センターなんですけれども、これが特区内にできるということなんです。一つ御質問したいのが、例えば有期雇用、これは特区でも取り組むと書いてありますけれども、これはそもそも全国展開を予想してやっていたかということなんですけれども、有期雇用を運用とかするときに、やはり企業なんかはいろいろ疑問点が出てきたり、そういったようなことが出てくると思うんです。

先ほど申し上げたように、こういったきちっとガイドラインが示されてという形になれば、雇用労働相談センターみたいなものも全国にできればいいんじゃないかなと私は思うんですけれども、今回、特区の中にできるというような構想になっておりますが、例えば、この有期雇用とかが、特区ができ、それに伴って全国展開されたときに、特区の外にある企業だとか外の方がこの相談センターを利用することはできるのでしょうか。

○大西政府参考人 委員御指摘のように、有期雇用の特例に関しては、全国的な措置として措置するというところで、この法案附則二条に盛り込まれたところでございます。

それと、最初に御質問いただきました雇用労働相談センターでございますが、今の法律の中ではこの特区の中に設置するというぐあいに書かれておりますので、当面、特区の中に設置されるものだと思います。

雇用ガイドラインと申しますか、雇用指針の方につきましては、いろいろな裁判例の分析、類型化ということでございますので、こちらの方につきましては、特区の外で利用できないということではないと思いますので、それは行政サービスと

して、どのような範囲で提供できるかにつきましては今後検討してまいりたいというぐあいに考えております。

○杉田委員 有期雇用の問題なんですけれども、私は、自分の中の常にも思っております持論で、官

も民もこういう有期雇用とかをどんどん取り入れていって、もともと人材が流動化していくことによって日本を人材という面で活性化していくことが可能なのではないかというふうにも考えておるんですけれども、この有期雇用、私は本当に全国展開を早くしていただきたいと思っておるんですけれども、これは特区に限って有期雇用の特例というように、先に特区の中で取り組んでいける場合に、やはり大学とか研究機関の専門職員などの優秀な人材が十二分に活躍できるような形にしたいなと思うんです。

よくあるのが、例えば、この資格を持っている人に限っては有期雇用が可能でとか、いろいろな要件をかぶせてくるという可能性が見えるんですけれども、できればそういった資格制限とかをけかないで、どの分野でもこういった有期雇用というものが取り入れられるような形、それをぜひ特区でやっていただきたいというふうに思うんですけれども、そのあたりはいかがでしようか。

○大西政府参考人 御指摘の有期雇用につきましては、この法案の附則第二条で、特区に限らず全国的にやっていくということで盛り込まれたところでございます。

御指摘の、高度専門職で比較的高収入な労働者などを対象にというようなことになっておりまして、そういった方々に無期転換申込権が発生するまでの期間のあり方とか、あるいはその際に労働契約が適切に行われるために必要な措置等などについて検討することになっておるわけでございます。

具体的な検討の身につきましては、やはり労働使が参画する労働政策審議会でも検討するということだと考えておるところでございますが、御指摘

の特例対象者の範囲のあり方についても、この法律の前身のとりまして、非常に実効ある制度となるようしっかりと検討してまいりたい、そのように考えておるところでございます。

○杉田委員 御答弁の中にもございました、「高度な専門的知識等を有している者」で「比較的高収入を得ている者」などを対象に、とあるんですけれども、ここが非常に抽象的で、もし実際にこれが運用されるときには、例えばこんな資格を持っている人とかというように縛り方がされるんじゃないかなという懸念があるという意味だったんですけれども、そのところ、できれば、そういう高度な知識を有している方とか比較的高収入の方とかだけではなくとも、さまざまな分野において有期雇用というのは活用していく、いろいろな視点で活用というのは可能だと思いますので、例えばそれが全国展開するときの視点が先ほどおっしゃったような視点であったとしても、特区の中ではもう一歩進んでその枠を外していただくような、そういった特区であってほしいということをお願いいたします。

もう一つ、労働の分野のことなんですけれども、労働時間の規制緩和なんですから、今回、これが特区の中では見送られているように思うんです。やはり、日本だけではなくて海外からも優秀な人材をこの特区には呼び込んでほしいなと思うんです。その中で、やはり高度人材にふさわしい、成果主義を踏まえた自由な働き方を保障する、そういう制度が特区には必要なのではないかというふうに思っていますけれども、そのあたりはどうでしょう。今回は盛り込まれていないんですけれども、今後の検討の中で、もしくは国が主導的にやっていたら、こういった労働時間の緩和といったことはどのように取り組んでいける予定になっておりますでしょうか。

○大西政府参考人 労働時間法制にかかわる御質問だったと思います。成果主義を踏まえた自由な働き方ということで

ございますけれども、現在、労働時間制度につきましては、いろいろな、例えば企画業務型裁量労働制などの裁量労働制や、あるいはフレックスタイムなどの、こういった弾力的な労働時間制度というのは設けてきたところでございます。

現在、こういった弾力的な労働時間制度で対象になっている労働者の方は六割弱ぐらいいらっしゃるのではないのかなというぐあいに考えておりまして、そういう方々は、そういった中で非常に意欲を持って能力を発揮していただいているというぐあいに考えているところでございます。

今回、法案の中には労働時間の関係は盛り込んでおらないところなんでございますけれども、先ほど申し上げました弾力的な労働時間制度の中で、例えば企画業務型裁量労働制とかそういったものにつきましては、この労働時間法を今後どうするかというのを労働政策審議会で議論している、実は九月から検討を始めているというようなところでございまして、そういった中で検討を進めてまいりたいということになろうかと思っております。

○杉田委員 この労働時間の問題というのは非常に難しい問題だと思うんですね。

私もきのうちよつと違う委員会で質疑をさせていただいたときに、私が質問に立つ前の質疑者の方とは全然百八十度違うことを言いましたので、それに対して大臣の方は、その前の方にもきちつと質問に対しての答弁をしないといけませんし、また私の言うことに對しても、それに対してちゃんと質疑をしないといけないという形になりますから、この労働時間のことに關しまして、いや、特区であつたとしても、労働時間とかというものはきちつと守つていかなければいけない、これを取つ持つてはいけないという考えの方もいらっしゃると思いますし、特区なんだから、まずやつてみてということをやつてみるんだから、特区ではそのぐらゐの緩和は当然やつてくださいというような意見もあつて、いろいろ大変だと思ふんですけれども、ぜひいろいろとそのあたりの調整を図つていただきますして、日本が世界一ビジネスし

やすい国になるという目標がありますので、そのあたりを勘案して、ぜひ大胆な、こういった労働時間の規制緩和にも取り組んでいただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。そうしましたら、次の質問に参りたいと思ひます。

都市環境の面なんですけれども、ビジネス環境世界一を目指すということで、もうずっとこのこととでいろいろの方が質問していらつしやると思ふんですけれども、世界で一番ビジネスしやすい環境にするということは、私は、これは言いかえれば、ビジネス環境の国際化ではないかと思ふんです。

ほかの国の人たちが入つてくる、だから、先ほどから申し上げておりますけれども、雇用の制度もやはり国際化、ほかの国の基準に合わせるべく。それから、コーポレートガバナンスなんかも国際化をしていかなくちやいけません。また、大学の国際化。今回、教育の分野も特区の中には含まれておりますから、こういった視点でいろいろと見ていっていただく必要があると思ひます。

そういう視点で見ていくと、このビジネス環境世界一を目指す、国際化していく都市というのに当たりまして、今回出していただいているメニューというのが、やはりなかなかこの水準には達していないように感じるんですけれども、そのあたりはいかがでしようか。

○川本政府参考人 お答えを申し上げます。

御指摘のように、国家戦略特区、日本の経済社会の風景を変えるような大規模な規制制度改革を実行する、これによつて世界で一番ビジネスがしやすい環境を創出しようというのを目的としたしているものでございます。

町づくりの関係、都市計画の関係で今回措置した事項でございしますが、居住環境を含めて、世界と戦える国際都市の形成という観点から、地方公共団体や民間から御提案のあつたもの、これをもとにして、これまでできなかった改革事項を盛り込んだものでございます。都市計画を実情、国と

地方と民間の入つた特区の会議で決めていこうではありませんとか、今までなかった取り組みができたものだというふうに考えております。

もちろん、こういった取り組みに加えまして、今後、事業を具体化していく過程では、さらに必要な規制改革というのは必ず出てくると思つております。この事業の具体化に即して、特に町づくりの分野ということになりますと、これは現場サイドのお話というのは大変多くなろうと思つております。そういった声を受けとめて、追加的な対応というものも当然やつていかなきゃいかぬ、このように考えております。

○杉田委員 そういった国際化していくビジネス環境の中に、一つちよつと御紹介しておきたいのが、やはり、データの活用ということについて、今世界ではさまざまな利便性というのが図られていふんですけれども、日本はまだまだの部分があります。普通の企業がビッグデータとかオープンデータとかの利活用を積極的に行えるような、そういった取り組みをぜひ特区の中でやつていただきたい。

個別の自治体なんかでは、もう既にビッグデータ、オープンデータを使つて、住民の方や、それぞれの企業の方と、公を担うのは今は自治体だけではないということと、そういった分野に対していろいろな、ビッグデータ、オープンデータを活用して、住民を巻き込んでさまざまな施策を行っているような先進自治体も日本の中にもありますので、これがぜひ特区の中で、普通に企業なんかも入つていただいでいただくだ。そのためにはやはり規制緩和していただかないといけない。なかなか、個人情報法なんかとのバッティングなんかも出てくる部分があると思ふんですけれども、その部分に關してもしつかり進めていっていただけたらなというふうに思ひます。

都市の環境のことについて、もう一点お尋ねしたいことがございます。それが、交通、都市インフラの問題です。これは、多分、当初、この国家戦略特区という

ものを検討を始めたときには入つていた内容ではないかというふうに思ひますが、今回、提案の中で上がつてきています項目の中には、インフラの競争力強化というところに全く踏み込んでいないように思ふんですけれども、そのあたりは何か理由があるのでしょうか。

○川本政府参考人 御指摘のように、今回の規制改革事項の中に交通インフラ関係、その改善という事項は盛り込まれておりません。

これは、先ほど来御説明しておりますように、今回の規制改革事項、国家戦略特区の制度設計に当たつて、地方、民間にいろいろアイデアの募集をいたしました。いろいろな御提案をいただきました。その中で特に、これまで手のつかなかつた事項、早急にやらなかつた事項というのをワーキンググループの中で絞り込んでいただきました、それで必要な事項ということで取りまとめたものでございます。

もちろん、これまでも申し上げておりますとおり、実際に町づくり、都市環境ということで御指摘のように事業を進めていくことになれば、都市インフラあるいは交通インフラの改善というのは課題になると思つておりまして、必要な規制改革事項があればそれをさらに盛り込んでいく、これは、具体的に、現地に即してやつていくということが必要になるのではないかと思つております。また、国としても、特区が仮に指定になつた場合には、その目的に資するプロジェクトということであれば、交通インフラあるいは都市インフラの改善に資するような事業については積極的に取り組んでいく、そういうことになろうかと思つております。

○杉田委員 やはり、世界一ビジネスしやすい環境にしていこうということは、日本の中で都市間競争をするわけではなくて、世界のほかの国々の都市と都市間競争をしていかなければいけない。ずつとこの質疑を続けている中で、今一番はシンガポールとか、香港とか、そういう名前が挙がつてきていますけれども、そういうところと比

べて日本がビジネスしやすいという状況に持っていかなければいけないと思うんですね。やはり、そう見たときに、交通インフラというのは非常に必要問題だというふうに感じております。

まず挙げられるのは、私は空港ではないかと思うんですね。ハブ空港という形で、アジアなんかにも、もうほとんど日本が負けていつてしまっているんです。それは、まさしく規制があるからであって、私も、関西ですので、地元の関西はよく利用しますけれども、設備は大変すばらしいと思うんですけれども、本数だとか便数だとか、そこに就航している国際線の、それぞれのほかの国の航空会社とかの数が圧倒的に違うんですよ。やはり、シンガポールだとか、韓国とかの空港にも抜かれてしまっていて、もうなかなか、今、関空から直通でその国に行けないので、ソウルを経由して行かなくてはいけないとかというのがどんどんふえています。

ふえていますというのとは、昔は行けていたんですよ、関空ができたばかりのときは。でも、今はそうやって、ソウルを経由しないとその目的の国に行けなくなっている。ということは、競争に負けていつている状態だと思うんですね。

この部分こそ本当に規制を緩和して、例えば二十四時間発着を可能にするとか、もう少し便数とかを考えて、ほかのところも利用がしやすくなる、海外の航空会社なんか利用がしやすくなるといったふうなことをどんどん広げていかないといけないというふうに思うんです。

先ほどの御答弁にもございましたとおり、これは個別具体的な事例が挙がってこない、なかなかこの部分をどのように規制を外すかというようないろいろ具体的な事例が挙がってこないというふうな御答弁だったんですけれども、そこをちょっともう一回突っ込んでお聞きしたいんです。

もし個別具体的に上がってきた場合には、今回、この項目の中には都市インフラの競争力強化に

ついては挙がっておりませんが、ここは重点項目として、そして国が主導権を持つて取り組んでいただける、そういう覚悟で特区というものを前向きに捉えていただいているのかどうか、この部分をきっちりやっていただけるのかどうか、御答弁をお願いしたいと思います。

○川本政府参考人 お答えを申し上げます。

御指摘のように、特区を具体化していく中で、交通インフラに係る規制緩和項目というものが出てくることは当然でございますし、それからまた、事業的なものもあるだろうと思っております。そういったものも含めまして、特区において想定しているプロジェクトというものがうまく立ち上がってうまく進んでいくようにするというのが一番重要で、そのために必要な項目というのは、特区の会議、国、地方、民間が入る会議の中で出てきたものというのは、これはぜひ受けとめて、しっかりと進めてまいりたいと思っております。

○杉田委員 今、航空というのを例に挙げてお話をさせていただきましたが、港湾、多分、海の方からの力、港の力というのも日本はほとんど競争に負けていつていると思えます。

せっかく日本は島国なわけですから、やはり港湾の競争力を上げていくというふうなことも私は必要なのではないか。そのためには、統合していくことも必要でしょうし、さまざまな規制を外していっていただくということが必要となってくると思いますので、そちらの、空からのルートも海からのルートも、また、そういう方々が国内に來られてからも移動がしやすいという交通インフラの部分をしつかりと考えていつていただきたいというふうに思います。

それで、ちよつとこの交通インフラの問題から離れまして、今後、具体化していく中でぜひお願いしていきたい事項というのについて質問をさせていただきますかと思ひます。

今までも特区というのがございました。その特区の中に、やはり、今までの特区も規制緩和をするということが目的で構造改革特区、総合特区と

いうものが存在していたわけなんですけれども、過去の特区の中でも、本来の目的は規制緩和であるのに、過度の要件を加えたために全然実行できなかったというようなケースがあると思うんですね。

例えば、株式会社で病院をやるというような形の特区がございました。これは、私、普通にぱつと聞くと、ああ、普通のそこにある総合病院のようなのを株式会社で運営するんだらうなというふうなイメージを抱くんだけれども、そうはいながら、やはり、一般病院じゃなかったんですね。

要件がいろいろございまして、株式会社が運営できる病院というのは、高度な医療を提供する病院というふうに限られてしまっていた。また、自由診療を行う病院というふうな形に限られてしまっていた。だから、結局、経済的に成り立つことができなくて、その特区の中でも実際にそれを運営できた株式会社の事例はたった一件だったというところで、そのたった一件のところも、もう平成二十三年の六月から診療行為はストップしてしまっているそうなんです。

だから、割と、病院を株式会社で運営できるようなとなると、すぐ住民の方々の期待は大きいと思うんですよ。サービスも向上するだろうし、いろいろ今までだめだった部分もスピード化されたりとかいろいろするだろうしというふうなことが期待されると思うんですが、本当にこれは、株式会社病院特区、期待倒れに終わってしまったと言わざるを得ないと思うんですね。

それからもう一つ、特別養護老人ホームが、これもまた株式会社が運営できるといふような特区の申請があったかと思うんですけれども、これも、では、株式会社が参入してサービスのいい特別養護老人ホームができるんだと期待しましたところ、特別養護老人ホームの入所定員総数が、その区域、例えば都道府県とかの老人福祉計画における特別養護老人ホームの必要入所定員総数を下回る場合にしか株式会社は運営できないとなつ

ていたんです。

今の世の中、これだけ高齢化が進んで、老人の方がふえています。特別養護老人ホームを必要としている方がふえているから、だから、多分株式会社も参入させようということになつていたんですけれども、それが、都道府県の計画を下回る総数しかなかった場合にしか株式会社の特別養護老人ホームは参入できないということになつていたんです。結局、この特区、そういうふうな形の提案が上がったにもかかわらず、一件も実現していないというのが今の状況なんです。

このように、せっかく規制緩和のために、特区という形で、さあ、やりますよとなつたんですが、そのところの過度な要件を加える、どこから圧力がかかったのか、やはりこの規制は取つたのか、あるいは、省庁がそういう判断をしたのか、あるいは、実効性がなくなつてしまつた特区というものが過去にあったと思うんですけれども、今回、この国家戦略特区というものを検討するときに、過去のそういう失敗事例というのは検証されたんでしょうか。

○川本政府参考人 お答えを申し上げます。

御指摘のように、今御指摘のあった二件は、構造改革特区で平成十五年に提案があつて措置をしたものだといふふうに理解をいたしております。これら構造改革特区についての特例措置について、これは公共団体から御要望があつて、御要望を受ける形で要件をつけて、こういう要件でやつていただくというふうな決めただけなんですけれども、御指摘のように、要件のつけ方がどうも現実に対応していなかった、その結果として、実例がほとんど出てこなかったという事例、確かにござい

ます。そういうことにならないように、私ども国家戦略特区では取り組まなきゃいかぬと思つておりまして、したがつて、地方、民間からの御提案も、特区の中でどういうプロジェクトをやるのか、その事業をやるために、プロジェクトをやる

ためにどういう規制改革が必要なのかという御提案をいただく。いわば規制改革だけがふわっとあるんじゃないくて、地に足のついた事業の推進のために必要な改革をちゃんとやるんだということでの提案の募集をしたところでございます。

実際に、法案の成立後に、この法律の運用に当たりまして、特区の指定後に特区会議を置いて、その会議で、民間側から、事業を推進するためにはこういうことが必要だということをもた言っていたら、それに応じて規制緩和等を追加するということを考えておまして、とにかく事業がうまく動くように、実際に実現できるように、規制改革が適用されるようにしてまいりたい、このように考えております。

○杉田委員 先ほど例に出させていただきました、株式会社病院を運営するという特区について、ここに報告書とかもあるんですけども、結局、そのところでそういった過度な要件を課したために一件しかなかったんですけれども、これはまた普通に形どおりにのつとて、その特区の評価というのをしているんですよね。

その評価というのは何かというと、それは、特区というのをやると、これが全国的に広がっていくかどうかということをやると評価しないといけないということになっておりますので、この病院の特区についても、その評価までちゃんと行われていまして、その結果、たった一件しかないもので、これが成り立っているのが規制緩和によって成り立っているのか、それともその会社の企業努力によって成り立っているのかわからないので、全国化には適さないという結果になっているんですね。

だから、そういうふうな形で要件が過度になって、最後までそういう結果で、結局、これでもう全国展開もなくなってしまう。一回やって失敗してしまうと、もう二度と出てこないというような形になってしまいますので、ぜひ、この国家戦略特区、規制緩和をした後に、そういった過度な要件とかを加えて、せっかくの趣旨を台なしにして

しまうようなことがないようにお願いをしたいと思っております。

それでは、次の質問に移りたいと思っております。

この国家戦略特区は、日本が世界で一番ビジネスしやすい、そんな国になるということが目標になっていったんですけれども、一番最初に私がこの特区の問題について質問をさせていただいたときに、今ある、ある程度大きな大都市にそういう国際競争力をつけていくための特区なのか、それとも、どちらかといえば、今ちょっと元気がない、高齢化が進んでしまった地方の都市なんかを特区に指定して、そのところをもっと頑張りたいというふうな形にしていけるのか、どっちの趣旨なんですかということをお大臣に質問させていただきます。

大臣は、これだけメニューを用意しているので両方の側面があります、どちらの特区も想定できますし、どちらのところもちゃんとしっかり取り組んでいきますというふうに御答弁をいただきました。やはり私は、地方が希望を持てるような特区構想であるべきだということに思っております。

もう一度お尋ねしますが、この国家戦略特区を実施するに当たりまして、やはり地方が希望を持てるような特区構想であるべきだと私は思うんですけれども、それに対してどうお考えか、もう一度お聞きしたいと思います。

○新藤国務大臣 それは非常に大事な論点だと思うんです。そして、国家戦略特区を始めるに当たって、国民の皆さんがそういうことに共通の認識を持つことが重要だと思います。やはりどうしても、東京一極集中、そして大きなところが、より強いもので世界に展開していくとなると、自分たちが後回しにされるのかというような声が出るわけでありまして、もとよりそういったことは全く考えていないということでございます。

ただ、何度も申し上げておりますけれども、日本の課題を全て国家戦略特区で解決するわけではありせんから、さまざまな今ある施策、これか

ら検討していく施策を組み合わせて総合的に日本の力を伸ばしていこう、こういうことの中で、やはり強いものをより強くするために、例えば国際ビジネスセンターをつくらうというのであれば、それは既にビジネス街が設定されているところを膨らませた方が早いんですよ。

その場合には、では国際ビジネスセンターであるならば、例えばそこに日本人も含め世界じゅうの人たちが来る。そうすると、時差にかかわらず二十四時間仕事をする都市になる。では、その二十四時間体制で動く都市の交通機関というのは今のままではいいんですか。それから、いろいろな人が来るときに、もちろんその社員の家族の人も来るだろう、社員さんも含めて。そうすると、その人たちが暮らしていく上で快適な住環境だったりそれから医療、教育、こういったものもきちんと出す必要があるだろう。先ほど委員がおっしゃったような、そういうビッグデータを使ったり、利便性を上げる、都市のサービスをやる、それから例えばアミューズメントとか芸術分野とか、そういう分野でも知的好奇心を満足される、そういう工夫も必要だと思います。

ですから、さまざまなものを組み合わせて、これは、ビジネスセンターをつくることもやろう、一方で食であるとか、それからライフインベーシオンであるとか、そういったものに関して、では、それを集積して世界で三本の指、五本の指に入るような例えばフードバレーであるとか、シリコンバレーもそうですけれども、そういうようなものをコンセプトを打ち立てて集積しよう。その適地はどこなのかといえば、日本じゅうで、適地というのは大都市以外にだってある。それに、では観光を拠点にしようとなれば、これはまた都市とは違うところになると思います。

ですから、そういう、まず日本が国家戦略として伸ばしていく、取り組むべき分野は何だということ、この法案を通していただいたならば諮問会議においてきちんと議論をする。既にいただいている御提案を含めて議論をして、そして国とし

て何ができるかも含めて肉づけをして、国と地方と民間事業者が一体となった経済の活性化策を打ち上げようではないかということなんです。

そして、その仕事が大きく展開されれば必ずその周辺に波及効果があらわれてくる。それをもとにしてまた次なるビジネスが展開してくればいいし、そこで取り入れた規制が、これは全国で使った方がいいではないかということがわかってくれば、規制改革会議の方でちゃんと対処しようじゃないかというふうに、いろいろなバリエーションができると思うんです。

ですから、幅広に、とにかく私たちは、今新しい日本の経済を開かなければならない。目の前で、厳しかったデフレの状況から脱却しつつありますけれども、しかし、今の目の前の経済対策で現状の課題を克服するにしても、将来の可能性を今つくっておかないと、それが夢ではなくて目の前の現実として成果が出せるようになってはいけません。そのための一つの手段として国家戦略特区、あらゆる日本全国のどこかで、最も有効で、最も成果の上がる形の特区をつくりたいと私は思っているわけでございます。

○杉田委員 特区というものが初めて日本に登場したときに、特区担当大臣が鴻池祥肇さんだったと思うんです。そのときに、特区を担当していた経済産業省の官僚の方ととても仲がよかったので、いろいろなお話を聞きしておりました。

そのときに、やはり、地方はいろいろなアイデアがあるんだけれども、でも、そのアイデアを実行しようと思ったときに、ちよつとちよつとよしとしまつたりとか、また、圧力があつてというかな、本当にこんなことができるのだろうかといううなところがあったりするような部分があるというふうなお話を聞いたことがあります。

今回の国家戦略特区では、ぜひ、そういう地方のアイデアとか上がってきた提案を、今度は国がぐっと引張っていただいて、それを実現させていく。一番最初に申し上げましたが、ボトムアップとトップダウンがしっかりと手を結んで前に進

んでいくような、そんな国家戦略特区を期待していききたいと思ひます。

これで質問を終わります。どうもありがとうございます。

○柴山委員長 次に、松田学君。

○松田委員 維新の議員がきょうはもう三人質問させていただきました。私は、総括的なことを大臣に御確認させていただきたいと思ひています。

この国家戦略特区法案、我々、法案だけを見ると、成長戦略の柱の一つとしては余りにも内容がなくて、もうすかさずではないかというイメージで、これはとてもじゃないけれどもという感じがあつたんですね。いろいろと今ここで議論してきました、これはその枠組みをつくっているもので、中身はこれから充実させていくんだという御答弁も随分いただいたので、それは確かにそうかなという思いがするようになっていきます。

ただ、どうしても、こういう法案を審議するに際して、やはり本当は欲しかったなと思うのは税制なんです。一般的に、特区というのは、税制があるから特区なんだと言われるぐらい税制が重要なんですが、規制改革だけをやっている特区というのも例がないわけではありませんが、一般的に、やはり事業者が特区の恩恵を、一番気にするのは税なんです。

この税は、確かに税制改正プロセスというのは、私も役人出身ですからよくわかるんですけども、それにしても、これが何もない形で法案そのものに我々が本当に全面的に賛同していいかどうかというのは、実は党内で大変議論がありました。

議論をいたしました。その結果、やはり、一番重要な税の中でも、先ほど三人の委員が既に質問しましたので、大臣の耳にたがえるような話だと思ひますが、地方税、特に法人事業税。これは国税の法人税の側では損金算入になっているわけですから、これを地方がみずからのイニシアチブで、身を削って、身を切って、そして減免を

した。しかし、損金算入額が減つた結果、法人所得がその分ふえちゃつた。それで法人税の負担がふえちゃつたというんだつたら、何のために地方が身を削って減税したのか、減免したのかと。

これでは、地方がせっかくなみずからのイニシアチブで経済再生をやろうとしているのに、これを国が妨げているような形になってしまう。これはいかにもおかしいじゃないか。これは多分、常識的に考えてみても正すべき点ではなからうかと思ひます。特に、地方再生の立場にお立ちの大臣のお立場であれば、そういうふうを考えるべきお立場だと思ひます。

そういう意味で、各委員がいろいろ質問させていただきまして、前向きにというお言葉もいただきましたし、できるだけ取り組むというお言葉もいただきましたけれども、やはりこの点については、大臣のできるだけ踏み込んだ御答弁をいただきたいと思ひまして、再度私の方からも質問させていただきます。

〔委員長退席、橋委員長代理着席〕

○新藤国務大臣 国家戦略特区において、民間投資を促進する、それからプロジェクトを推進していく、そして大きな成果を上げるためには、やはり仕組みが必要だ、まずは大胆な規制改革、そして制度改革を行うんだと。そうすると、そのもとで必要な税制措置というのはつけていかなければならないわけであります。

ですから、これは、私どもも年末の税調プロセスに対しては全力で取り組みたい、こんなふうに思っているんです。きちんとその成果を得られるようなものにするのが推進を担当する大臣の務めでございます。それと、一方で税制は税制のお考えでございます。そこのおつかり合いなんです。

ですから、先生方も含めて、皆さんがいろいろな意見を出していただくということ、これは世論の形成に、国会内の世論形成にも大きな影響を与えることだと思ひておられますから、私とすれば、必要な成果が得られるようなものに対してしっかりと取り組んでまいりたい、このよう

に考えております。

○松田委員 大臣として今の段階で答えたいだけける最大限の答えをいただいたというふうに理解させていただきます。

それでは、税制についてはこういうことがございますが、ほかにも、私ども大阪府、大阪市、我々維新の会はその特区を応援しているんですが、そこからもいろいろな要望が出ていると思ひます。先ほども、杉田委員あるいは山之内委員からもその点について申し上げ、中丸委員からも申し上げさせていただきました。

それについて、改めて大臣の方に御確認させていただければと思ひますが、まず、雇用については、私どもは、有期雇用の特例、先ほど杉田委員が言いましたように、資格制限を余りかけてしまつと、もうちよつと雇える人も雇えなくなつてしまつというのを懸念しているんですが、ここをもう少し弾力的にしたいというのを先ほど政府参考人からも御答弁いただきました。

また、労働時間規制の緩和、いわゆるホワイトカラーエグゼンプションといつて、長い間議論がありますが、我々としては、そういうった労働形態の合う人には広くこういう形も認めていくというのが、やはりやる気のある人の活力を引き出す極めて重要なものだと思いますので、これについてもできるだけ前向きの取り組みをしていただきたいと思ひますが、大臣、いかがでしょうか。

○新藤国務大臣 私どもは、雇用の拡大とそれから予見可能性、そして紛争解決を未然に防ぐ、そういうした中で雇用をしやすいとする、こういう工夫を今回ぜひ入れたいということで、ぎりぎりの議論をいたしました。結果として、それは特区ではなくて、そこまで本当に必要性が高いのならば全国展開しようじゃないか、こういうふうになつてきたわけでありまして、それをきちんとまた私どもは実現できるように推進をしていきたい、このように思っているわけでありまして、

それから、時間の問題ですとかそういうものも含めまして、どういう働き方をする、それは一

体何のためにやるんだということが重要だと思ひます。特に、いろいろと議論が出ておりますのは、再生医療の研究者に対してそういう枠をもう少しつくれないかと、それから、プロジェクト単位でやるならば、ちよつと今、折しも、東京オリンピックは七年後でありまして、ですから、七年かけてやるプロジェクトに対してこの適用ができないんだらうかと、そういう問題意識があつてこういうところまで来たわけでありまして。

なので、今後のことにつきましては、それはつかさつかさでちゃんとした御議論が必要でありますし、労働基本権そして生存権にかかわるこういう問題ですから、軽々に扱うわけにはいきません。しかし、その上で、雇用、経済を拡大させていく手だてというものに私たちは取り組んでいきたい、このように思っているわけでございます。

○松田委員 それから、医療につきまして、先ほど山之内委員から再生医療を中心に、いわゆる併用診療の質問をさせていただきましたが、そもそも、私どもはこの医療については、混合診療は原則禁止、例外オーケーという世界を、原則自由、例外禁止というところまで持つていつて、抜本的な規制改革をするべきだと思ひがあるんですが、なかなかそれは至急には難しいと。

だから、せめて特区では幅広く併用診療を認めていくという方向を打ち出してほしいと思ひていて、そういう意味で、今回、制度の岩盤規制まで踏み込むというところにはとてもも行つていなくて、穴をあけるまで行つていくかわかりませんが、手続を簡素化しているにすぎないような感じがいたします。それでも、先ほど再生医療と言ひましたが、さらに、免疫再生医療に加えて予防医療もこれからの非常に重要なテーマだと思ひていて、予防医療も含めてこの併用をもつと制度化していくことについて、さらに踏み込んだ戦略特区での取り組みをお願いしたいと思ひますが、大臣、いかがでしょうか。

○新藤国務大臣 今委員が御指摘された分野というのは、医療の高度化につながるとともに、新た

な経済成長の分野でもある。ですから、それは、日本はおろか、世界の中でどういうふうにならぬか、我々が貢献できるか、そして、同じく、経済を私たちの国に引き込んでくれるかという問題だと思っております。

がゆえに、一方で、乗り越えなければいけない大きな議論があることも承知しておりますから、私どもとすれば、そういったものにきちんと取り組んで、何よりも、特区で取り組むことでどういう成果が上がるか、これだけの取り組みをすることによってこういう効果が出ます、そこをきちっと示さないと、その先の議論にはなかなかないんだらうと。

今、具体的プロジェクト、また場所がわからない中で、どこまで仕事をしやすくするかということと、ぎりぎり詰めて得られた結論が現状でありますから、引き続き規制改革に取り組んでまいりたい、このように考えております。

○松田委員 それから、先ほども杉田委員が質問いたしました、過去の特区内で、規制緩和の過度の要件を加えて効果が減殺してしまったという事例がありました。くれぐれも国家戦略特区においてはそういうことがないように、実効性のあるものにしていただきたいと思います。

また同時に、これはちよつと通告していない話なんです、税制の特例を設けた場合に、これまでも総合特区というのがあったんですが、税制措置の対象を規制緩和措置適用企業のみに限らず幅広く認めていくことがあつた、本当にすごい特区になるんです。その点も含めてこれから御検討いただきたいと思います、大臣、いかがでしょうか。

○新藤国務大臣 私たちはブレークスルーを試みる側ですから、どこまでがテーブルにのせられるかどうかも含めて、あらゆる可能性を検討して、そして、その中からできるものを持ち上げて、やはり気持ちというか志だと思ふんです、これがどうしても必要だということがきちんとあつて、それを裏づけるデータを整えたところで、

いろいろなものが動いていくんだらうと。私は、今規制があるものを悪者にするつもりはないんです。それは理由があつて、また、責任感を持ってやっていただいている人たちがいると思つています。

一方で、時代とともに、こうしたらうですか、そんなに心配しなくてもここはできますよというものをみんながそれぞれ努力していく。担当する人たちは必ず理解していただけたらと思いますし、私どもは、まずは先兵役にならなければいけない、そういうお役を今頂戴していると思つております。

○松田委員 今のお答えが大臣の決意というふう

に受けとめさせていただきます。先ほどの税の話とあわせて、大臣から大変前向きな答弁をいただきました、ありがとうございます。

なお、私ども、大阪の岩盤規制に風穴をあけて、民によるイノベーションを創出するというところで、いろいろな提案を出しています。例えば、御堂筋エリアを対象にして、能力主義、競争主義に果敢にチャレンジする高度な人材、企業を集めるチャレンジ特区でありますとか、特区内での混合診療の実施など、最先端の医療サービスを提供する国際メディカル特区とか、保険診療併用特区とか、あるいは、文化、芸術にあふれた楽しい町を実現する大阪高度集密都市特区とか、いろいろなことを提案しています。

御案内のとおりだと思ふのですが、私ども、これは国家戦略特区の目玉になる、まさにモデルになる特区になるだろうと思つて進めておりますので、ぜひ御協力をいただきたいと思います、私の質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございます。

○橋委員長代理 次に、大熊利昭君。

○大熊委員 みんなの党の大熊利昭でございます。本日もどうぞよろしく願いをいたします。本日は、比較的各論ということで、できるだけ条文に沿つてお伺いをさせていただきますという

ふうに思います。ただ、最初、恐縮ながら、ちよつと順番を変えていただきます、通告をさせていただいてるものと、八条関係、十一番というところから始めさせていただきます、と思います。

これは、結局、区域計画を作成して総理の認定を受ける、そういう仕組みの部分でございますが、前回、被選挙権のところを議論させていただきましたが、例えばそれ以外でも、総務省所管の事務の場合、新藤大臣が、御自身が国家戦略の担当大臣ということで、兼務をされ、要は一人二役になつていらっしゃる場合、お立場上、非常に難しい利益相反ということになり得るのではないだろうか。こういった場合にどういった立ち位置で御判断されるのか。御自身が御自分に対して交渉するということのちよつと整理がなかなかできないのですから、一言お願いしたいと思います。

○新藤国務大臣 確かに私がそういった幾つかの大臣を、というのも、私、総務相は三つのお大臣、もともとが三つに分かれておりましたから、八つやらせていただいておりますので、そういう中でいろいろな状態が起きるわけなんですけれども、私は一人でやっているわけではございません。組織として、またその責任はお預かりしているわけでありまして、それぞれの立場できちんとしていた検討を踏まえて、そして答えを出す。それは私の一存で役所が動くわけではありませんが、私の考えも入れさせていただきますが、それはそれぞれつかさつかさのものとしての意見を出し、そして議論をした中で最適な結論を得る。このようにしておりますし、問題が生じるとは思っておりません。

○大熊委員 そういう意味では、ぜひ、正しい適切な政治主導ということでお願いしたいというふうに申し上げます。そしてまた、同じ八条の関係で、今政治主導というのを申し上げたんですが、やはり参考人の方からも、区域計画を作成して総理が認定をするという仕組みの運用部分について懸念が示されて

おりまして、運用そのものが役人任せになつて硬直的となるおそれがあるよというところでございます。もちろん、この回答は政治主導だということお話だろうかと思ふんですが、念のためも含めて、ここについても一言大臣にお願いしたいと思います。

【橋委員長代理退席、委員長着席】

○新藤国務大臣 私は、あり得ないし、あつてはならないと思つておるんです。

ただ、政治主導という言葉も、政治が勝手に決めればいいのではないというふうにならなければいけません。役割分担なんです。そして、それぞれがそれぞれの役割を果たした中で、最終的に決めるのは政治でございます。これは政を治めるんです。政治が決めたものを行うのが政を行う行政でありますから、その役割分担をきちんとしていくということになります。

そして、今度の国家戦略特区の具体的な計画ですとか運営方針については、これは担当大臣と総理、さらには有識者、こういうものでシンプルに組織をつくつて、その中で関係者から御議論をいただく、御意見も頂戴するが、決めるときはそういった組織でもって意思を決定させる。

そして、仕事を進める上においても、それは国と地方と民間と、それぞれの代表が特区ごとに特区会議というのを設けて、そこで進捗管理と推進に当たる。それに対して必要なデータや必要な作業を行う者が、官僚が、それぞれに事務局もありますし、各省がある。

こういうことでございますから、役人任せなどということとは私の頭の中に一度も、これは国会議員になつてから一度もそんなことを思つたことはありませんし、そのように、役人に何かやつてもらっているなんというふうには思つたことも一度もございません。委員もそうだと思います。そういう議員がきちんとすることにやつてこの国の政治はきちんと動くのではないでしようか。

○大熊委員 まさにおっしゃるとおりだと思ふすし、また、新藤大臣の政治手腕と言つてあれで

しょうか、指導力ということのものであるんだらうと一つ思います。

一方で、最悪のケースですね。どんな大臣が来ても大丈夫かという部分で、次に事務方にお伺いしたいのは、そうはいっても条文上ちよつと不安だなところがあると思いますが、それは通告もさせていただいております、この八条ですね。基づいてとか踏まえてじゃなくて、基本方針に即してとなっているんですね。この即してというのが、普通、こういうのだと基づいてぐらいではないかなと。つまり、即してとなると、方針にがちに縛られてしまふんだというイメージがどうしてもありまして、それについてちよつと、条文の部分について御説明いただけないでしょうか。

○川本政府参考人 お答えを申し上げます。
この八条の条文、それぞれの特区についてどういう特区をつくるのかというのを決めるのが、内閣総理大臣が定める区域指針でございます。その上に、オール・ジャパンの国家戦略特区はいかにつくるのかという基本方針があって、その基本方針と区域方針に沿った格好で、どういう特区にするかという区域方針が決まれば、当然、それに沿った格好で区域計画をつくっていただくかなきやいかぬ、方針と全く違うものということであれば、それは方針をむしろ直していくということになろうかと思いますが、したがって、これは即してという条文になっているものでございます。

○大熊委員 途中までは理解できたのですが、沿った形で、であれば、これは、条文上どが違

うのですか、基づいてと即して。

では、これに基づいてに変えた場合、意味は当然変わりますよね。どうなりますかね。

○川本政府参考人 計画が方針に合っているかどうかというのは、これは即してという用語になると思います。

基づいてというのは、どういう根拠規定によつてというふうに使うのが通常だったと思います。

○大熊委員 使用ケースによって違うということ

で、私の懸念が杞憂であることをぜひ望みます。それでは、戻りまして、公設民営の学校の問題、これをお伺いしたいと思ひます。附則の二条四項の関連でございます。

まず、公設民営学校の目的、グローバル人材、それから、体育、スポーツですか、そういったものも入っていたかと思うんですが、こういったことが目的なんだという理解でよろしいかどうか。文科省さんに確認させていただきたいと思ひます。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘の公設民営学校の目的でございますが、国際バカロレア課程の導入を初めとして、今御指摘ありましたグローバル人材の育成、これらは当然目的として入っております。また、多様な教育活動を、民間のノウハウを活用してきめ細かく実施するというのを考えておりますが、具体的には、今後、地方公共団体からの提案に基づいて検討してまいりたいと思ひております。

○大熊委員 この法案の議論でしばしば大臣が

おっしゃられた、手段と目的を取り違えちゃいけないというお話を言われていると思うんですが、バカロレア、これは手段なんじゃないですかね、目的なんですかね。ちよつと、そこがいま一つ理解に苦しむところです。バカロレアの学校をつくって卒業生をふやす、これは手段なんじゃないですか。その結果、どういう人材を育てるんだ、そこをちよつと明確にお願いしたいと思ひます。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。

確かに、御指摘のとおり、国際バカロレアについては、それ自身が目的というのではなくて、グローバル人材育成の観点で一つの手段であるというふうに考えておりますが、現在、大阪府、大阪市の方からの御提案の概要の中には国際バカロレアの件が入っておりますので、触れさせていただいた次第でございます。

○大熊委員 それでは、戻りまして、もう一言、グローバル人材。

では、グローバル人材というのは英語のしゃべれる人材ですか。そうじゃないと思うんですね。では、どんな人材なのか。具体的に、イメージでも結構です、教えていただければと思ひます。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。

グローバル人材につきましては、いろいろな意味があると思ひます。国際的な社会で活躍できるということ、国際社会に出ていって活躍するということのみならず、日本の国内においても、いろいろな国際的な対応とかさまざまな分野で、外国語がしゃべれるということだけではなくて、いろいろな視点で物事を広く考えて対応していく、こういう広い人材の養成という観点でグローバル人材という言葉を使っている次第でございます。

○大熊委員 そうしますと、続けての通告の質問

とも関連するんですが、そのカリキュラムの内容ですね。こういったものはどういうことを想定していらっしゃるのでしょうか。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。

カリキュラムの問題につきましては、基本的に、現在、既にある地方自治体が設置している公立学校、それから今回の国家戦略特区における公設民営学校、それから従来の構造改革特区における株式会社立の学校、いずれについても共通する問題でございますが、基本的にその教育内容につきましては、教育基本法それから学校教育法、あるいは学習指導要領などに基づいて行われることは基本的な原則であるという点では共通しております。

ただ、現行制度のもとにおきましても、特別の

教育課程を実施するための特例制度というものが設けられておまして、このシステムを活用することによりまして多様な教育を実施するということは十分可能でございますので、必要に応じて特例を活用するということになるかと思ひます。

○大熊委員 恐らく、そういった特例というものがあるんだらうなというふうにも想像して

しました。質問は、その特例を使つてどのような多様性のある教育の中身にされようかと考えていら

しゃるのかについてお尋ねを申し上げております。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。

その点につきましては、基本的には地方自治体側からの御提案を今後待ちまして、制度の具体的なあり方について検討してまいりたいと考えております。

○大熊委員 それもちよつと心もとないのは、今

回のこの国家戦略スタッフ、国からのトップダウンでという、再三この場でも議論がありましたが、そういう意味では、地方からの提案を待つというのはおかしいんじゃないでしょうか。国から、文科省さんからトップダウンでこういったものを考えていらっしゃるのか、教えていただきたいと思ひます。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘の点につきましては、現在、文部科学省の中で西川副大臣をキャップといたしました検討チームを設けておりまして、今後、具体的な提案を地方公共団体からいただくということと並行しながら、文部科学省において考えていきたいと考えております。

○大熊委員 その点を確認させていただきま

すが、本日時点では、ないと。これから副大臣のもとで、国としての、文科省としてのプランを考え、そしてそれをトップダウン型のものとして総理に上げていくんだ、こういう理解でよろしいでしょうか。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘のとおりでございます。

○大熊委員 ぜひよろしくお願ひいたします。

続きまして、これはちよつと条文の話なんです、この公設民営学校、これは本則で書いてもよかったのではないかと、何でもこれが附則になつてしまったのだらうかというのを、これは地域活性化事務局さんかもしれませんが、よろしくお願ひします。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘の条文につきましては、この法案の附則

で、公立学校の管理を民間に委託することを可能とするために、その具体的な方策について検討を加えることが規定されておりまして、この規定を附則に位置づけた理由でございますが、法案全体の構成の整理の中で、今後、具体的な方策について検討を加えるべき内容について、こういった事柄については、法技術的な観点で、一律に附則の中で規定するという整理の方針がございましたので、今回、附則で規定させていただいたということでございます。

○大熊委員 実は、この点、本会議でも最初に私は代表質問で指摘させていただいたところなんです。検討だから附則だということになりますと、これは結局、検討の結果でございまして、具体的な方策はありませんでしたということになりかねないですね。だから、これはちょっと、条文中、後退しているんじゃないですか。十月の十八日でしたすかね、ワーキンググループの紙がございましてね。ここではもう、公設民営学校を設置すると書いてあったわけでございますが、法律となりますと、まさに附則に落ちている、まあ、落ちているという言い方はあれですが、附則になっている。それは検討だから附則なんだとなると、やはり今の御答弁だと、本会議のときは下村大臣、いや、後退じゃありませんよ、ちゃんとやるんです、設置するんですというふうに答弁なさっていらっしゃるけれども、今の文科省さんの御答弁を伺いますと、やはり検討だから附則に落ちているということなので、どうもここが心もとない。

そうしますと、これも通告どおり、方策が具体化できませんでしたが、公設民営学校はだめでしたという可能性もそれなりに残っている、こういう理解でよろしいでしょうか。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。今御指摘の点につきましては、既に大臣から本会議でも答弁したとおりでございますが、文部科学省といたしましては、この法案の趣旨に即して、公設民営学校の実現に向けて検討を進めてい

きたいと考えております。

○大熊委員 その場合に、検討の項目、具体的な方策、この検討の項目あるいはイメージが、どういったものなのか、ちょっとわかりにくいんですね。結局、それで、先ほどの懸念、だめでしたという結論だけ後で聞かされることになっても、いろいろな方々の期待が外れてしまう、そういう事態になるかと思うので、どういう検討の項目なのか、あるいはイメージなのか、あるいは逆に、こういうことがあるとだめなんだとか、その辺、何か今時点でわかることがありましたら教えていただきたいと思います。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。

具体的な検討項目についてのお尋ねでございますが、この点につきましては、地方公共団体側の具体的な提案も踏まえながら検討していくわけでございますが、例えば、検討事項として現時点で私どもとして想定しているものとしては、委託先のあり方、あるいはその委託の手續、あるいは児童生徒の就学上の問題が生じた場合の対応のあり方とか、委託についての財源の措置とか、さまざまな問題、論点があると考えております。

○大熊委員 ありがとうございます。

今伺った中で、例えば、財源ということになると、イメージとしては、既存の学校にかえてこういった公設民営学校をやるということからして、既存の学校の部分の予算をこちらに振りかえる、そういうイメージを持つんですが、そういうことというのは、おおよそ合っていますか。それとも、これは純増になっていく、そういうようなイメージをお考えになつていらっしゃるんでしょうか。それはどちらでしょうか。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。

財源の問題につきましては、今後、具体的に検討していくわけでございますが、この公設民営学校につきましては、もともと、設置者が自治体であるという意味において、公立学校という性格を持つておりますので、公立学校に係る財源措置については原則適用されるということを前提としな

がら、今回、委託先が民間だということの特性を踏まえまして、どのような財源措置が適切なのかということについて検討しなければいけないと考えております。

○大熊委員 委託ということになると、既存のコストというのは、当然その分なくなるわけなんだと思うんですね。まずその理解だけでもちよつと確認させていただけますか。おおよそ、一円たりともとは申し上げません、それで大体合っているかどうかだけ教えていただければと思います。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。

既存の公立学校について申し上げます。運営に係る経費は自治体が原則負担しているということでございますが、今回、その中で運営の部分を取り出して民間に委託するというところでございますので、その部分をどういうふうに捉えていくかという問題だと思います。

具体的に、みずから運営しない分、その支出が減った場合、その分を委託先に措置するとか、そういうことは当然考えられますが、具体的な中身については、いずれにしても、今後の検討課題だと考えております。

○大熊委員 企業財務的発想からいうと、固定費はしょうがないけれども、変動費部分は振りかえられる、こういうイメージだろうというふうに思っていますので、そのようなことでまずは理解をさせていただきました。

続きまして、委託先が途中で、民間の会社ですから、ほかの事業をやつていたりしてちよつと経営が思わしくなくなつてしまつたという場合に、委託先を変えなければならぬんだというとき、これは結局、その権利のようなものを譲渡可能ということなのか。譲渡先の新しいところも、最初と同じような認可ということになるんでしょうかね。委託先としての要件を満たしているかという認可なり審査なりということの上で譲渡、要するに、次の委託先に取つてかわるということになるのか。というのは、それができないと教育が中断してしまうという、これはまたまた問題だと

思うので、そのあたりについてちよつと教えていただけますでしょうか。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。

公設民営学校につきましては、今回の法案の規定の中にもございますとおり、公立学校としての教育水準の維持向上や公共性の確保、これを図りつつ検討するということになっております。その意味におきまして、御指摘のございました委託先の変更の問題、この点は私どもとしても重要な課題と考えておりまして、子供たちの教育に支障を及ぼすことがないように、具体的な制度設計に当たっては検討を進めてまいりたいと考えております。

○大熊委員 ありがとうございます。

私もそうだと思つておりましたので、ぜひ検討をしつかりとお願いしたいというふうに思います。

それと、先ほどもちよつと出ましたが、既存の株式会社学校の学校、こちらとの比較の点でございまして、要は、出資のもとが株式会社なのか、公なのか。公設民営ですと運営は民で、既存の株式会社学校も運営は民、そういう違いなわけですが、これは、出資元が公なのか民なのかということと、カリキュラムがどうなのかというのとは、必ずしも一対一に対応しないと思うんですね。つまり、同じような特色を、全く同じだと意味がないというまた逆の批判もあるかもしれません。既存の株式会社学校でも、特色のある、多様性のあるカリキュラムをやる、そしてまた、公設民営学校でも、ちよつとまた違うというテイストを出さなきゃいけないのかもしれないが、やるという、そういう理解で大体よろしいのでしょうか。あるいは違う、あるいはつけ加えるその他ありますから、教えていただければと思います。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。先ほども若干触れさせていただきましたが、基本的に、公設民営学校あるいは株式会社立の学校、これは、いずれについても、先ほど申し上げました教育基本法などに基づいて行われるという

ことが原則であって、その特例としていろいろな特例制度がありますので、それぞれカテゴリーとして、公設民営学校だからこうだ、あるいは株式会社だからこうだというのではなく、個別具体的に、その特例制度を活用したいといった場合には活用していくということの違いが出てくるというふうに捉えております。

○大熊委員 それで重要なのは、先ほどのとおり、今回の国家戦略特区は、国からのプロジェクト、国も入るプロジェクトということで、今までにはない、今までの既存の株式会社学校にはない、そういうテストを、先ほどの検討、これからの検討ということなんですが、それを入れた公設民営学校をぜひ期待しておりますので、よろしくお願いをいたします。

そして、本則の方に戻りまして、二条の関連でございしますが、相当程度寄与する区域というふうな条文であります、この相当程度というのはどのぐらいというふうに理解すればいいのかというのをちょっと教えていただきたいんですけども、相当程度広い地域、そこからの貢献というふうなことなのか、どういうことなのか。区域、その辺について教えていただければと思います。

○川本政府参考人 お答えを申し上げます。

国家戦略特区、国、自治体、民間が三者一体となつて取り組むプロジェクトであつて、世界からの投資を引きつけることができる程度にインパクトのあるものというものを想定しております、そういったプロジェクトが行われる地域というものを対象として考えております。

したがって、この相当程度寄与というのは、地域の経済社会に寄与する、これは当然であります、このプロジェクトの実施によって民間投資が喚起されて、日本経済の再生に寄与できるようなものになりたいと思っております。

区域の広さという点については、プロジェクトの内容により決まってくる、プロジェクトも、一つのプロジェクトに限られるわけではありませんが、幾つかのプロジェクトが点在するという

ことも考えられますので、プロジェクトの組み立てによつて、区域の大きさというのは変わってくると思っております。

○大熊委員 ありがとうございます。

そうしますと、インパクトのあるものということ、そしてプロジェクトの大きさによつて変わってくるんだというお話ですと、可能性としては、都道府県間をまたがる、東京と千葉と神奈川とか、東京湾を囲む地域とかいうようなことも当然想定をされるのかどうか。その場合の自治体の長というのは、これは複数の自治体の知事さん、そういう理解でよろしいかどうか、教えていただければと思います。

○川本政府参考人 お答えを申し上げます。

当然、プロジェクトの内容によつて広さは決まっておりますが、複数の都府県にまたがるということも当然にあり得ると考えております。その場合には、関係地方公共団体の長というものの複数になるというふうに考えております。

○大熊委員 例えば東京の場合、では、東京二十三区に關係するプロジェクトが何か想定されたらすると、東京都と二十三区の区長さん皆さんと、二十四人。そういうことで、その二十四人全員の場合をとらなければ、それと大臣と。両大臣と二十四人の首長さん、そういう理解で、想定プロジェクトで具体的にということじゃないんですけれども、そういう事態になる、そういうことでよろしいんでしょうか。

○川本政府参考人 お答え申し上げます。

当然、今先生お話しになったように、プロジェクトの出身によつて違つてまいりますし、東京二十三区が全部そういうプロジェクトで埋め尽くされるかという、なかなか、ちょっとそのようなかという気もいたします。

ただ、いずれにしても、プロジェクトが行われる区の首長さんも対象に入ってくるということでございしますが、当然、その区の中の事業についていろいろ御意見をいただくことになるもの、だということに理解をいたしております。

○大熊委員 条文上、全員の合意ではない、関係する何とか区の一部分だけ、プロジェクト事業全体について全員の合意では必ずしもない、そういうことなんでしょうか。

○川本政府参考人 お答え申し上げます。

条文上は、今先生御指摘のように全員の合意でございしますが、先ほど、それぞれ皆さんが、御意見を二十三人おっしゃるのかという御指摘だったので、御意見というところについて言えば、当然、区長さんはその区に關係する部分について区を代表しておられるということになりますから、その部分について御意見をいただくということになるのではないかと申し上げたところでございます。

○大熊委員 例えば、仮想的なプロジェクトとして、何か東京オリンピックにかかわるということになると、そういう事態が予想されて、区の一部分じゃなくて区全体、まさにそういうことになるわけで、そうすると、やはり二十三区長さん、都知事の合意と、プラス両大臣の合意、そういうことでよろしいですね。一応、念のため御確認をお願いいたします。

○川本政府参考人 仮に、全ての区にまたがるような特区になり、それにまたがるようなプロジェクトを、特区にする以上はプロジェクトがあるわけですから、組んでいくということになれば、御指摘のようなことになると思います。

○大熊委員 そうなると運用がなかなかやこしい、難しい可能性もある、ぜひその辺のところは、具体的にこういうプロジェクトということではないんですが、そういうことも想定されると思いますので、よろしく御意見をいたします。

今度は逆に、一つの特区について二つの要素が、例えば農水省所管のことと、あと、わかりませんが、総務省関係の所管のこと、複数の要素の例措置、これが適用される特区、そういったものも考えられるかどうかについて教えていただければと思います。

○川本政府参考人 お答えを申し上げます。

一つの特区において複数のプロジェクトが行われることも当然ありますし、プロジェクトそれぞれについて複数の規制改革措置が適用されることも当然あり得ると考えております。

したがって、一つの特区、特区ごとに見れば、複数の規制の特例措置が講じられるということは当然あるというふうに考えております。

○大熊委員 はい、ありがとうございます。

続きまして、五条関係なんですが、特区への指定の関係で、例えばある地域、私のところだと東京の下町なんですが、では、東京の下町で何か農業のイノベーションの特例をやるということになるのかというのは、東京の下町ですと農地というのは当然ありませんので、その地域のこれまでの特性を考えると、ない事業、産業、だけれども、今後は、農業がどうかわかりませんが、イノベーションその他を考えると、これからやるんだという事業、これについてはどう考えるのか。

つまり、言いかえますと、今度は、特区、地域についての指定と考えると、要するに、その地域それぞれのこれまでの強いところ、いいところを生かすという考え方なのか、これも二者択一じゃないかもしれませんが、今まではない、だけれどもこれからやるんだ、そういうところもあわせて考えるのか、その辺についてちょっと、どちらか、二者択一じゃないかもしれませんが、教えていただければと思います。

○川本政府参考人 お答えを申し上げます。

先生も二者択一ではないかもしれぬとお話がございましたように、二者択一でお答えするのは非常に難しいわけですが、特区の指定、それぞれの地域ごとに区域方針でテーマが決まります。そのテーマに沿つて着実にプロジェクトが行われるかどうかというのが一番のポイントになると思います。

したがって、現状を見ながら、将来確実にテーマで設定した、それに沿ったプロジェクトが行われるかどうか、将来のその実現可能性というところが一番のポイントになるものと考えております。

す。

○大熊委員 ありがとうございます。

今、進捗のお話をいただきましたので、幾つか飛ばしまして、その進捗の件でございます。条文ですと、十一條関連だと思っております。

もし、そのプロジェクトの進捗が思わしくないという場合、それを理由として、もつと極端に言ふと、全く一歩も進まない、そういうプロジェクト、事業がありました場合、そのことをもつて認定の取り消しだというようなことはあるのかどうか、それは法制上どのような読み方をすればそういうことになるのか、教えていただければと思います。

○川本政府参考人 お答えを申し上げます。

区域計画、区域内のプロジェクトの進捗状況が不十分であるという場合には、九条の規定で計画の変更を検討することがまず最初に来るのではないかと思います。

その上で、八条七項三号では、計画の事業全てが実現されないと見込まれるようになった場合には、認定の取り消しも行われるというふうな考えでおります。八条七項三号、区域計画の認定の要件として、円滑かつ確実に実施されるものというのを要件に挙げております。この要件を欠いてしまつて、事業として全く見込めないという場合には、認定の取り消しがあり得るというふうな考えでおります。

○大熊委員 はい、わかりました。

今度は逆に、ある程度進捗はしてしまつたよ、だけれども、条文でどうなつていたか、結局、その方針と違うことを、例えば当初の計画と違うことをやり始めましたよということをもつて、では認定取り消しですというふうに政府としてこの法律に基づいてしたという場合に、その事業主さん、民間も含めて、ある程度お金を使つてきた、設備投資をしてきた、それでもつて認定がなくなつたつたというときに、原状回復しなきゃいけないよ、原状回復にはお金がかかりますねというときに、それはどうなつちゃうんだろうかと。

それは、過失なのかどうなのかという議論はあるんでしようけれども、幾つかケースに分けてでも結構なんですが、ある程度プロジェクトを進めてきた、そのためにお金を使つた、何らかの理由で、法律によつて、あなたは認定取り消しなんだというふうになつた場合の損害あるいは原状復帰にかかる費用、これをどう考えればいいのか。自治体あるいは民間が負担した分。国が自分で負担したものは、自分が自分で負担して、自分で認可取り消しにするんだからしようがないと言ふかもしれませんが、民間、地方自治体の部分についてどうなるのか、ケースを分けてでも教えていただければと思います。お願いします。

○川本政府参考人 お答え申し上げます。

まず、国家戦略特区においては、国、地方、民間の入つた特区会議で計画をつくつて、ここで実際の事業のフォローもやつていくことになる。

したがいまして、今御指摘のように、全く違う格好になつていくとかというのには、基本的には余り考えにくいなというふうには、そういう制度設計になつていふと思つております。

その上で、仮に事業が行われなくなつて、計画の取り消し、認定の取り消しというふうな場合に、それまでに行つてきた事業がどうなるのかというところについて言いますと、この取り消しは、法律的には将来にわたつて効力を発生するということになりまして、例えば、建てたビルを取り壊してもとへ戻すというふうな義務が発生するということになりますので、もう特区としては規制改革を適用しない、その後の事業についてはおつき合ひできない、そういうことになるものだと考えております。

○大熊委員 それで事業ができなくなると、設備投資をしたその部分が全くキャッシュを生まない資産になつてしまふんだ、あるいは、その事業者が別の事業者と契約をして、その契約は国家戦略特区の認定を受けていることということが前提として入つていふ場合は、それはもう民間同士のリ

スクなんだ、そういう理解でよろしいでしょうか。確認も含めてお願いします。

○川本政府参考人 お答え申し上げます。

国家戦略特区は、規制改革等によつて民間の事業を応援しようという仕組みですから、当然、民間の方のリスクで負つていただく話になるのではないかと思います。

○大熊委員 投資は自己リスク、自己責任、こういうことだろうというふうには思います。

それでは、厚労省さん、お越しになつていただいておりますので、医学部関係の件をあと数分でお伺いしたいと思います。

医学部の新設の検討というふうになつておりますが、検討の結果、新設というふうになる要件、これはどんなものなのか、教えていただければと思います。

○中岡政府参考人 お答えいたします。

医学部の新設につきましては、日本経済再生本部の決定におきまして書いてございますけれども、高齢化社会に対応した社会保障制度改革や全国的な影響等を勘案しつつ、国家戦略特区の趣旨を踏まえ、関係省庁と連携の上、検討する方針でございます。

具体的には、政府全体の社会保障制度改革における医療提供体制のあり方や医療人材の確保に関する議論との整合性。二つ目には、医学部、あるいはその附属病院における医師、看護師、その他の医療関係職員の確保が必要でございますので、そのために生じる地域医療への影響。また、特区に指定されない地域における医学部の新設に関しましては、さまざまな要望がございますので、そういった要望との関係。また、国家戦略特区により整備する国際医療拠点における医学部の意義やあり方などについての検討が必要になつてまいるといふふうに考えております。

○柴山委員長 大熊君、質疑時間が終了いたします。

○大熊委員 終了ということでございますが、一言だけ。今おつしやられた話ですと、正直なかなか

か難しいのではないかと懸念を持ちますので、懸念だけ申し上げて、質問を終わります。以上です。

○柴山委員長 次に、佐々木憲昭君。

○佐々木(憲)委員 日本共産党の佐々木憲昭でございます。

きょうで法案の質疑終局と言われておりますけれども、我々、まだまだ質疑が足りないというふう感じております。

きょうは、戦略特区の雇用問題についてたまたたいと思います。

大臣、最近ブラック企業という言葉がいろいろ広がつております。これは、若者を大量に新規雇用して、精神的にも肉体的にもぼろぼろになるまで働かせて、大量に使い捨てにするという企業のことでございますが、新藤大臣は、このブラック企業についてどのような印象をお持ちでしょうか。

○新藤国務大臣 このブラック企業という言葉の定義が定まつていふかどうか、よくわかりません。しかし、最近よく使われる言葉であるというふうには承知しております。

そして、過重労働や賃金不払い残業など、特に若者に対して使い捨てのような、そのようにもし疑われる企業があるとすれば、それは社会経済の健全な発展には問題がある、このように思つております。

○佐々木(憲)委員 そこで、五月十日のワーキンググループの会議録を見ますと、八田座長の見解が載つておりまして、これはワーキンググループの労働法制の緩和を議論したときの見解ですが、人材に関して雇用が流動化しないことの根本に、やはり解雇法制がある、みんな解雇できないから怖くてなかなか雇えないし、雇われた人は終身雇用なので全然ポジションがない、こういう発言をされているわけでありまして。正直、私驚いたんですよ、働く方々の立場を余り理解していないなという印象を私は受けました。

大臣にお伺いしますけれども、こで言われて

いる、労働者を解雇しやすくする規制緩和というものも雇用を生み出すんだ、こういう理屈だと思ふんですが、これは成り立たないと私は思うんですが、いかがでしょうか。

○新藤国務大臣 それは何度も総理、また厚労大臣からも御答弁をさせていただいている、このように思いますが、この前後も見ていただければわかると思います、議論の中で、そういった観点からの議論が進んできたわけではありませんが、私どもはあくまで、雇用を拡大していく、その中で、労働の予見性であるとか紛争の未然の防止、こういったものに役立てつつ、雇いやすく、雇用の拡大につなげていくような、そういうものを考えていくということで、ずっとテーマとして議論させていただいております。

○佐々木憲委員 雇用の法制を緩和する、より具体的に言いますと、解雇しやすくしてほしい、こういう要望が一部にあるわけですが、企業側ですけれども、そういうことをすれば、何か他方で流動化してどんどん雇用がふえていくというのは、これはなかなかつながらない話であります。

例えば、ILOの労働問題研究所所長のレイモンド・トレス氏は、こういうふうに出ております。これは、ユーロ圏における仕事の危機、動向と政策対応二〇一二、こういう文書の中でこのように出ております。十七カ国中十三カ国が、二〇〇八年から二〇〇九年の間にしばしば雇用規制を緩和する方向で労働市場の柔軟化改革を実施した、しかし、これらの政策は、雇用創出の効果を生じないまま、解雇をふやすことにつながる。つまり、雇用規制緩和で雇用増になるというのは科学的裏づけがない、こういう主張をされております。

それで、もう一点大臣にお伺いしますけれども、前提として、日本の解雇規制、これはそもそも、諸外国、とりわけヨーロッパと比べて緩いのか厳しいのか、この基本的認識はいかがでしょうか。

○新藤国務大臣 さまざまな指標がございます。

それから、それぞれの習慣、慣行があると思えますね。成り立ち、それぞれ違うわけでありまして。ですから、一概にこれが緩いか厳しいかというような比較を私はなかなかできないのではないのか、このように思いますが、私どもとすれば、これは緩いか厳しいかではなくて、いかに不明確な状態をできるだけなくするか。

したがって、雇用ルールがわかりにくいということが新たな企業への投資阻害要因にならないように、そういったことを明確にしよう、また予見可能性を高めよう、こういうことを取り組んでいるつもりでございます。

○佐々木(憲)委員 実は、政府の平成二十四年度の労働経済の分析というのがありますが、これを見ますと、OECDの雇用保護指標について三百十ページのところで紹介をされております。ここで、こういうふうに書いているんですね。「日本の雇用保護指標は第一第三指標について、またその内訳である「常用雇用要因」「臨時雇用要因」「集団解雇要因」を個別にみても、すべての指標でOECD平均を下回っており、日本は比較的雇用保護が弱い国である」と。

雇用保護がヨーロッパ等と比べて、OECD諸国と比べて弱い、これが日本の政府の見解ではないかと思えますけれども、そういう見解ではございませんか。

○新藤国務大臣 私はその所管の者ではないことは御承知だと思いますし、今委員が御紹介された部分のものは、私、現状においてまだ確認をしておりませんから、今私がコメントしようがないわけでございます。

しかし、先ほど言いましたように、いろいろな考え方があって、指標がある。ですから、先ほど言いましたように、雇用の拡大、また雇用ルールを明確化していく、それが重要だということには変わりはございません。

○佐々木(憲)委員 それでは次に、日本の労働者の置かれている労働条件というのは非常に厳しい事態になっておまして、最近では、過労死ですと

かあるいは過労自殺というのを後を絶ちません。そこで、実態を紹介していただきたいんです。厚労省にお願いしたいんですが、十年前と最近の統計で、この過労死とか過労自殺についてはどのようなふうになっているか、紹介をしていただきたいと思ひます。

○大西政府参考人 御質問の過労死に関するデータでございますけれども、脳・心臓疾患による死亡ということにつきまして、労災認定件数でございますけれども、直近の平成二十四年度では百二十三件、十年前の平成十五年度は百五十八件というぐあいになっております。また、必ずしも過労のみを原因とするものではありませんけれども、精神障害による自殺についての労災認定件数につきましては、直近の平成二十四年度が九十三件、平成十五年度は四十件というふうな数字になっております。

○佐々木(憲)委員 深刻な事態であるということが続いているわけですね。

日本は、ILOが制定する労働時間と休暇に関する条約で、一号条約、これは一日八時間、週四十八時間を盛り込んだものであります。それと、四十七号条約、これは週四十時間の規定ですね。百三十二号、これは年次有給休暇に関する条約であります。それから百四十号は有給教育休暇であります。何一つこれを日本は批准していません。

なぜ日本は批准をしていないのか、その理由について厚労省にお聞きしたいと思います。

○生田政府参考人 お答えいたします。

ILO条約につきましては、それぞれの条約の目的や内容などを十分検討して、国内法制との整合性を確保した上で批准する必要があるというふうに考えております。

御指摘いただいた四つの条約につきましては、国内法制との整合性につきましてなお検討すべき点がございます。現在、未批准となっております。

ということなんですが、日本の労働保護法制はなかなかこの条約の水準に達していないということのあらわれでありまして、私は、早急にこの条約の水準に合わせると同時に、条約と同時に抜本的に国内で法整備を行い、条約の批准も行うということが必要だと思っております。

これは、日本国憲法の基本的人権の大きな柱であります国民生活の安心、安全の向上のために、こういう条約を批准するということが大変大事だというふうに考えるからであります。

次に、資料に基づいて具体的にお聞きしたいと思うんですが、ワーキンググループが提出した、九月二十日付、資料五、この二に雇用というのがあります。

お配りした資料を見ていただきたいと思います。ここで、厚労省とワーキンググループのやりとり、それぞれの主張点が並べて記載されております。この中で、厚労省は、「そもそも、雇用は特区になじまない」というふうな主張されております。その根拠をお聞かせいただきたいと思ひます。

○大西政府参考人 委員御指摘の資料につきましては、国家戦略特区のワーキンググループにおいて、各省からのヒアリング内容を国家戦略特区ワーキンググループの座長が整理されたものというぐあいに承知しておまして、その具体的な内容について、私どもからお答えするのはなかなか難しいのではないかと、いづれにいたしましても、十月に日本経済再生本部で決定いたしました検討方針には、政府としてどのような対応が可能なものかいろいろ検討した上で、雇用分野の方針についても取りまとめられたというぐあいに承知しております。

○佐々木(憲)委員 これは、確かに、ワーキンググループの八田座長が、厚労省はこんなことを言っているよと自分なりの解釈で整理をされたわけでありまして、ですから、この主張をこのまましたというふうには、それは確認されていないと思ひ

ますけれども、ただ、このときにどのような主張をされたのかということを確認しているわけですから。

○大西政府参考人 一般的に申し上げまして、雇用に関する基本的ルールであります労働基準法とか労働契約法とか、そういう法律があるわけでございますけれども、一部地域を対象として緩和することについては、雇用関係のルールの特性を踏まえつつ検討されるべきものであるというぐあいには私も考えているところでございます。

○佐々木憲委員 それは、私どもの見解からいえば、緩和の本身自体が労働者にとってプラスかマイナスかという角度からきちつと評価しなけりやならぬというふうに思います。全国でやれば何でもよいというものでもないというふうに思っております。

このワーキンググループの見解の方を見ますと、この右側ですけれども、「こうした理由で「特区になじまない」といったら、およそ特区は成立しない。」こう言っているわけです。特区には雇用についての独自のルールを適用すべきだという見解なんですけれども、担当大臣として、新藤大臣、この見解、どのように思いますか。

○新藤国務大臣 これはまさに座長がまとめられた中での、各種、厚労省の見解とワーキンググループの見解が出ました。まさにこういうふうな、意見に見解の相違があつて、それらを議論していただいたわけでありまして。

ですから、これについてのコメントはどうかといえ、八田先生は、この人は規制改革の分野での権威でもありますし、そういう方が一つの見識をお示しにされた。しかし、それについてはいまだ結論は出ていない、こういう状態でございますし、私どもとしては、その議論を踏まえた中で、結局、雇用条件の明確化、有期雇用の特例、この二点はきちんと検討していこうではないか、こういうことが日本経済再生本部の中で方針として決定をさせていただいたということでもあります。

ですから、議論をしていく中の過程における一つ一つのコメントについては、それぞれその方の御見解を示されたものと、これ以上でもないし、これ以下でもないと思いません。

○佐々木(憲)委員 資料の下の方を見ていただきたいと思うんですが、厚労省としては、「雇用ルールは、条約上、労使間で協議することが求められており、労政審での審議を経ることが必須。」というふうに述べたとされております。

ILOは、労働基準に関する立法については、政労使の三者によって協議するということを根本原則としておりと理解しておりますが、間違いありませんか。

○熊谷政府参考人 お答え申し上げます。

労働法制の見直しなど労働政策に関する重要事項につきましては、さまざまな会議の御意見もよく伺いつつ、ILOの三者構成原則の趣旨も踏まえまして、公労使の三者で構成される労働政策審議会でも十分に御議論いただくことになるものと考えております。

○佐々木(憲)委員 私が確認したのはILOの原則について確認をしたんですが、もうちょっと広くお答えになったわけでありまして。

ワーキンググループの見解を見ますと、労使間協議を行う場が労政審である必要はない、別の場を設けて迅速に協議しても構わないはずだ。これは厚労省の見解ともILOの見解とも違うと思うんですが、大臣は労政審で協議する必要はないというふうにお考えでしょうか。

○新藤国務大臣 私は、内閣の閣僚として政府の方針に従って仕事をしております。政府の方針は、今厚生労働省からお話がありました。そして、一方で、特区を議論する中で、ワーキングの中でそのような御意見が出た、そういう問題提起に対する議論を踏まえて行われているということだと思います。政府としての方針は、先ほど厚労省が述べたとおりでございます。

○佐々木(憲)委員 確認をいたしたいと思うんですが、いろいろな組織がありますよね。産

業競争力会議、あるいは規制改革会議、国家戦略特区ワーキンググループ、こういう組織が今この委員会でも話題になっておりますけれども、メンバーであります、企業の経営者あるいは一部の学者等で構成されていると思います。この中に労働者を代表する委員というのは含まれているのかどうか、これを確認したいと思えます。

○川本政府参考人 お答えを申し上げます。

今お話ししたあつた産業競争力会議、規制改革会議、それから国家戦略特区のワーキンググループはそれぞれ、産業競争力会議は、我が国産業の競争力強化や国際展開に向けた成長戦略の具体化と推進、規制改革会議は、経済社会の構造改革を進める上で必要な規制のあり方の改革に関する基本的事項、国家戦略特区ワーキンググループは、産業競争力会議での議論を踏まえて国家戦略特区の具体的な制度設計等の検討を行うため、設置されております。

それぞれの調査、審議に当たって、識見の高い方というのを選んで委員としておられるというふうな理解をいたしておりました。今お話しした労働者の代表という観点からの人選は行われていないというふうな理解をいたしております。

○佐々木(憲)委員 労働法制の規制緩和というようなことを議論する際には、当然、政労使ですとかあるいは労使、こういうものの両方の参加を得て、バランスをとってやるというのが本来の筋だと思っておりますが、どうも、今確認したように、労働者の代表が入らない中で労働法制の規制緩和のあり方を議論するということ自体が、これは非常に手続上の問題があるのではないかと、民主的手続という観点からいっても問題があるというふうな私どもは思っています。

有期雇用の特例の問題についてお聞きします。資料を見ますと、厚労省の側は、「労働者に対し無期転換権を放棄するよう、使用者が強要する可能性があるため、不可。」となっております。これはワーキンググループの座長のまとめでありますので、そういうふうにかかれております。

厚労省に確認ですけれども、この要点、このときはどういう趣旨で説明をされたのでしょうか。

○大西政府参考人 委員御指摘の資料の内容につきまして、先ほど申し上げたとおり、ちよつとお答えを差し控えていただきたいたいと思えます。

一般論をいたしまして、今、有期契約労働者の問題でございますけれども、有期契約労働者に対して無期転換の申込権が発生する以前に申込権の放棄を認めるということは、労使の交渉力の格差を背景として使用者が事実上その権利放棄を強要する状況を招きかねず、労働契約法十八条の無期転換のルールの趣旨を没却するものであり、こうした有期契約労働者の意思表示は、公序良俗に反して無効と解されるというぐあいに考えております。

○佐々木(憲)委員 ワーキンググループの見解のところには、労使双方の同意を前提とする労働契約というのがあるわけです。このワーキンググループの見解は、厚労省の見解とかなりこういう点で違うんですけれども、大臣として、この点について何かお考えがあれば、お述べいただきたいと思えます。

○新藤国務大臣 私は、雇用に関してさまざまな議論があることは、それは妨げるものではない、このように思いますし、ワーキングはワーキングの、規制緩和という観点から、そしてまた経済の起爆剤としての特区における雇用の拡大という観点から、このような意見が出たということでもあります。しかし、それに対して、政府側、厚労省と見解の相違があり、議論をした上で、現状における検討項目が、先ほど申し上げた二つになったということでもあります。

私は、議論は議論として、このような見解がある、そういうお考えがかなりの人たちがいるわけでありまして、それを踏まえた上での議論をきちんとしていけばよろしいのではないかと、このように思っています。

○佐々木(憲)委員 現実の厳しい労働環境の中で

は、労使の同意とか合意というのは形骸化しやすいわけです。つまり、使用者側の力が圧倒的に強いわけですから、仮に労働者がそれに同意しましたという形だけ整えても、それは、決して同意せざるを得なくなった、あるいは、仕方なく、言われたからそういうふうな契約したんだと。本人が望んでいるかどうか、これをチェックするのは非常に難しい問題があるわけですね。

したがって、労働法制の規制という問題を考える場合に、これまでの経緯を見ますと、使用者側の契約の自由ということに余りにも力点を置き過ぎますと、労働者の側に非常に不利になる。したがって、資本側による契約の自由を制限する、規制するということが、この間のルールづくりの根本にあつたわけなんです。

これは大変大事な観点ですので、今、厚労省が答弁されたことも、政府の基本方針、今までの考え方ということで言われていますけれども、その部分が何かずるずると崩れていくような感じがして、これは労働者の側にとっては非常にまずい事態になりつつあるなど、私は危険性を感じているわけでありました。ぜひその点を念頭に置いて対応していただきたいというふうに思っております。

ワーキンググループのペーパーを見ますと、特区内の開業五年以内の事業所に対して解雇ルールというところで、契約締結時に、解雇の要件、手続を契約条項で明確化できるようにする、仮に裁判になった際に契約条項が裁判規範となることを法定する、矢印で、労働契約法第十六条を明確化する特例規定として、特区内で定めるガイドラインに適合する契約条項に基づく解雇は有効となる、こういうことを規定する、検討事項としてこう明示しているわけですね。

これは、仮に解雇を認めるということとを契約で押しつけられたら、それを理由に首切りが自由に行われるというようなことになってしまうと、これはとんでもない話でありまして、この解雇ルールの問題について、厚労省としてはどういうスタンスなんですか。

○大西政府参考人 解雇についての御質問でございます。

一般的に申し上げまして、解雇の、有効か無効かということが争いになることがあるわけでございますけれども、単に、労働契約とか、あるいは就業規則に書いてある解雇理由というものだけではなくて、労使間で実際にどういうやりとりがあつたとか、あるいは雇用管理の実態などに関する事実認定ということを含めて、そういうものが総合的に司法で判断される、最終的には司法で判断されるべき性格のものであると考えておりますので、労働契約の内容のみをもって判断することとはなかなか難しいのではないかと思います。

○佐々木(憲)委員 ですから、労働契約だけで、そこに書いてあるからということだけではだめであつて、現実の、労使関係の実態を踏まえて対応する、こういうことが大事だということでありま

す。

総理は、八日の衆議院本会議でこういうふうな答弁されています。「一時、解雇特区などという事実誤認のレッテル張りが行われましたが、そもそも、そのような考えは、もともと存在しませんでした。」と答弁をされております。

確かに解雇特区という言葉は使っていないですけど、ワーキンググループの資料を見ますと、解雇ルールというところで検討したということ、これはさまざまな意見があるというふうに大臣もおっしゃいましたように、解雇ルールの検討ということとは行われた、これは事実ですよ。

○新藤国務大臣 雇用の一環の中での解雇についての議論というのが既にこうやって行われているわけでありまして、しかし、その主眼は、解雇しやすいうルールをつくることではなくて、そもそも雇用ルールがわかりにくいということが新規の企業の投資阻害要因になり得ないか、そういう問題意識から雇用ルールを明確化するための議論をずっとやってきた。総理が答弁をされておりますのは、そういう趣旨において雇用の拡大を図るためのさまざまな議論が行われてきたんだ、こう

いうことを申し上げているわけだと認識しております。

○佐々木(憲)委員 この点は、また総理が御出席になるということですので、そのときにも伺いた

いと思っております。

次に、十月四日に八田座長は記者会見を行っておりまして、それまで一般的な雇用問題について主張されていたと思っておりましたが、それと違う、方向転換をされたような感じの記事が出ておりましたので、私は、その全文の資料要求をしましたが、そんなものはないということでありました。メモはないのかと言ったら、メモもない、そういう返事でありました。

そこで、この記者会見で何を主張されたのか、八田座長の記者会見の内容を簡単に紹介していただきたいと思ひます。

○川本政府参考人 お答えを申し上げます。

十月四日のワーキンググループ八田座長の記者会見についてでございます。これについては、雇用に関する特例措置の検討について、解雇特区といったような、議論されていた内容と異なる報道がなされていたということから、こうした誤解がされるのではないということと八田座長が会見を開かれたものでございます。

会見の中では、雇用に関する特例措置の検討の意図するところは、雇用関係の予見可能性とそれから働き方の柔軟性、これらを高めることによつて企業の投資と働き手の意欲を引き出す、それによつて雇用の拡大を目指すものであつて、解雇を促進する、そういうものではないということをお説明されたものと認識をいたしております。

○佐々木(憲)委員 ただ、こういう、それまでの、今紹介したような主張を見ますと、八田座長が解雇を促進する方向を考えているということ、結果的には明確だと私は思ひます。

それで、労働時間の規制の特例については今回は先延ばしだけでも、有期雇用と解雇ルールに對する点については対象を限定する、こういうふうな記者会見ではないかと新聞報道では想定をし

ております。

限定をするということになるとという記者会見だったのではないかと思います、そうじゃないんですか。

○川本政府参考人 限定をするというよりは、これまでワーキンググループで取り組んできた基本的な考え方と今回の国家戦略特区の制度設計の中で、当面盛り込むべき事項として考えている事項としては雇用ルールの明確化と有期雇用の特例だ、こういう御説明をされたというふうに私どもは理解をいたしております。

○佐々木(憲)委員 別紙二という資料を配付資料の四ページ目におつけしましたが、ここでは、有期雇用、解雇ルール、労働時間、この三つが検討されていたわけですね。それを、この記者会見以後のところでは、雇用条件の明確化、有期雇用の特例ということに絞つていっていることは、資料によつて明らかだと思います。

次に、限定したからといって、例えば弁護士とか会計士、あるいは博士号、修士号の取得者に限定する、これの国家戦略特区関連法案を提出した

いというような報道もあります。

ただ、私は、限定したらいいものになるというふうには思わないので、今のような派遣労働が蔓延しているきっかけになったのは、最初はわずかな、限定した専門職、ここから始まったわけなんです。例えば、通訳の場合は派遣労働でいいだろうというようなことから始まったわけでありまして、それがどんどん拡大して、今や製造業にまでそれが広がっていった。これが社会問題を

引き起こして、賃金の低下、雇用の不安定、そして少子化というような問題にまで関連する事態になつてい

る。こういうふうになつてくる一番のきっかけは、専門性があるからそこだけは認めろという、そこから始まったんだということを思い起こす必要があるというふうに思ひます。

さて、次に、憲法との関係でお聞きをしたいと思ひます。

言うまでもなく、憲法には、二十五条で生存権、二十七条一項で勤労権、こういうものを保障しておりまして、使用者による一方的な解雇を規制すべきだというのは、この憲法上の基本的人権から導き出されるものであります。

労働者にとっては雇用の機会を得るということが生活を支える経済的基盤であって、雇用の喪失は生活に深刻な打撃を与えることになるからでございます。

憲法二十七条二項は、賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準、これは法律で定めるとしております。これを根拠に労働基準法が我が国における労働の最低基準を定めており、労働契約法を初めとする各種の労働法が労働のルールを定めているわけです。

つまり、労働者の生存権、勤労権を保護する、そのために立法によって契約の自由を規制するということでありまして、これは憲法上の要請に由来すると思いますが、大臣の基本的見地をお聞きしたい。

○新藤国務大臣 まさに、国家戦略特区におきましても、そういった規制改革等の施策の総合的、集中的な実施は国民経済の発展と国民生活の向上に寄与するものである、これを目指す、また目的とするものでございますから、生存権、労働権それぞれに適合するものと考えております。

○佐々木(憲)委員 特区を利用した労働法制の規制緩和というのは、私は、どうも、労働のルールを緩めて、その規制を緩めることによって労働者に不利益を与える、そういう治外法権をつくり出すものになるのではないかと、憲法二十七条二項に違反するのではないかと考えを持っております。

次に、地方自治体との関連でお聞きしますけれども、十四日の参考人招致で、山口二郎北海道大学教授はこういうふうに述べております。

憲法第九十五条では、一つの地方公共団体のみに適用する法律に関しては、その地方公共団体の住民投票による合意がなければ法律は制定

できないと規定してあります。この九十五条の立法の趣旨は、国の法律によって特定の地方公共団体の自治を剝奪する、あるいは特定の地方公共団体の住民に対して法のものとの平等を侵害することを防ぐという点にあります。

こういうふうに陳述をされました。ワーキンググループの論点では、こういう視点はほとんど出てきておりません。私は、この教授の指摘は大変重要なことだと思いますけれども、大臣はどのようにお考えでしょう。

○新藤国務大臣 今御指摘の、憲法第九十五条に言う「一の地方公共団体のみに適用される特別法」とは、これは、一または二以上の特定の地方公共団体についてのみ適用があり、その特定の普通地方公共団体について他の同種の地方公共団体に対する一般的な取り扱いと異なった取り扱い扱いを規定する法律のこと、このように解釈をしております。

そして、この国家戦略特区法案というのは、一定の要件を備えた区域について、政令により国家戦略特別区域として指定することであります。具体的な地方公共団体を法律で特定するものではない、こういうことでございまして、憲法九十五条に規定する、そうしたものには該当しない、このように考えているわけでございます。

○佐々木(憲)委員 私はそういうふうに思いまして、一定の地方公共団体を含む地域を、総理主導のもとで、特定の、ほかの地域と違う制度をそこで推進する、設定される、こういうふうになりますと、これはいろいろ憲法の規定に抵触するところが出てくるというふうに思います。

それから、もう時間がだんだんなくなりましたので、もう一点、地方公共団体との関係、それから、被害を受ける方々との関係についても確認したいんです。

山口教授は、地方からの意見を述べる機会を保障する、あるいは地方側の同意を得るという手続を課すといった点でもう少し議論を深めていただきたい、上からの主導で特区を指定する、そし

て、特定地方公共団体について、ある人にとってそれはビジネスチャンスの拡大かもしれないけれども、違う立場の人にとっては権利の侵害であるというような事態が生じるわけであります、こう述べているわけです。

新藤大臣が特区の素案を公表されて、その素案で書かれていたのが成案で消えた部分は、提案者以外の関係者の批判的意見も広く聞く、この部分が別な文章に変わっているんですけれども、意見を聞くプロセス、これがこの法案には私は欠けていると思うんですけれども、そうはなっておりますか。

○新藤国務大臣 コンセプトの素案から、素案でないコンセプトの方になぜ抜けているかという点、それはこの間も申しましたが、その素案の段階は、この戦略特区を進めていく側も含めて、ワーキングの人間も含めて、どういうふうに進めていくかという、提案する側と提案を受ける側と双方からの観点を入れて、さまざまなものを出しました。

そして、コンセプトペーパーとして出させてもらったものは、応募しようとする方に対して、こういうことで御応募くださいというものでありますから、審査する側の観点の部分は、あえてそこは、混乱をするから外した。それから、わかりやすくするために、これは皆さんで考えた上で、文言を整理した、字数を削った、そういうことでありまして、今の、住民の意見を聞くことが必要でないから削ったわけではございません。

それから、そのコンセプトペーパーの中には、地域の意見をきちんと取り込むということを私は書かせていただいたと思っております。これは、公共団体の長の意見を聞く、また関係者の意見を聞くという中で、公共団体の意見を出すときには、当然のごとくその地域の声を集約したもので、この長の方はそれを御発言されると思いますし、私どもも、地域の声をきちんと聞きながら、そういう中で、住民の声、いろいろな団体の声も聞きながら総合的な判断を進めていくこと、これ

は政治の要諦でございます。

○佐々木(憲)委員 法案を見ますと、被害者の訴えをこのような経路で吸い上げていくという部分がほとんどないのですから、それで、私は非常にこれは問題がある法律だなというふうに感じたわけでございます。

最後に、一言だけ述べます。

資料の一番最後にありますように、対日規制緩和要望をアメリカが出してあります、二〇〇二年の小泉構造改革のときに、特区の項目を細かく提示しております。大臣は、最初にお聞きしたときは、私は聞いたことがないというふうな趣旨をおっしゃいましたけれども、配付資料を見ますと、これはホームページに載っているわけですが、在日アメリカ大使館。その中で、実現していないのは、特区内の外資の法人税減税、それからアメリカ企業の優遇、これが実現されていない。

前回の私の質問は、税制問題で外資優遇になるのを導入すると、結果的にこのアメリカの要望そのものを実現することになるという趣旨でお話をさせていただきました。

今度の法案は、ほかにもいろいろな議論しなかりやならぬ部分があるわけですが、以上の点、時間が参りましたので、指摘をさせていただきます。終わります。

ありがとうございます。

○柴山委員長 次に、村上史好君。

○村上(史)委員 生活の党の村上史好でございます。毎度毎度、同じ顔ぶれで申しわけございません。

きょうは、先日の参考人質疑を踏まえて、総括的な質問をさせていただきたいと思っております。

参考人は、この法案の推進者、また立案者、そして批判的な立場の参考人の方もいらっしゃると思います。それぞれが課題あるいは懸念を示されたもので、私の考えと共通する部分について、政府の見解をただしていきたいと思っております。

あわせて、四時から総理大臣がお入りになって質疑がスタートをいたしますので、時間を厳守し

たいと思います。どうか御答弁の方も御協力をいただきたいと思っています。

それでは、まず第一に、総理のリーダーシップとスピード感についてお尋ねをしたいと思います。

参考人の八田教授が、既得権を持った集団を突破するには、最終的には総理の決断が必要であり、総理主導を貫徹した組織にしたと、まあ自画自賛をされているんですけども、もちろん、最終の意思決定は総理が持たれるわけですから、ただ、基本方針の決定や、あるいはその変更などについては閣議決定が必要だと言われている。閣議となりますと、その規制にかかわる関係大臣も同席をされるということで、そこに幾つかの抵抗の余地が残されているのではないかと懸念がまず一点。

それと、区域ごとに設置をされます区域会議でございますが、この区域計画の作成に当たっては、構成員の全員の合意による作成と規定をされております。全員の合意が必要となれば、どうしても、その合意を取りつけるのに時間がかかるという面では、スピード感を持つて取り組むという点で支障が起きるのではないかと懸念も示されております。

スピードディーな意思決定と推進に向けた円滑な運営についてどのように取り組もうとされておられるのか、まず二点、お伺いをいたします。

〔委員長退席、関委員長代理着席〕

○新藤国務大臣 今回の国家戦略特区は、新しい試みとして、総理のリーダーシップのもとで、シンプルに、そしてスピードディーな機関決定ができるように、また事業が進捗していくように、こういうことを心がけたいという思いがございます。

そういう中で、御指摘いただきましたように、国家戦略特区の基本方針、これにつきましては諮問会議で決めていくということになっているわけでありまして、でも、諮問会議で決めたものは、最終的にはそれは閣議決定をして決定するというところでございます。そうすると、そのときに閣

係の大臣に合意をいただかなければ、閣議決定は全員の合意でありますから、そういう仕組みにしている。

ですから、これは関係の大臣にも必ず御同意いただけるような内容になっている。しかも、それは妥協の産物ではなくて、こういう国家戦略特区という重要性と必要性に鑑みて、その協力をいただける、合意をいただける、そういうふうな我々は考えているわけでありまして。

総理の言葉で言えば、安倍内閣に抵抗大臣はいないと。しかし、議論はあります。ですから、議論した上でしっかりと必要性や重要性を認識すれば、おのずとそれは合意を得られるし、その合意を得るための仕組みは、従来に比べればシンプルな仕組みにさせていただいている、こういうことでございます。

○村上(史)委員 その趣旨はわかるんですけども、各大臣の後には強大な官僚組織がある。既得権益擁護とまでは言いませんけれども、今回で規制改革が進まなかつたという背景の要因はそこにもあると思いますので、大臣もさることながら、そういうところにも目配りをする必要があるのではないかとこのように思っています。

次に、岩盤に穴をあけた後どうするかということも、参考人からも幾つか課題が指摘をされました。

まず、原参考人からは、個別の規制改革事項について各省と議論した際に、特区になじまないとか特区ではできないとかという議論が出てまいりました。そうした際に、特区でできないならそれは全国でと迫れるようにしておくことが必要だという御意見を述べられました。八代教授からも同趣旨の指摘がございました。

つまり、この意味は、できること、できること、それを先行させながらも、それ以後、後からでも追加は可能という規制改革の継続性を担保する必要があります。追加の規制改革を審議するのは一体どこなのか。諮問会議なのか。また、検討部会を設けて追

加項目を決定していくのか。その点についてお問い合わせをしたいと思います。

○川本政府参考人 お答えを申し上げます。

特区についての追加的な規制改革事項についてでございますが、これは、国家戦略特区諮問会議において、総理主導のもと、オープンな格好で議論をいただいて、それで検討して、それを実現していく、そういう手順になるかと思っております。

〔関委員長代理退席、委員長着席〕

○村上(史)委員 それに関連をいたしまして、八代教授の方から、特区の今後のあり方で、政省令のチェックをする必要がある、同時に、各省庁との折衝を続ける必要がある、さらには法律の改正、政省令の改正が必要であり、不断の努力というものが大変重要であるという指摘をされました。

今後の細部のチェックですね。規制そのものの議論はあるんでしょうけれども、政省令など細部のチェックは一体どこがやるのかということをお聞きしたいと思っております。規制改革に抵抗する立場から政省令を何とか守ろうとする動きもあらうかと思えますけれども、その対策についてはどのようにお考えなのか、お尋ねいたします。

○川本政府参考人 お答えを申し上げます。

今回盛り込みました、日本経済再生本部において決定した規制改革事項、これは、政省令ということになれば、細部のところは各省がいろいろ検討していくことになりましたが、当然各省任せにするのではなくて、私ども内閣官房の者も十分チェックをした上で、その上で、具体的にどういうことが行われたかということについては、諮問会議の場でしっかりとオープンにして、規制改革事項が履行されているかどうかをチェックしていただく、こういうふうなことを思っております。

○村上(史)委員 わかりました。今後の細部にわたるチェックについては諮問会議がきつちりとチェックする、そういう役割も担っているということの答弁をいただきました。

次に、原参考人から、規制改革会議との緊密な連携、あるいは、将来的には事務局や組織の統合一体化といったことも課題であるというふうな指摘もございました。あわせて、規制改革の議論のオープン化は、世論を喚起して、結果的に規制改革を後押しするものになるんだということも指摘をされております。

今後の規制改革として、規制改革推進の体制強化についてのお考えと、そして議論の徹底した情報公開についての考え方を伺いたいと思っております。

○新藤国務大臣 国家戦略特区ワーキンググループと規制改革会議、この関係におきましては、まず、国家戦略特区のワーキングにおいては、特区内部において何が必要か、そしてどういうことを取り組むべきかという規制改革の検討を行っているわけでありまして。一方で、規制改革会議の方は、全国一律で行うべき改革についての検討をいただいているわけですから、これはやや役割が違うということがございます。

しかし、国家戦略特区において議論したものが、むしろ全国的にやった方がよい、こういう議論の結果そうなるものは、これは規制改革会議の方にも持つていくし、また、各省庁にそういった指示を出すことができるようになる。

こういう意味においては連携が必要だと思っておりますし、それは十二分に意識してまいりたいと思っております。それぞれが機能することが結果的によい結果を生むことになる、こういうふうな思います。

それから、情報公開のことはまことにそのとおりなであります。ですから、国家戦略特区に関する議論は、できる限りオープンに、そして透明にして、国民の前で議論する。

だから、反対するとか、規制改革に対してネガティブな意見を言う人の議論も、それから進めようという人の意見も、国民の前でして、それによって世論がどう形成されるか、これも重要な問題だと思います。また、それは私どもでもできる

限り、既に、一番わかりやすいのは動画なんです
よね。ですから、今までの募集なんかはそういう
ことでやらせていただきました。

会議についてはまたそれぞれのルールがありま
すが、いずれにしても、情報公開をしながら、ま
た国民の皆様にも、できるだけ関心を持つ
人が見ていただけるような、SNSも含めて、そ
ういう工夫も含めてやりたいと思っております。
○村上(史)委員 私が言いたかったのは、規制改
革での議論、反対する立場もあります、推進する
立場もあります。その議論そのものが、会議録も
含めてもっとオープンにされるべきではないか、
そういうことの意味での情報公開というものは積
極的にすべきではないかということを申し上げた
と思います。

続きまして、特区の特例措置によるメリットと
リスクの対応について、何点かお尋ねをしたいと
思います。

参考人の山口教授は、国家戦略特区法では、普
通の人々の生活に富が還元されるということは期
待できない、これが正しいかは別にして、そうい
う懸念を示されておられます。

一方、本法案の第一条の目的で、国家戦略特別
区域に関し、規制改革その他の施策を総合的かつ
集中的に推進をして、もって国民経済の発展及び
国民生活の向上に寄与することを目的とする、こ
ういう条文がございます。

この議論は私も何度かいたしました。規制改革
を初め、政治のさまざまな施策は結局誰のため
にあるのか。それはやはり、最終的には国民がそ
の恩恵を受ける、果実を受け取るという形にして
こそ初めて、その施策が支持をされるということ
になると思います。

この法案においても同じことだと思っ
ても、ただ、今までの質疑の中でも、目的を
実現するためのプロセス、あるいは成長の果実が
国民生活にどのように反映されるかという点に
おいては、明確に示されていないと思います。

さきの委員会質疑でも、甘利大臣に、この国家

戦略特区によって経済成長を果たしていくとい
うことで、具体的にその成長の果実としてどうい
うものがあるのか、例えばGDPの押し上げ効果は
幾らになるんですかと。雇用の新たな創出も見込
んでおられる、また、新しい起業もどんどん生
まれてくる。しかし、その具体の数値は全く示さ
れなかったという点においても、やはり、この国
家戦略特区が最終的には国民のためになるんだ
というところがまだ見えてこないのが実態だと思
います。

だからこういう議論、指摘が出てくると思いま
すし、ある面から見れば、特定の利益を共有する
団体がこの特区を利用していいんじゃないかとい
う指摘も出てくるのは、まさにこのプロセスが明
確でないからではないか、私はそう思うのでし
ょう。

○新藤国務大臣 私がずっと御説明をさせていた
だいているのは、今度の国家戦略特区は、その必
要性と目的というものは打ち出させていた
おります。それをどのように具現化していくか
その決めていく手続を、またその仕組みという
ものをこの法律によって決めさせていただきたい。

決めていただいた暁には、その組織を使って事業
の中心を決めていきますよ、そして、どんな取
組みをするか、またそこに規制や税がどう入っ
てくるか、これが明らかになってまいりますとい
うお話をしました。

ですから、今の時点で特定の利益の方、団体
の利益といっても、何も決まっていないうけ
から、それを類推することはできないという
ふうに思います。

一方で、GDPですとか雇用ですとか、そう
いったものにどういうふうに関与するかとい
うのは、これは、その事業を組み立てた中では当然
出てまいります。事業ごとに、物を決める
ときには、その事業が何の効果をもたらすのか、どの
成果を得ようとしているのかということ、必ず指
標にして、そしてその進捗もチェックしてい

ましよう。提案者、提案される事業者からも自
分たちの指標を出していただくし、国は国の方
で、諮問会議としてもそういったものをきちんと
チェックしていきましょう。それを、PDCA
サイクルを回しながら不断のチェックをしてい
く。

当然、そういうふうな事業が確定して動き出す
ときには、その経済効果というものを、目標を立
てながら、それに向けて、逆に言えば、そういつ
たものがあるから、規制緩和も含めてこの取り組
みが必要だ、かつ、それを特区の中でやらせてほ
しい、こういうふうな落ちていくわけでありま
すから、今委員が御心配いただいていることはま
ことにありがたいことだと思いますが、そういう
ことをきちんと把握、また我々が決められるよう
に作業を進めていきたい、このように思っており
ます。

○村上(史)委員 勝手に理解をしているわけじ
やなくて、今の御答弁でも、今の段階では提示す
るものがない、まだ決まっていないうこと
はわかるんですけれども、ただ、例えば、企業が
提案する場合でも、自治体が提案する場合でも、
こういうメリットがあるから提案する、こういう
ものが経済的にも貢献するというのは、ある程度
試算はしているはずなんです。

ですから、政府も、この法律に限った話ではな
いんですけれども、法案審議の中で、まだ決まっ
ていないからこれはわかりません、まだなんです
ということでは、本来的には、この法律が本当に
いいのかどうかという、質疑からすれば、やはり
不足する部分があると思うんです。

そういう面では、これ以上は申し上げませ
んけれども、ある程度の数値的な予測というもの
が必要ではないかなというふうに思います。

○新藤国務大臣 それはごもっともだと思います

ね。そして、この国家戦略特区は、日本再興戦略と
いうアベノミクスの成長戦略を取りまとめた第一
弾、ジャパン・イーズ・バックというものです。そ

の中の政策として取り上げられているわけであり
ます。

日本再興戦略では、百近くのKPIという、我
が日本がこの経済の中で達成すべき指標というも
のを設けました。私どもは例示として、たしか九
項目だったと思いますが、私が説明会をやるとき
にも、例えばこのような指標に対してどう貢献で
きるかというものを示さなければ、その指標は
どれを使っていたとしても結構ですということ
を申し上げました。ですから、少なくとも日本が
目指していくべき指標というものはあるのであり
ます。

それに対してこの戦略特区がどのように貢献す
るか、寄与するか、それはプロジェクトが決める
ときに判断材料になるし、プロジェクトが動き出
すときにはその目的を達成するために動いてい
く、こういうことになりますので、今委員がおつ
しやるような大枠の話というのは、これはある。
その上で、個別具体のことについては、今は、
地域を、区域を決め、方針を決めるための手続の
法律を御審議いただいているところでありま
すから、現状においてそれがあの方がかしいとい
うことになるわけでございます。

○村上(史)委員 わかりました。わかりましたと
いうか、理解はいたします。

続きまして、同じく、山口教授の指摘なんです
けれども、雇用の規制改革に対する発言の中で、
今回の規制改革、有期雇用の検討項目を念頭に、
今回の特区はデンマークモデルのいいところ取り
だと。このモデルを追求していくのであれば、国
全体の社会モデルというものを考えて、柔軟化に
伴うリスクの拡大に対して、それをどのようにカ
バーするかという国全体のセーフティネットの
議論も同時にすべきではないかという指摘です。

デンマークモデルは、いわゆる解雇規定を設け
つつ、それによって、万が一失業をしたとして
も、雇用保険を初め、職業訓練を初め、さまざま
な形でセーフティネットがあるからこそそうい
うことが成り立つんだ、それはデンマークの例だ

けれども、日本の場合はそのモデルができていないじゃないか、だからそういう雇用の不安というものがあるということを指摘されていると思うんです。

今回、特例措置によってメリットもあればリスクもある、そのリスクの回避についてもやはり政府は考えておく必要があるのではないかとこのように思っています。その点についてのお考えをお示しください。

○新藤国務大臣 規制緩和の手段、項目の一つとして雇用というのがあります。同じように、都市計画があったり、教育があったり、医療や農業があるわけでありまして、だけれども、それは、規制緩和を大胆に行おうということ、それが経済の活性化に役立つということで我々はやっているわけでありまして、でも、大まかな目的は、日本の経済を、新しい柱となるようなものをつくらう、それから、今の持っている私たちの力を最大限発揮して、さらに世界に経済を大きく占めるような、そういうプロジェクトをつくらうではないか、こういうことになっているわけでありまして、

ですから、今、山口先生から貴重な御意見をいただいておりますけれども、雇用法制に対して御意見を頂戴いたしましたけれども、雇用のためだけの特区はつくるつもりがないんですね。そこで何かをやるために、では、働きやすく、また労働紛争のない中で雇いやすく、働きやすくなる、そういうもので規制の緩和を使ってみようではないかということなのです。それがデンマークのモデルのいいところ取りだなどという観点で我々はやっているわけではないことをごさいます。

日本は日本の日本モデルというものをつくらなければなりませんし、ただ、貴重な御意見をいただいたことは、これは参考にさせていただきたいと思っております。

○村上(史)委員 雇用の問題だけを捉まえて言っているわけではなくて、今申し上げましたよう

に、メリットがあればリスクもある。そのリスク回避はどういうふうに考えておくべきなのかということは、提案者としての政府も考える必要があるのではないかと、そういう指摘と捉まえていただければと思います。

続きまして、原参考人の発言についてお尋ねをしたいと思っております。

原参考人は、あくまでも特区は社会的な実験場だ、それも規制改革をメーンにしたものでなければならぬという主張を繰り返されておられました。規制改革の実験というのになります。構造的な検証をしなければならぬと思います。構造特区では、その評価、検証を評価委員会が行うわけですが、でも、本法案ではどういう形になっているのか、お尋ねします。

○川本政府参考人 お答えを申し上げます。

国家戦略特区において講じられた規制改革措置、その効果を定期的に評価することによって、それがうまくいっている場合には将来的に全国展開するということもあり得るということを申し上げておるところでございます。

具体的には、特区ごとに国家戦略特区会議を置くことにいたしておりますけれども、そこで、事業計画であります特区の計画、区域計画ですね、これを定期的に評価して、国、内閣総理大臣に報告するというようにいたしております。その中で、当然、事業計画の一番メーンのところは、御指摘があったように、民間が行う事業とそれを促進するための規制改革ということになります。で、その規制改革がしっかりとワークしたかどうかということも評価をするということになろうかと思っております。

○村上(史)委員 ありがとうございます。

あわせて原参考人が強調をされておりましたのは、繰り返しになりますけれども、特区は規制改革の場である、主眼はあくまでも規制改革だ。まさに規制改革が本筋であって、正面突破、これに対して切り込むことが大変重要ではないかと。そういう視点から考えると、今回、金融あるい

は税制の支援策が示されておりますけれども、勢い、規制の問題よりも、支援策、支援を目標にいたしますか、そちらの方に流れやすいのではないかと、そういう懸念を示されているんですけれども、その点に対する御見解はいかがでしようか。

○新藤国務大臣 私は全くそのように思っております。また、国を代表する、地域、民間と合わせて、世界に冠たる、注目されるようなプロジェクトをやるうとするときに、財政支援がないと動かないようなそういうレベルで、国を代表するプロジェクトになるわけがございません。

ですから、いろいろな支援措置は必要だと思っております。それは、ベンチャーですとか初期期のまだ体力の弱い企業に対する支援についての利子補給というのは、必要があれば使えるものとして残させていただきます。現状において、財政措置というのは特別なものは用意しておりません。既存の制度で各事業がございまして、再開発にしろ、いろいろな建築の補助事業がありまして、そういった既存のものを使うことは想定しておりますけれども、特別な予算措置というのは今の現状では考えておりません。

ただ、国と民間と自治体と、それぞれが合わさったときに、では、国としても何かの事業が、そこに投資するものが必要であるならば、そういったものの予算措置というのは出てくると思っております。

なので、これが、いわゆる予算をとるために、この仕事を予算をとろう、そういうようなものでは私は動かないと思っておりますし、それを超越したところで、大きな効果が得られるものですか、それを狙うとするならば大きな取り組みが必要であって、そして特別な取り組みがそのときには許されるかもしれない、そういう事業を認定しなくては行けない、こういう、ぐるぐる回りますけれども。

したがって、今の御懸念のないように、またそれが予算のばらまきになるような、そんなようなものには絶対にしないし、ならない、この

ように思っております。

○村上(史)委員 それでは、具体的話で恐縮なんですけれども、財政支援の中で利子補給がございまして、この利子補給の予算、財源はどこにあるのか、お尋ねいたします。

○川本政府参考人 お答えを申し上げます。

この法案に基づきます利子補給事業につきましては、来年度予算の中で手当てをいただくということにいたしております。

○村上(史)委員 額的には想定をされますか。

○川本政府参考人 お答えを申し上げます。

当然、特区の指定がまだで、事業の中身が決まっているわけはございませんから、想定という形で予算措置をすることになろうかと思っております。

過去の例で申し上げますと、総合特区などでは、融資額が年間で三百億円、初年度必要な国費は一億円ぐらい、そういう数字になっております。

○村上(史)委員 ということは、予算措置は毎年毎年繰り返されるのか。期限というものも決まっていはいはずなんですが、そういうところで予算設計はできるんでしょうか。

○川本政府参考人 お答えを申し上げます。

利子補給については、毎年度利子補給をしていて、それが五年間ということになりますから、五年の範囲で累積していく、あとは改定していくという格好になってまいります。

○村上(史)委員 予算的にはその部分は十分確保できるという前提だと思いますけれども、これはもう際限なく続くわけではないということではよろしいんですか。

○川本政府参考人 事業全体について、これは国家戦略特区の制度全体もそうでございますけれども、常に見直しを行って、必要な範囲で行うということになろうかと思っております。

したがって、先生御指摘のように、未来永劫に続くといったものではないと考えております。

○村上(史)委員 ありがとうございます。

あとは税制支援について伺いをしたいんですけれども、これは年末の税制改正の結果によって内容が変わる、今の時点ではお示しできないというのが今までの質疑の内容でございました。

一部報道では、固定資産税の減免とか、あるいは法人税の減税とか、そういうことが政府内で決まったかのような報道があります。報道ベースです。これが正しいというわけではありませんけれども、この支援策のあり方についてお尋ねをしたいと思いますが、実は、四時からの総理への質問でその点をさせていただきたいと思っておりますので、私の前半の質問はこれまでとさせていただきます、水入りというか仕切り直しをさせていただきますと思います。

ありがとうございます。

○柴山委員長 それでは、速記をとめてください。

〔速記中止〕

○柴山委員長 それでは、速記を起してください。

これより内閣総理大臣出席のもと質疑を行います。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。近藤洋介君。

○近藤(洋)委員 民主党の近藤洋介であります。いわゆるアベノミクスの目玉とされた本法案、国家戦略特区法案の質疑も、最終局面を迎えております。

これまでの質疑の中、また、与野党間の修正協議を通じて、この法案の一定の必要性については、我々民主党も問題意識を共有したところであります。

その認識に立った上で、きょうは、総理御出席のもとでありますので、現在進行中のいわゆるアベノミクスに関する懸念材料を我々の立場から指摘をさせていただき、また、総理に提言をしたい、こう思っております。

国家戦略特区による世界で一番ビジネスのしやすい国、これはこれで結構なことだと思います。

しかし、同時に懸念をされているのは、参考人の質疑でも明らかになりましたが、やはり地域間の格差の拡大であります。特に大都市と地方であります。

最近、私の地元山形県を歩いておりまして、実は多くの方から、政府は来年の四月から軽自動車税の税金を引き上げるのを決めたのか、こういう質問を受けます。実際、自動車関係諸税の見直し議論の中で、新藤総務大臣のところの総務省の研究会が軽自動車税の引き上げを提言し、また総務省が来年の税制改正の年末の協議の中で要求するといったことが大きく報道をされております。

委員長のお話しを得て資料を配付させていただきました。委員長ですが、軽自動車というのは特に地方において大変な生活の足となっております。上位十県、百世帯当たり、鳥取県は九十九台、佐賀、島根、そして私の山形も九十六台以上であります。地方は、一家に二台、三台の車は当たり前、その中で必ず一台は軽自動車、軽トラック、農家の方々も軽トラックを使うわけでありまして。総理の御地元も山口県であられますから地方の状況はよくおわかりいただけるかと思うんですが、この軽自動車に税をかけるということは、地方にとって大変な衝撃であります。

総理、私は、この軽自動車増税というのは、地域に住む人たちにとって大きな負担であり、地域の格差拡大に拍車をかける、やるべきではない、こう思いますが、いかがでしょうか。

○安倍内閣総理大臣 確かに、委員が御指摘になったように、山形県でもそうでしょうし、私の地元の山口でもそうなんですが、地域においては、いわば、地下鉄とか公共交通機関が余りない中であって、軽自動車はみんなが持つて、それは足がわりになっているといってもいいだろう、このように思います。そのことは私も十分に理解をしているわけですが、一方、地方においては、自動車に関連する道路や橋梁の整備や維持管理など財政需要も大きいのも事実であります。また、軽自動車と小型自動車について税負担

の均衡を欠くのではないかとといった指摘もあるのも事実であります。

税制抜本改革法第七条では、自動車取得税の見直しに当たって、関連税制のあり方の見直しを行い、安定的な財源を確保するとされているのは委員も御承知のとおりであります。御指摘の軽自動車税を含めた車体課税のあり方については、今後、与党の税制調査会において議論がなされるものであります。政府としてはこの議論を踏まえて適切に対応していく考えであります。

○近藤(洋)委員 地方において車が生活の足だというのは総理も御認識を共通させていただきました。

重ねて申し上げます。軽自動車は、特に普及率の低いところは一位は東京、神奈川、大阪、埼玉、千葉。要するに、大都市圏では軽自動車は使われていないんですね。東京は百世帯当たり十一台しか使われていないわけです。地方であればあるほど、鳥取、佐賀、島根、山形、長野、沖縄等々大変多くの普及がある。これは、軽自動車に税をかけるということは地方の生活の足を引っ張るという認識をまず持つていただきたい、こう思うわけでありまして。

その上で、消費税の議論は総理はされましたが、消費増税を控えて、民主党政権では車体課税の見直し、引き下げを打ち出したわけでありまして。そして実行いたしました。四十年間続いた車体課税を初めて引き下げたわけでありまして。これは画期的なことでありました。既に取得税というのは御案内のとおり一般財源化されているわけでありまして、取得にかかわる課税根拠というのはもう失われつつあると私は思うわけでありまして。

その中で、今回の軽自動車の増税騒動は、いわゆる自動車の一般の税を下げるその見返りとして軽自動車につけかえる、こういう議論として浮上したんだらう、私はこう思うわけでありまして。一般の自動車の税を取られる側の財源を持つていて、この総務省が、これは大変だ、大変だから軽

自動車に税をかけようということで、総務省の報告書がつくられ、総務大臣のもとで税制改正要求がなされる、こういうことなわけですね。

総理、自動車税の中で議論をしても、要するにコップの中の嵐、コップの中のつけかえでしかないわけですよ。消費税が増税される、だから車体課税を下げなければこれは大変なことになる、二重課税の問題もある、そういう問題意識は、今の政府においても持たれているはずであります。その中で、車体課税全体を下げなきゃいけない、だけれども、他方で、その財源をどうするかとなったときに、軽自動車に税をかければペイ・アズ・ユー・ゴーだろう、こういう理屈が総務省の理屈でありますけれども、それでは何の意味か、わけがわからないわけでありまして。

やはり、ここは、総理、自動車関係諸税のつけかえではなくて、全体の枠組みの中で税をどうするかという議論を総理のリーダーシップのもと、まさに指示をしないとこれは解決しない。消費税増税に伴う自動車関係諸税を引き下げなきゃいけない、引き下げるときの財源をどこに見つけるかというときに、ではそのかわりに自動車の中で軽にしわ寄せをしましょうといったら、それは何の意味かわからなくなるわけでありまして。

ここは、もう一回、車体課税の本格見直しを、総理が関係大臣に、これまでの枠を超えて議論しろという指示を出すべきだと思いますが、総理大臣、いかがでしょうか。

○安倍内閣総理大臣 自動車重量課税については、車体課税については、税制抜本改革法第七条の規定を踏まえて、平成二十五年年度与党税制改正大綱において、まず財源を確保して、そして一層のグリーン化等の観点から見直しを行っていくという方向性が示されているわけでありまして。また、先般決定された民間投資活性化等のための税制改正大綱及び閣議決定においても、車体課税を見直すという方針が示されたところでございます。こうした方向性を踏まえて、先ほど申し上げましたように、平成二十六年年度税制改正に向け

て、与党における検討状況を踏まえながら検討していく考えてございます。

○近藤(洋)委員 総理、もう一步踏み込んでいたいただきたいですね。

私は、はっきり言って、今回の総務省の軽自動車増税はとんでもないピンボールだと思ってるんですよ。これはとんでもない、言語道断だと思っ

総務省という役所は、本来、地方に住む人たちの味方の役所ですよ。地域の味方の役所です。ところが、地方に住む人たちの生活の足である軽自動車に増税するというのは、地方に住む生活者の足を引っ張るという話ですから、これは総務省にあるまじき増税なんです。だけれども、それを言わざるを得ない総務省の立場も理解しなくもない、今の枠組みで議論すれば。だから、それは、私は、とんでもない発案だけれども、じゃ、総務省がどうやって地方財政の財源を満たすんだと。総務大臣の立場に立てば、じゃ、どうする、

じゃ、軽自動車税だと言わざるを得ない新藤大臣の気持ちもわからないではないです。言語道断ですけれども、この提案は。

だから、何を言いたいかというと、これは結局、経済産業省と総務省の二つの役所のバトルを繰り返しても意味がないんです。総務省と経済産業省の戦いは、ずっと自動車関係諸税をめぐって繰り返されてきました、正直言つて。このいわゆる霞が関の伝統の早慶戦を続けてもだめなんです、はつきり申し上げて。

私は、新藤大臣と茂木さんであつたら、人柄では新藤さんにつきたいなと思うけれども、政策では圧倒的に茂木大臣です、これは申し上げて……。

要は、これは、要するに各省間の……(発言する者あり)

○柴山委員長 不規則発言は慎んでください。

○近藤(洋)委員 各省間の綱引きを続けていたら、ここにまた環境省も加わってくるわけですから、財務省は、高みの見物で、何も調整能力

がない。これが今までの構図なんです。

総理が、今までの税の枠組みを見直してもう一度抜本的に考えろという指示を出さないと、この問題、要するに車体課税の問題は解決しないと思います、もう一回、これは総務大臣の話じゃないんです、総理大臣の話なんです。

○安倍内閣総理大臣 軽については、確かに、理解において、東京に住んでいる人は、車がなくて地下鉄もあればバスもあれば山手線もあるという状況ですから、感覚が大分違うわけでありまして、絶対的に軽が必要とされている地域であれば、果たしてその課税がどうかという意識は当然高いわけでありまして、私も、その点については、そういう課題の意識は持っております。

これは、ミニ集会を近藤委員がやれば、集まってくる人たちは大体軽トラに乗って来るわけですから。例えば私のところもそうですが、それ以外では行きようがなかなかないという状況もあるわけでありまして。

ですから、そのところも踏まえながら、地域の活性化、地域の未来を考えながら、当然与党においても、そういう観点も踏まえて議論がなされていくわけでありまして、しかし同時に、その財源を見つけていくということも大切であろう、こう思っております。

○近藤(洋)委員 もう一つ、格差の問題で、地方の生活者にとって最近深刻なのは、これは、やはりガソリン高、燃料高なんです。

委員長の御話しを得て配付した資料の二枚目をざらんください。折れ線グラフですけれども、最近のレギュラーガソリン、軽油、灯油の推移であります。

安倍政権が発足をしてから推移、去年の十二月から見ても、これは一割以上上がっているんです。株が上がってよかったですと言いかもしれないけれども、地方にとつてみると、株を持っている人はそんなにありませんから、持っているのは株だけだというのが座談会の声です。困ったというのは、正直言つて油なんです。

この油をどうするか、こういうことであります。

経済対策五兆円、こういうふうな指示を出されているようでありますけれども、特に寒冷地において、灯油代もかかってくるわけでありまして。中小企業も大変です。この五兆円の経済対策で、ぜひ、燃料費高騰対策について特段の指示を出さないと、それこそ地方は疲弊する一方だ、こう思います、総理、いかがですか。

○安倍内閣総理大臣 御指摘のように、石油製品価格が上昇しているわけでありまして、寒冷地にお住まいの方々や中小企業等に影響を与えることとなるため、政府としては、価格や需給動向の監視とともに、中小企業、小規模事業者に対する政府系金融機関による資金繰り支援や、燃料価格上昇を原因とする下請事業者のコスト増分を一方的に単価に反映させないなどの行為について厳正な取り締まりを行うなどの措置を講じております。

十二月月上旬に策定することとしております新たな経済対策においては、中小企業に重点を置いた投資補助金などの設備投資支援策やエネルギーコスト対策を措置することとしておりまして、中小企業、小規模事業者や国民生活に対する必要な施策を検討していくと考えております。

○近藤(洋)委員 総理の今の御答弁、それはそれでやっていただきたいんですが、それは民主党政権下でもやっていただきたようなレベルですよ。はつきり言つて、総理から見れば大したことないというレベルの話を今答弁されたんですよ。異次元の政策をやるというんだつたら、もう一步踏み込むべきだということをあえて申し上げたい、こう思います。

そしてもう一つ、総理、一昨日ですか、野田税調会長に、消費税の軽減税率導入の検討を加速せよという御指示を出されたようであります。我々は、少なくとも一〇%までは軽減税率はなかなか難しい、それを超えた時点では考えてもいいけれどもというのが基本的な共通認識だ、こう思っております。総理は、一〇%段階でやはり軽減税率をした方がいいというお考えにかじを切られ

たんですか。いかがですか。

○安倍内閣総理大臣 新聞報道には、今委員が紹介されたような記事が出ていたようでありまして、私と野田税調会長との間においては、今後の税金全般についてのさまざまな意見交換をしたところでございまして、軽減税率等の方向性についてお話をしたわけではございません。

今後、与党の税制調査会において、八%、一〇%と法律にのっとって上がっていく際にどう対応していくかということも含めて、さまざまな議論が深まってくるものと思っております。

○近藤(洋)委員 また最後に伺います。総理、きょうは参議院でNSC法案の質疑で答弁に立たれていましたけれども、先般、NSC法案の議論をする国家安全保障特別委員会では、私は、危機管理を本気で考えるのであれば、総理は公邸にお住まいになるべきだ、こういうことを申し上げました。

緊急大臣会合に速やかに参加するためには、徒歩ゼロ分の公邸がベストであります。富ヶ谷の御自宅で、十五分間かかる。内閣官房長官は、いざとなつたらバイクの後ろに総理が乗って駆けつける、こういうことでありますけれども、一国の総理が、緊急事態でバイクの後ろに乗っていくというのはやはり異常であります。

総理は、第一次安倍政権では公邸にお住まいになられておりました。ぜひ、危機管理を考えれば、公邸にお住まいになるべきだ、こう思いますし、なぜお住まいにならないのかという理由をきちんとやはりここで答えたい。また、その上で、公邸に速やかにお移りになるのが、危機管理上、初めの一步だと思いますが、いかがでしょうか。

○安倍内閣総理大臣 例えば、総理大臣が公邸に住んでいたとしても、出張等で外に出る場合も当然あるわけでありまして、そういうときも含めて、常に危機に対応できるように体制で臨んでいるわけではございまして、ですから、私が自宅のある場所においてもそういう体制で、いざ何かあつ

たときにも極めて短い時間に集合できるような、そういう仕組みにはなっているわけでございます。

そもそも、官邸にいる人々は全員官邸に住んでいるわけではないわけでありまして、そういう際にも、そういう必要な人々がしつかりと集められるような、そういう体制にはなっているということでございます。

そこで、私は公邸に宿泊することもございますし、自宅のこともあるわけですが、自宅の方が今のところ圧倒的に多いわけでございますが、これは、いわば総理大臣としてしつかりと体調を整えておくことも大切でございます。そういうことを総合的に勘案しながら、今、自宅の方の比率が多いわけでございますが、今後、公邸に泊まる回数はいやしていいこう、こう考えているところでございます。

きょう近藤委員に質問されるからではございませんが、きょう、あす、あさつとは、公邸に泊まることになっております。

○近藤洋委員 一刻も早く引越していただくことを申し上げて、時間ですので、質問を終わります。

○柴山委員長 次に、松田学君。

○松田委員 日本維新の会の松田学でございます。

私からは、国家戦略特区について御質問させていただきます。

この国家戦略特区は、アベノミクスの決定打として、この成長戦略国会でどんな法案が出てくるかと思つて、我が党も、どんな法案になるか期待していたんですが、どうもこの中身を見ると、あれ、こんなものなのかという印象が非常に強かつた。

アベノミクスは国家戦略という割には、ないよりはましだけれども、ちよつとこれでは物足りないんじゃないかという印象が非常に強かつたんですが、結局、既得権益や官僚の決めた枠組みからなかなか逃れられないのかなという印象をかえつ

て与えかねないような、そういう印象もありましたので、ぜひ、こういう懸念を払拭できるような御答弁をお願いできればと思つております。

○安倍内閣総理大臣 大変重要な指摘をいただきました。

物事は、何かイメージをつくられてしまうというか、何か型にはめられてしまふところがあるわけですが、今までの批判、小粒であるとか、容易に扱えるものを今回取り上げているといった批判は全く当たらないものでありまして、これは自画自賛ではなくて、これは画期的なものであるというふうには認識をしているわけでありまして、今回、成果を得た項目については、いずれも過去何年も、物によつては十年以上できなかったものでありまして、何度も規制改革提案がなされては、はね返されたものもあります。閣議決定まで行つても実行されなかつたものも入っているわけでありまして。

例えば、雇用ルールの明確化、病床規制の緩和、公設民営学校の解禁、これは特にやるべきだ、やるべきだというかけ声はずつとあつたわけですが、小泉政権のときにもありました。できなかったものであります。農業委員会の見直しもそうでありまして、これはまさに画期的と言つても私はいいんだらう、このように思っています。そういうメッセージをしつかりと内外に出していくことが、さらに正しい理解と成長につながっていくんだらう、このように思います。

これらの項目を組み合わせた特区の実現が、今後、経済活性化の起爆剤となつて、居住環境も含め、世界と戦える国際都市の形成、医療等の国際イノベーションの拠点整備といった観点から、世界で一番ビジネスがしやすい環境が創出される、このように確信をしております。

○松田委員 アベノミクスというのは三本の矢というふうに言いますが、金融政策については、日銀に大量の国債を買わせて、一方で、日銀の方には銀行から当座預金が積み上がっている、豚積み

という言葉がありますが、これが実際にマネーになるには銀行がちゃんと貸し出す、そしてそのためには実需がなければいけない。

また、第二の矢は、公共事業を積み増した、これも持続可能なわけではないですね、ずっとやり続けるわけにはいかない。この七・九月期のGDPを見ましても、公共投資とそれから住宅の駆け込み需要で伸びているわけでありまして、個人消費は余り伸びていないという状況で、ちよつと失速きみという感じがしないでもないわけでありまして。

その中で、今、賃金を引き上げるといふ話も政権の中から出ているんですが、賃金というのは、引き上げると要請して引き上げるものでもなくて、やはり広く賃金上がるためには、生産性が上がつていくとか、労働分配率の問題とか、あるいは日本経済の交易条件とか資本収益率、いろいろなもので決まつているものだから、どうも手詰まりになつていっているんじゃないか。

そうすると、お金がきちつと回つていく、日本にお金はもとともないわけじゃないので、お金を積んだだけじゃなくて、やはり回つていく仕組みがないといけない。そのためには既存のいろいろな既得権益に切り込むような大改革をしなければいけないと思うんですが、例えば、安倍総理はこのためにどういう既得権益に切り込んでいくのかと、そういう決意をちよつと示していただけだと思います。よろしく願ひします。

○安倍内閣総理大臣 今回の法案作成のプロセスにおいては、役所任せにはしない、民間人有識者に切り込み役を務めていただき、最後は私を含めて政治家が判断をする、こういうプロセスで判断を決定したわけでございます。

折衝対象とする項目の選定、さらに各省折衝などは、特区ワーキンググループの八田達夫座長を初め強力なチームを結成して取り組んでいただきました。これを踏まえて、最後は私が判断をしたわけでございます。その結果、先ほど申し上げましたような大きな成果が得られた、このように

思つております。

安倍政権の規制・制度改革については、先ほど覚悟はどうだというふうには質問をされたわけでございますが、まさに終わりが近いという認識でございます。引き続き、私が先頭に立つて、世界で一番企業が活躍したい、活動したい国にしたい、このように思います。医療、雇用、教育、農業などの各分野における規制・制度改革に積極的に取り組んでいく決意でございます。

○松田委員 経済の生産性を上げていくのは大事なことなんです、そのために、今回、私が非常に評価できると思つているのは、社会の課題解決を通じて経済成長を生んでいくと。まさに日本は課題先進国と言われている状況ですから、それを解決する過程で成長のチャンスをつかんでいく、これは非常にいいアプローチだと思うんですね。ただ、この法案を見ると、どうもそのことが、分野ごとに細かい検討をするとか、あるいは手続を緩和するとか、そういうことが並んでいるんですが、どういふ課題を解決して成長を導いていくのか、その辺について、一度総理からきちつとお話をいただければと思います。

○安倍内閣総理大臣 課題としては、居住環境を含め、世界と戦える国際都市の形成、果たしてそうなるかといへば、そうではないわけでございます。まして、さまざまないわば障害を取り除いていくということでもあります。そして、居住環境を含め、世界と戦える国際都市の形成、さらには医療等の国際イノベーション拠点整備といった環境を創出すること、これをいわば目標としていっていることでございます。

○松田委員 雇用、医療、農業、それから町づくり等々が分野として挙がつているんですが、それぞれどういう課題に直面しているのか、その中から成長のチャンスをつかんでいくということが大事だと思ふんですが、その辺について、もう少し突っ込んだ御答弁をいただければと思います。

○新藤国務大臣 これは私から何度もお答えをさせていただいておりますし、きょう、この三日間

の質疑を通じまして、先ほど松田委員からは、最初は大したことないと思っただけども、そうでもないということがわかったと御意見をいただいたので喜んでいただくところでございますが、ぜひそれを、また総理からのお話を聞いていただいで確信を深めていただければありがたい、このように思うわけであります。

まず、雇用については、やはり、雇用の拡大をするために、そして新しい企業を進出させる、それは、グローバルな世界企業を日本に呼び込むとき、そのときにも安心して雇用が確保できるように、そういうルールの明確化、そして予見可能性を高めていこうと。これは今までできなかったこととであります。もちろん、日本の労働法制はしっかりと、きちんと維持してきたわけでありすが、しかし、ここで思い切って特区の中でやってみようじゃないかという議論をした結果が、いや、特区だけではなくて、日本じゅうでそういうことができるようにやってみようじゃないかと。まだ特区が始まっている中で、私は、大いなる前進があった、このように思っておるわけでありす。

それから、教育におきまして、それは、新しいグローバル人材を育てる、そういう教育の可能性を広げることもできる。

ましてや、町づくりにおいては、今度は、都心部における居住とか、世界じゅうの人が来て二十四時間都市になったときに、それはアミューズメントも、居住環境も、医療環境も、教育環境も、そういったものを、きちんとここでもって、日本が世界に受けとめられるような、そういうものを通じてまた日本の社会の課題解決をしていこう、そういう大きな試みでありますから、ぜひこれを進めていきたい、このように考えております。

○松田委員 先ほど、この法案を見直したと申し上げたのは、税制についても前向きに検討するというお話をいただいたからでありますけれども、この特区というのは、一般的に言っても、税制

というのが一番重要な肝になるのが通常だと思うんですね。今回は規制だけで、税制は年末の税制改正だということなんですが、そうしますと、やはり、審議をするには材料としてどうも十分でないという印象がなきにしもあらずであります。政府の中で現段階で全く何も税制措置を考えていないわけではないと思いますが、総理の方から、例えばこんな税制のことを考えているといったような御答弁をいただければと思います。

○安倍内閣総理大臣 今、具体的にこんな税制を考えているということをお私の方から申し上げる段階ではないわけでありまして、個別の税制措置については国家戦略特区における制度設計に依拠して検討していくこととなっております。年末の税制改正大綱に向けて、どのような税制措置を講ずべきなのか、幅広く議論を検討していきたい、こう考えております。

○松田委員 こういう質問をいたしましたのは、これは、総理のトップダウンでやっていただいたいの事項がございます。先ほど新藤大臣に御質問いたしましたのが、地方税なんです、法人事業税を地方がみずから身を削って地域再生のために減税をしました。しかし、地方法人事業税というのは損金算入されていきますから、その分、法人所得がふえてしまふ。そうすると、法人税の課税所得がふえてしまふ。法人税が逆に負担になってしまふ。ということ、地方のいわゆる自助努力というのか、その成果を国が妨げてしまふ。そういう構造になっているというのは、これはいかにも、誰が見てもおかしいんじゃないか、地方の立場に立てば。

その点については、やはり是正すべきものは是正するというところで、ぜひ総理のイニシアチブで考えていただきたいと思います。総理、いかがでしょうか。

○安倍内閣総理大臣 今、松田委員のお話を伺っている、なるほどなという感じもするわけでございます。松田委員は財務省の御出身でもございますが、

そこは、これから、いわば税の議論におきまして、党の議論において、しっかりと、そうした観点も含めて、そういう努力をしているわけでありますから、そういう努力に対して国はどう対応していくかという観点から議論もしていかなければならない、こう考えているところでございます。

○松田委員 ぜひ前向きに、全力を挙げて取り組んでいただきたいと私から要望いたします。それから、特区の全体の考え方なんですが、世界で一番ビジネスのしやすい都市をつくるというのはよくわかるんですが、ただ、日本の課題というのはそこなのかなと。発展途上国というのは、結構、外資を引き寄せて企業にもうけさせるというのがあるんですが、日本人は、もう既に、金融資産にしても、あるいはいろいろな技術やノウハウの蓄積にしても、一人一人の国民が大きな力を持っている国だと思ふんですね。

そういうものをうまく地域で引き出していった、それに対して優遇措置を講じていくような、そういう特区の設計というのをよく考える、いわゆる政策の中心に置いていいんじゃないかと思ふんですけれども、こういう規制改革のあり方そのものについて、総理の基本的な理念というのをちょっとここで確認したいと思ふます。

○新藤国務大臣 これもきちんと認識を共有しなければならぬ、このように思っているわけですが、世界で一番ビジネスのしやすいというのは、それを狭義に捉えないで広い意味に捉えていただきたいと思ふます。それは、仕事しやすいということでもあります。そして、それは、国際ビジネスセンターをつくるならば、今委員がおっしゃったような、都市部における企業の集積というのがありと思ふます。

しかし、食という観点からすれば、農業や食の関係のいろいろな産業の集積、ライフイノベーション、地域再生医療、そしてエネルギー、いろいろな観点で、国家的な課題について、それを世界で一番、最もその仕事しやすい状況をつくり出して、そして経済の刺激をしようじゃないか、

こういう観点でこのミッションとビジョンを打ち立てていくわけでありますので、ぜひそこを御理解いただいて、総理からの御指示というのは、そういうことで我々は進めているわけでございます。

○松田委員 それから、国家戦略特区が今までとは違ふのは、今まさに新藤大臣がお答えいただいたように、個別の民間のやっているプロジェクトを、官、民、地方自治体、国を挙げて、共同で応援していくという、今までちょっとなかった政策アプローチだと思ふんですね。

ただ、今、日本に問われているのは、自立、この点では私も総理も考えは一致していると思ふんですが、自立をしながら、次に選択肢を与えて、この選択の結果、社会をよくしていくということに対して、ちょっと国が介入し過ぎているんじゃないかという懸念もなきにしもあらずなんです、総理からお答えいただければと思ふます。

○安倍内閣総理大臣 国が介入し過ぎだということとありますが、しかし、今世界は、いわばグローバルな経済の中で、国同士の競争を進めていく上においては、さまざまな制度同士の比較、投資をしようとする企業、あるいはそこに行つて仕事をしようとする人々は、そういう比較をするわけでありす。

そういう比較の中において、国際社会全体を見ながら、国際経済を見ながら、こちらが一つのイメージをしつかりとつくつて、そして、それを戦略的に国が特区として定め、そこはいわば総合的にいろいろな観点から、海外からも投資が入ってくる、そして国内においても、世界市場がそこに行けばあるという中において、頑張つていこうという人たちがいるんだらう、こう思ふわけでありす。

そこでしつかりと稼げる場所では稼いでいくというのは、これは自立と相反する概念にはならないんだらう、このように思ふわけでありまし

て、そこで日本の自主性とか日本独自の文化等が失われるわけではないわけでありまして、そういうものをしっかりと守っていく力をそこで得るというふうを考えていたのだと思います。

○松田委員 維新の会の発祥の地の大阪府、大阪市は、今いろいろな特区構想を出しております。御堂筋エリアを中心にしたチャレンジ特区とか、あるいは医療の特区和か、こういったいろいろなものをとんだん提案している。

私は、この審議を通じてこの法案について見直したのは、ある意味で枠組みをつくったものであって、中身はこれから充実させていくんだ、そして税制についても考えていくという御答弁を得られましたものから、大阪は、まさに今やろうとしているのは、国家戦略特区のモデルになるような、そういうものを目指し、まさにそうなるものだと私は思っております。ぜひ大阪の要望等を十分踏まえていただいて、よい国際戦略特区をつくっていただくようにお願いいたします。私の質問を終えたいと思います。

どうもありがとうございます。

○柴山委員長 次に、大熊利昭君。

○大熊委員 みんなの党の大熊利昭でございます。本日はよろしく願いをいたします。

今回の国家戦略特区、これを支える日本の資本主義のあり方について、ちよつと総理と議論させていただきたいというふうに存じます。

と申しますのは、ことしの四月十日、衆議院の予算委員会で甘利大臣が、「安倍総理自身と私はよくお話をするのでありますけれども、安倍総理の口から出る言葉に、強欲な資本主義じゃなくて日本は瑞穂の国の資本主義なんだと。つまり、たびたびおっしゃるのは、みんなで協力をして田んぼをつくり、そして、誰かが倒れたらその分までみんなでカバーする、そういう精神があるんだ。」ということをおっしゃっていて、これが瑞穂の国の資本主義という御説明。

安倍総理の直接の言葉じゃないんですが、我が党のみんなのという名前が二回も入っているんで

すね。そういったお話でございまして、みんなの党の経済政策と合うかどうかは別にして、そういうことでございまして。

一方で、この法律の目的の一つには、産業の国際競争力の強化とあります。私が本会議でもお話し申し上げたとおり、やはり、日本の国の資本のいわば競争力が余り高くないんじゃないかということをおっしゃったということで、この国家戦略特区の中については、瑞穂の国の資本主義の定義がこれよりよいかどうかも含めてなんです。瑞穂の国の資本主義というよりは、やはり、自動車のあれでいうと、一般公道を走る安全運転の車の運転ではなくて、やはりF1レースを目指す、そういう資本主義なのではないかという気もするんですが、その辺、総理、いかがでございましょうか。

○安倍内閣総理大臣 私がことしの党大会で申し上げたわけですが、日本は瑞穂の国であります。瑞穂の国というのは、古来より、朝早く起きて額に汗して田を耕し、そして水を分かち合い、秋になればみんなで五穀豊稔を祈った国であります。そして、その中でもし誰か病気になる人があれば、みんながお米を持ち寄って助け合ってきた国であろう。ですから、そういう国にはそういう国にふさわしい市場主義の考え方があるのではないかと。それは、強欲を原動力とするのではなくて、真の豊かさを知る市場主義があるのではないかと。というふうに申し上げたわけでございます。

その意味においては、企業は常に公益性を意識するべきだと。そして、公益性をしつかりと意識している企業は、実は今の社会においても長続きするし、伸びていくということになるわけでありまして、公益性を意識していない企業は、従業員に対しての姿勢、あるいは消費者に対しての姿勢、結局長続きはしないということではないのかな、こう思うわけがあります。

そこで、特区については効率性だけを見ているのではないかと、競争力を上げることだけを考えて

いるのではないかとという批判がありますが、それは間違っておりまして、常に、社会的な安全性、例えば安全性、安心というものは重視をしながら、その中において日本の生産性、競争力を上げていく、そういう力はつけていかなければいけませんし、いわば世界の中で勝ち抜いていくということもとても大切であろう、このように思うところでございまして。

○大熊委員 私も日本人でございますから、そのようにありたいなと思うものの、やはり、企業は国際競争の中にさらされているということでございまして。

一つ、強欲な資本主義の中で、よくリーマン・ブラザーズという会社が出ます。これは私の考えでは、マスコミの皆さんはきょうはいらっしゃっているのか、よく出ているもので違うんじゃないかなと思うのは、強欲な資本主義の結果じゃないかと思っております。強欲な経営者の失敗の結果だと思っております。損しているのは株主でございまして、強欲な資本主義イコールリーマン・ブラザーズ、だから、ああいうように、アメリカのようにはレバレッジをかけたことをやっちゃいかぬよ、こういう単純なロジックがあるわけでございますが、これはちよつと私は違うのではないかな。

ということの中で、ちよつと理屈っぽくて申しわけないんですが、それでも、みんなに配分をしていくとなると、やはりどうしてもリターンが下がってしまう。そうすると、一般の中小企業は別ですが、国際競争をしている大手の自動車会社、電機メーカーになると、どうしても競争力で負けちゃうのではないかなという懸念がやはり引き続きございまして。

この点、もうあと二、三分でございまして、この国家戦略特区制度の本質について総理にぜひ確認をさせていただきたいと思うのは、今回の制度、今後、いろいろ見直しあるいは追加されていく部分もあると思うんですが、民間のビジネス活動、地方も入っているんですが、自由度を高める

ための制度、すなわち規制改革が中心なのか、国自身がビジネスに参加していくという国の事業、こつちが中心なのか。

後者だと、どうしても事業主体が国になっていきますから、私どもの理屈でいうと、税金が投入されて大きな政府になっていくんじゃないか。

私どもの理解では、三本目の矢は小さな政府の矢、規制改革の矢だと思っておりますので、この前者の方、ビジネスの自由度を高める規制改革中心の制度が国家戦略特区なんだというふうに思っているんですが、この点、いかがでございましょうか。

○安倍内閣総理大臣 この特区の主役は民間でありますから、民間の企業、あるいはビジネスをする人々がそうしたビジネスをしやすい環境をつくっていくために、規制改革等を総合的、集中的に実施していく、これが国家戦略特区の目指すところであります。世界で一番ビジネスがしやすい環境を創出して、民間の活力を引き出していくということでありまして、事業や投資の推進役はあくまでも民間事業者であつて、国の役割は規制改革などの環境整備に努めていくことであろう、こう考えております。

○大熊委員 ありがとうございます。

私どもとしても、そのような方向性の中でぜひこの国家戦略特区を進めていただければよろしいのかなというふうに思います。

以上でございまして。終わります。

○柴山委員長 次に、佐々木憲昭君。

○佐々木(憲)委員 日本共産党の佐々木憲昭でございます。

総理は失われた二十年という言葉は何度も使われておりますけれども、今月十三日のこの内閣委員会でも、私は甘利大臣に、失われた二十年と言ふけれども、それをつくり出した政治の責任、これは誰にあるのかというふうに聞きました。

なぜかといいますと、この二十年間の内閣で、細川内閣、羽田内閣、これで十カ月。民主党内閣三年三カ月。合わせて約四年。これは自民党の参

加しない内閣でありました。残りの十六年間、これは自民党政権でありますので。

甘利大臣は「自民党政府にも大きな責任はあろうかと思えます。」こう答弁をされたわけですが、安倍総理はどう責任を感じておられますか。

○安倍内閣総理大臣 例えば、特にこの十五年間、ずっとデフレが続く中において、賃金も上がらず、逆にこれは下がってしまった、GNIも縮小してしまったということについては、自民党にも大きな責任がありますし、また、二〇〇六年、七年は私が政権を担いましたが、私にも責任があります。あのとき、企業収益は大変上がりました。しかし、上がったけれども、賃金が上がらなかったというこの反省を踏まえて、今回の三本の矢の政策があり、政労使の対話があるわけでございます。

○佐々木(憲)委員 責任があり、また反省もあるというわけでありますが、私どもが見るところは、国民生活がどんな負担があふまして圧迫されてきている、可処分所得が低下して、内需はそのために低迷をするというのが、非常に重大な、全体の低迷の、デフレの要因であったというふうに思うわけです。

自民党政権の十六年間を見ますと、主に大企業の方の支援は、減税その他、いろいろやってきました。しかし、結果としては内部留保が積み上がるだけで、経済全体の好循環にはつながらなかった。そこを抜本的に変えていくという姿勢がないと、また同じことを繰り返すのではないかと、ふうに我々思いますので、また議論をさらにさせていきたいと思います。

さて、そこで、八日の本会議で総理が御答弁になった点ですけれども、雇用ガイドラインについてであります。戦略特区内で運用されるこのガイドライン、真に有効なものとなるよう、役所任せにせず、国家戦略特区諮問会議で、有識者の意見を聞いた上で作成することとしております。このようにお答えになりました。先ほども、雇用ルールの明確化は今までなかなかできなかったんだ、

こういうふうにおっしゃったわけですね。

この雇用ガイドラインというのは、今までどのように違うのか。それを役所任せにせずということは、厚労省に任せず、最終的には特区諮問会議でそれをつくっていくんだ、こういう意味なんですか。

○安倍内閣総理大臣 雇用ルールの問題というのは、それが厳し過ぎるということではないんです。それが不明確であったということが問題であるというふうに私たちは考えています。

したがって、その処方箋は、ルールの緩和や自由化ではなくて、雇用ガイドラインをつくって、契約が雇用ルールに沿っているかどうかを明確化できるようにするところでありまして、その方針は、当初プランから今回の法案まで一貫しているところであります。

雇用ガイドラインについては、政府として作成することとしておりますが、真に有効なものとなるように、厚生労働省だけに任せるのではなくて、特区諮問会議の意見を聞いた上で作成することとしております。

また、そのガイドラインに基づく相談、助言サービスについても、特区ごとに設ける、国、地方、民間が一体となった特区会議のもとで行うことで、地域の特性に応じて十分実効的な運用が行われることになるかと考えております。

○佐々木(憲)委員 この戦略特区諮問会議には、総理が任命される有識者の方々が半分以上ということなんですが、その中には、経済財政諮問会議と同じように、企業人も含むのかどうか、それから、この中に労働者の代表というのは入ることは想定されているのかどうか、御答弁をいただきたいと思っております。

○安倍内閣総理大臣 本法案においては、国家戦略特区諮問会議の民間有識者は全議員の半数以上でなければならぬというふうになされているところでありまして。また、民間有識者については、経済社会の構造改革の推進などの本法の目的に照らしてすぐれた識見を有する方を私が任命すること

にしているわけでございます。

具体的な人選についてでございますが、本法の成立後となりますが、産業界の方かどうかを問わず、国家戦略特区の重要事項を審議していただく上で経験や識見が豊富な方を選定していきたいと考えております。

○佐々木(憲)委員 この法案の仕組みによりまして、規制分野に関係する閣僚がこの諮問会議の意思決定に加わることはないというふうに答弁がありました。

そうしますと、関係閣僚は、この計画の最終段階で承認の判を押すということになるわけですが、そこで同意というのが入っているわけですが、その閣僚が、この計画は不同意だ、こういうふうにおっしゃった場合に、この案件の扱いはどうなるのか。

不同意の場合の閣僚をどうするか、それから計画そのものはどうなるのか、お答えいただきたいと思っております、総理に。

○安倍内閣総理大臣 区域計画の認定に当たっては、規制の所管大臣の同意を必要としています。が、その際、事業内容が本法の規定に合致していれば、当該規制の所管大臣は同意することとしています。

当該規制の所管大臣が不同意とする場合もあり得ますが、この場合には、国家戦略特区諮問会議のオープンな場で透明性の高い議論を行うことにより、合理的な結論が導かれるものと考えています。

○佐々木(憲)委員 終わります。

○柴山委員長 次に、村上史好君。

○村上(史)委員 生活の党の村上史好でございます。最後の質問者となります。どうぞよろしくお願ひいたします。

この法案の質疑も、あらゆる角度からいろいろな問題点が洗い出されたということで、ほぼ問題は出尽くしてきたと思います。ただ、私、最後に総理にどうしてもお聞きした

いのは、国家戦略特区の支援策でございます。というのは、この支援策こそが特区の性格づけをするのではないかなというふうに私なりに感じているからであります。

総理は、今回の国家戦略特区の大きな役割は、もちろん規制改革を断行することにあるわけですが、同時に、国際的な経済活動の拠点を形成するんだ、あるいは、日本が世界の企業がビジネスしやすい国であるように、そういう誘導をしていくんだということを繰り返しておっしゃっております。

そこで、一点確認をさせていただきたいのですが、総理、ことしの六月、サミットに行かれました。そのときの発言を確認させていただきたいと思っております。

総理は、全体討議の中で、多国籍企業を念頭に、税源獲得を目指した税負担の軽減競争を避けつつ、適切な税を徴収できるよう税制の調和を図ることが重要だ、こういう発言をされたと聞いておりますが、これは事実でしょうか。

○安倍内閣総理大臣 本年六月に行われましたサミットにおいて私が申し上げたことは、税源獲得を目指した各国による税負担の軽減競争によって国際的租税回避が助長される事態は避けるべきであるということでございます。

○村上(史)委員 この発言の趣旨は、今、趣旨まではおっしゃいませんでしたけれども、いわゆる外国企業の誘致を狙って、過度な法人税率の引き下げを回避すべきだと各国に呼びかけられたというふうな認識をしておりますが、それでよろしいでしょうか。

○安倍内閣総理大臣 私が申し上げたことは、税源獲得を目指して、各国が税負担の軽減競争によって、先ほど申し上げましたように租税回避が助長される事態は避けるべきであるということでありまして、他方、国家戦略特区において、このことをついでに申し上げますと、これは、民間投資を促進してプロジェクトを推進していくために大胆な規制制度改革を行っているということでご

ざいます。

サミットにおいては、キャメロン首相からの提言がございまして、いわば、世界的な企業がさまざまな手段をとって租税回避を行っている、そして、企業活動をしている地域には全然税金が落ちていないという問題があるわけでございまして、そうした問題について議論をいたわけてございしますが、その中で私もこの発言をしたわけでございます。いわば、企業が社会的な存在としての責務を果たさなという意味におけるような、そういう租税回避があつてはならない、こういうこととでございます。

○村上(史)委員 ということは、今回の法案の中で、金融支援とともに税制による支援という項目がございます。当然、日本企業だけではなくて海外からも投資を呼び込むという意味においては、どういう形の税金になるかわからないけれども、税負担を減らすことによって海外からそういう企業、資本、投資を呼び込むんだということになると思うんですけども、そうだと、今の総理の発言との整合性がとれないのではないかと、ううに私は判断するんですが、御見解を。

○安倍内閣総理大臣 法人税についても、これはどれぐらいが適正かというのはいろいろな議論があるんだろうと思いますが、

その中で、いわば常識というものがあつて、最低限これは企業としての責務を果たしていく上において、こういう水準があるんだらうなということとを逸脱していくようなレベルになつてはならないということも含めて申し上げているのであつて、私たちが今進めているのは、いわばやる気のある人たちが会社を起こして頑張つていくとうときに、そういう企業税制であればいいかと考えてるわけでありまして。

そして、世界の人々は、税だけではありません。電気代もあるでしょうし、あるいは医療のサービスがあるかもしれない。子供がいた場合は学校でのサービスもある。そういうことを全体的に考えながらこの競争力というのはあるんだらう

と、海外から投資をしよう、あるいは日本でビジネスをしようという人は考えるんだらうな、こういうことであります。だからこそ、私たちはパッケージをやつていくということでありまして。

○村上(史)委員 もちろん、税だけでこういう海外の企業が展開しやすい環境だとは思いませんけれども、ただ、そういう総理の発言があつたものから、まだ税制支援の本身は出てきておりませんけれども、その辺についての疑問をお聞きしたかったなということとでございます。

もう質疑時間が終わつてしましまして、どうしてももう一点しかなかったんですけども、やはり時間は守らなければなりません。

終ります。ありがとうございます。

○柴山委員長 これにて内閣総理大臣出席のものと質疑は終了いたしました。

総理大臣は御退席いたしまして結構でございます。これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○柴山委員長 この際、本案に対し、平将明君外五名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党及びみんなの党の共同提案による修正案が提出されております。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。近藤洋介君。

国家戦略特別区域法案に対する修正案 〔本号末尾に掲載〕

○近藤(洋)委員 ただいま議題となりました国家戦略特別区域法案に対する修正案につきまして、提出者である自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党及びみんなの党の四会派を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

第一に、国家戦略特別区域会議は、国家戦略特別区域計画に、構造改革特別区域法に規定する特

定事業、規制の特例措置の内容等を記載することのできるものとし、内閣総理大臣から認定を受けた当該計画については、当該認定を構造改革特別区域法に規定する認定とみなして同法に規定する規制の特例措置を適用するものとするとしております。

第二に、内閣総理大臣及び関係行政機関の長は、国家戦略特別区域会議に対し、個別労働関係紛争の未然防止等のための事業主に対する援助の実施に関し国家戦略特別区域会議から申し出があつた意見について意見を述べるものとし、国家戦略特別区域会議は、内閣総理大臣及び関係行政機関の長が述べた意見を尊重するものとするとしております。

第三に、政府は、毎年、国家戦略特区支援利子補給金の活用及び認定区域計画に定められている国家戦略特区支援利子補給金に係る事業の実施の状況について検討を加え、その結果に基づいて、この法律の施行後三年以内に、必要な措置を講ずるものとするとしております。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○柴山委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○柴山委員長 これより原案及び修正案を一括して討論に入ります。

討論の申し出がありますので、これを許します。佐々木憲昭君。

○佐々木(憲)委員 私は、日本共産党を代表して、国家戦略特区法案に対し、反対の討論を行います。

反対する第一の理由は、この法案が、規制緩和を国家意思として上から一方的に国民に押しつけるものとなっているからです。

法案では、内閣府設置法に基づく戦略特区諮問会議という強い権限を持つ組織を新設し、総理が任命する諮問会議メンバーを規制改革推進派で固

める一方、労働者や消費者はもちろん、関係閣僚さえ意思決定過程から排除し、総理を中心とするトップダウンの仕組みをつくり上げるものとなっております。これは、日本経団連を初め財界の意のままに規制緩和を行い、巨大な多国籍企業に特別な利益を与える体制づくりであります。

第二の理由は、規制緩和に対する勤労国民の懸念の声、社会的、経済的な悪影響を受ける側の声を、まともに反映する経路がないこととあります。

森ビルなどの大企業が提出した特区提案の多数が非公開とされ、竹中平蔵パソナ取締役会長が人材派遣業界の利益拡大を狙つて、雇用規制の岩盤を壊すと言っているのを見て、情報を隠し、被害者の声をまともに聞かず、国民を実験台にするような姿勢は、到底、許されるものではありません。

第三の理由は、対日規制改革要望など、アメリカの積年の要望に応え、外国資本を特別扱いする余地を残しているからであります。対日投資の倍加を掲げ、税制などで外資への特別の優遇策を検討していることも明らかとなりました。

仮に、交渉中のTPPが妥結して発効するような事態を招いたら、この国家戦略特区の規制緩和がそれと重なり、国民の暮らしと健康を守る規制項目が一気に緩和、撤廃され、米系多国籍企業が横暴を振るう殺伐とした日本になる危険性ははらんでおります。

最後に、この法案が、大企業優遇税制とワンセットで提案されていることも重大です。大企業に対して法人税の減税を行う一方、国民には消費税増税を押しつけ、十三・五兆円もの所得を奪い取るなど、とても許せるものではありません。

この法案は、国民生活に新たな格差と貧困をもたらすことになりまして。

なお、自民党、公明党、民主党、みんなの党の共同提案による修正案については、総理の権限を一層強化するなど、私たちの懸念を深める内容となつており、賛同できないことを申し添えておき

ます。

以上で、反対討論といたします。

○柴山委員長 これにて討論は終局いたしました。

○柴山委員長 これより採決に入ります。

内閣提出、国家戦略特別区域法案及びこれに対する修正案について採決いたします。

まず、平将明君外五名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○柴山委員長 起立多数。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいま可決いたしました修正部分を除く原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○柴山委員長 起立多数。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

○柴山委員長 この際、ただいま議決いたしました本案に対し、平将明君外四名から、自由民主党、民主党、無所属クラブ、日本維新の会、公明党及びみんなの党の共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。平将明君。

○平委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明いたします。

その趣旨は案文に尽きておりますので、案文を朗読いたします。

国家戦略特別区域法案に対する附帯決議

(案)
政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用等について遺憾なきを期すべきである。
一 産業の国際競争力の強化等に関する施策を

総合的かつ集中的に推進する総合特別区域法の趣旨を十分踏まえて、本法と総合特別区域法の積極的な連携に努めること。

また、本法及び総合特別区域法の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて、本法において総合特別区域法に規定する規制の特例措置の活用を可能とするなどの必要な措置を講ずること。

二 政府は、国家戦略特別区域会議の構成員として、国家戦略特別区域において実施される特定事業について不断の見直しを行うとともに、国家戦略特別区域会議の他の構成員とも密接に連携して、政府が必要に応じて新たな措置に係る提案の募集や規制の特例措置の追加などの措置を講ずること。

なお、政府は、国家戦略特区支援利子補給金の活用及び認定区域計画に定められている第二条第二項第二号に規定する事業の状況について、一年ごとに検討を加え、その結果を国家戦略特別区域諮問会議等に報告すること。

三 国家戦略特別区域が規制改革の実験場との位置付けを踏まえ、政府の規制改革会議等における検討結果との連携などや関係者との十分な調整も踏まえつつ、規制改革の推進に資する積極的な運用に努めること。

四 国家戦略特別区域において実施される特定事業の進捗状況の的確な管理及び特定事業の適切な選定等が可能となるよう、当該特定事業や国家戦略特別区域諮問会議及び国家戦略特別区域会議に係る情報公開を徹底して行うとともに適正な運営の確保に努めること。

併せて、国会に対して、本法の施行状況等について、定期的に周知すること。

五 政府は、国家戦略特別区域において実施される特定事業の実施による成果を早急に全国に広げるため、規制の特例措置の全国展開や国の政策を総動員するなどの万全の措置を講ずること。

また、本法に基づく提案を行った地方公共団体に對して、当該地方の区域の指定の有無にかかわらず、産業の国際競争力の強化等に資する十分な支援を行うこと。

六 本法に基づく個別労働関係紛争の未然防止等のための事業主に対する援助と併せて、労働者に対して、本法に係る十分な情報の提供等を行うとともに、労働者の職業能力の開発及び向上を促進する施策を積極的に講ずること。なお、当該援助を行うにあたっては、既存の行政組織により現に提供されている援助との関係整理を十分に行うとともに、当該援助が労使双方にとつて公平・公正に行われるように十分に留意すること。

七 本法による国家戦略特別区域をはじめ、構造改革特別区域、総合特別区域の特区制度について、その実施による効果を、公正かつ客観的に評価できる体制を整えること。

また、その評価結果を踏まえて、当該特区制度が一層効果的に実施することが可能となるよう、PDCAサイクルを適用するなど特区制度の万全な運用に努めること。

八 国家戦略特別区域の実効ある事業の実施に資するよう、法人税減税や固定資産税減税などの税制措置及び地方税減免に際しての国税の調整措置などを検討するとともに、国を挙げて産業の国際競争力の強化等に資する支援措置を講ずること。

九 政府は、国家戦略特別区域高度医療提供事業に関し、試験研究の体制の整備、研究者の養成、関係機関の連携その他の必要な措置を講ずるものとする。

十 政府は、国家戦略特別区域に所在する空港及び港湾の管理運営体制の効率化その他の空港、港湾等の物流拠点の強化のために必要な規制の特例措置等を講ずるものとする。

以上でございます。

た。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○柴山委員長 起立多数。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、本附帯決議に対し、政府から発言を求められておりますので、これを許します。新藤国務大臣。

○新藤国務大臣 ただいま御決議のありました事項につきましては、その御趣旨を十分に尊重してまいりたいと存じます。

○柴山委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○柴山委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○柴山委員長 次に、国民生活の安定及び向上に関する件について調査を進めます。

アルコール健康障害対策基本法案起草の件について議事を進めます。

本件につきましては、先般来各会派間において御協議をいただき、今般、意見の一致を見ましたので、委員長において草案を作成し、委員各位のお手元に配付いたしております。

この際、アルコール健康障害対策基本法案の起草案につきまして、その趣旨及び概要を御説明申し上げます。

本案は、酒類が国民の生活に豊かさや潤いを与えるものであるとともに、酒類に関する伝統と文化が国民の生活に深く浸透している一方で、不適切な飲酒がアルコール健康障害の原因となるのみ

〔賛成者起立〕

○柴山委員長　起立総員。よつて、そのように決しました。

「第十三条から第二十五条まで」に、「第二十五条」を「第二十六条」に、「第二十六条」を「第二十七条」

第十七条の前の見出しを削り、同条第三項中

2 前項各号に掲げる事項を記載した区域計画について第八条第一項の規定による認定の申請があった場合における同条の規定の適用について

とあるのは「及び第十條第一項第一号に規定する特定事業（以下この項において「特定事業等」という。）と、「当該特定事業」とあるのは「当該特定事業等」と、「第十三條から第二十五條まで」とあるのは「第十三條から第二十五條まで及び構造改革特別区域法第四章」と、「で又は」とあるのは「で、構造改革特別区域基本方針（構造改革特別区域法第三條第一項に規定する構造改革特別区域基本方針をいう。）に即して構造改革特別区域法第三十四條の規定による政令若しくは主務省令で」と、「条例で」とあるのは「条例で又は同法第三十五條の規定による政令若しくは主務省令で定めるところにより条例で」とする。

3. 第一項各号に掲げる事項を記載した区域計画で第八條第七項の認定を受けたもの（第一項各号に掲げる事項を定めた部分に限るものとし、前条第一項の変更の認定を受けたものを含む。次項及び第五項において同じ。）については、第八條第七項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。次項において同じ。）を構造改革特別区域法第四條第九項の認定（同法第六條第一項の変更の認定を含む。次項において同じ。）と、第八條第七項の認定を受けた区域計画（前条第一項の変更の認定があつたときは、その変更後のもの。次項において同じ。）を同法第四條第九項の認定を受けた構造改革特別区域計画（同法第六條

条第一項の変更の認定があつたときは、その変更後のもの。次項において同じ。）と、特定事業実施区域を構造改革特別区域と、第二條第一項の政令の改廃により国家戦略特別区域でなくなつた場合及び次条第一項の規定により第八條第七項の認定が取り消された場合を同法第九條第一項の規定により認定が取り消された場合とみなして、同法第四章の規定を適用する。この場合において、同章（第十二條第一項を除く。）中「地方公共団体が、その」とあるのは「国家戦略特別区域会議が、その」と、同法第十二條同條第五項及び第十一項の表地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）の項を除く。）及び第十三條同條第四項の表地方教育行政の組織及び運営に関する法律の項を除く。）中「受けた地方公共団体」とあるのは「受けた国家戦略特別区域会議（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第 号）第七條第一項に規定する国家戦略特別区域会議をいう。）に係る関係地方公共団体」と、同法第十二條第五項、第二十條第三項、第二十四條第二項及び第五項並びに第二十九條第二項及び第三項中「受けた地方公共団体」とあるのは「受けた国家戦略特別区域会議に係る関係地方公共団体」とするほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十二條第一項	地方公共団体が	国家戦略特別区域会議（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第 号）第七條第一項に規定する国家戦略特別区域会議をいう。以下同じ。）が
第十二條第十一項の表地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）の項	地方公共団体の教育委員会	国家戦略特別区域会議に係る関係地方公共団体の教育委員会
第十三條第四項の	地方公共団体の長	国家戦略特別区域会議（国家戦略特別区域法（平成二

表地方教育行政の組織及び運営に関する法律の項		十五年法律第 号 第七條第一項に規定する国家戦略特別区域会議をいう。以下この条において同じ。）に係る関係地方公共団体の長	
第十五條第一項	地方公共団体の教育委員会	国家戦略特別区域会議に係る関係地方公共団体の教育委員会	国家戦略特別区域会議に係る関係地方公共団体の教育委員会
第十五條第二項	都道府県が、都道府県知事	国家戦略特別区域会議が、当該国家戦略特別区域会議に係る関係地方公共団体の知事	国家戦略特別区域会議が前項
第十九條第一項各号列記以外の部分	前項	市町村の教育委員会が、	国家戦略特別区域会議に係る関係地方公共団体である市町村の教育委員会が、
	市町村の教育委員会が同項各号	市町村の教育委員会が同項各号	国家戦略特別区域会議（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第 号）第七條第一項に規定する国家戦略特別区域会議をいう。第五條第七項において同じ。）に係る関係地方公共団体である市町村の教育委員会が同項各号
第十九條第一項第一号及び第二号	市町村の教育委員会	市町村の教育委員会	国家戦略特別区域会議に係る関係地方公共団体である市町村の教育委員会
第十九條第一項第三号	その設定	国家戦略特別区域会議が設定	国家戦略特別区域会議が設定
第二十條第一項	市町村が	当該国家戦略特別区域会議に係る関係地方公共団体である市町村が	国家戦略特別区域会議に係る関係地方公共団体の
第二十三條第一項	地方公共団体の市町村（地域保健法（昭和二十二年法律第百一十号）第五條第一項の規定に基づく政令で定める市を除く。以下この条及び別表第十三号において同じ。）	国家戦略特別区域会議（昭和二十二年法律第百一十号）	国家戦略特別区域会議に係る関係地方公共団体である市町村（地域保健法（昭和二十二年法律第百一十号）

第二十二條第二項	市町村)	第五條第一項の規定に基づく政令で定める市を除く。 以下この条及び別表第十三号において同じ。の区域
第二十四條第一項 第一号から第三号 まで及び第六項	地方公共団体	国家戦略特別区域会議(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第 号)第七條第一項に規定する国家戦略特別区域会議をいう。)に係る関係地方公共団体である市町村)
第二十八條第四項	場合、同項	場合、国家戦略特別区域法第二條第一項の政令の改正により国家戦略特別区域の区域の変更(当該変更により第一項の規定の適用を受けて同項各号に定める酒類の製造免許を受けた者の当該製造免許に係る酒類の製造場が特定事業実施区域(同法第十條第一項第三号に規定する特定事業実施区域をいう。次条第三項において同じ。)内に所在しないこととなるものに限り)がされた場合、同法第九條第一項の規定による認定区域計画の変更(特定事業として別表第十八号に掲げる特定農業者による特定酒類の製造事業を定めないこととするものに限る。)の認定があった場合、第一項
第二十八條の二第一項第一号及び第二号	地方公共団体	国家戦略特別区域会議に係る関係地方公共団体
第二十八條の二第三項	又は同項	、国家戦略特別区域法第二條第一項の政令の改正により国家戦略特別区域の区域の変更(当該変更により第一項の規定の適用を受けて同項各号に定める酒類の製造免許を受けた者の当該製造免許に係る酒類の製造場が特定事業実施区域内に所在しないこととなるものに限る。)がされた場合、同法第九條第一項の規定による認定区域計画の変更(特定事業として別表第十八号の二に掲げる特産酒類の製造事業を定めないこととするものに限る。)の認定があった場合又は第一項
第二十九條第一項	地方公共団体の教育委員会	国家戦略特別区域会議に係る関係地方公共団体の教育委員会

第二十九條第四項	地方公共団体の長がその施設を管理する 高等専門学校 地方公共団体の長がその施設を管理する 学校	国家戦略特別区域会議(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第 号)第七條第一項に規定する国家戦略特別区域会議をいう。以下この項において同じ。)に係る関係地方公共団体の長がその施設を管理する高等専門学校 国家戦略特別区域会議に係る関係地方公共団体の長がその施設を管理する学校
第三十二條第一項	地方公共団体の長がその施設を管理する 公立学校	国家戦略特別区域会議(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第 号)第七條第一項に規定する国家戦略特別区域会議をいう。)に係る関係地方公共団体の長がその施設を管理する公立学校
第三十三條	地方公共団体が 地方公共団体の	国家戦略特別区域会議が 国家戦略特別区域会議に係る関係地方公共団体の

4 第一項各号に掲げる事項を記載した区域計画で第八條第七項の認定を受けたものについては、同項の認定を構造改革特別区域法第四條第九項の認定と、第八條第七項の認定を受けた区域計画を同法第四條第九項の認定を受けた構造改革特別区域計画と、第一項第二号の規制の特例措置(同法第十八條の規定によるものに限る。)を同法第二條第三項の規制の特例措置(同法第十八條の規定によるものに限る。)とみなして、同法第八條第二項及び第十八條(同項に係る部分に限る。)の規定を適用する。この場合において、同項中「地方公共団体」とあるのは「国家戦略特別区域会議(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第 号)第七條第一項に規定する国家戦略特別区域会議をいう。)に係る関係地方公共団体」と、同法第十八條第二項中「同法第八條第二項」とあるのは「国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第 号)第十條第四項の規定により読み替えて適用される構造改革特別区域法第八條第二項」とする。

5 第一項各号に掲げる事項を記載した区域計画

6 第二項から前項までに定めるもののほか、第一項各号に掲げる事項を記載した区域計画についてこの法律及び構造改革特別区域法の規定の適用に関し必要な説替へは、政令で定める。

附則第一條第一号中「第三十六條」を「第三十七條」に改める。

附則第二條第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 政府は、毎年、国家戦略特区支援利子補給金の活用及び認定区域計画に定められている第二條第二項第二号に規定する事業の実施の状況について検討を加え、その結果に基づいて、この法律の施行後三年以内に、必要な措置を講ずるものとする。

附則第七條のうち農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律附則に一條を加える改正規定のうち第二

十四条中「第十七条第三項」を「第十八条第三項」に改める。

附則第八条のうち内閣府設置法第四条第三項第三号の六の次に一号を加える改正規定のうち第三号の七中「第二十七条第一項」を「第二十八条第一項」に改める。

附則第十条のうち復興庁設置法附則第三条第一項の表に次のように加える改正規定中「第三十八条」を「第三十九条」に改める。

別表の一の項中「第十二条」を「第十三条」に改め、同表の二の項中「第十三条」を「第十四条」に改め、同表の三の項中「第十四条」を「第十五条」に改め、同表の四の項中「第十五条」を「第十六条」に改め、同表の五の項中「第十六条」を「第十七条」に改め、同表の六の項中「第十七条」を「第十八条」に改め、同表の七の項中「第十八条」を「第十九条」に改め、同表の八の項中「第十九条」を「第二十条」に改め、同表の九の項中「第二十条」を「第二十一条」に改め、同表の十の項中「第二十一条」を「第二十二条」に改め、同表の十一の項中「第二十二条」を「第二十三条」に改め、同表の十二の項中「第二十三条」を「第二十四条」に改め、同表の十三の項中「第二十四条」を「第二十五条」に改め、同表の十四の項中「第二十五条」を「第二十六条」に改め、同表の十五の項中「第二十六条」を「第二十七条」に改める。

アルコール健康障害対策基本法案

アルコール健康障害対策基本法

目次

第一章 総則(第一条―第十一条)	
第二章 アルコール健康障害対策推進基本計画等(第十二条―第十四条)	
第三章 基本的施策(第十五条―第二十四条)	
第四章 アルコール健康障害対策推進会議(第二十五条)	
第五章 アルコール健康障害対策関係者会議(第二十六条・第二十七条)	
附則	

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、酒類が国民の生活に豊かさと潤いを与えるものであるとともに、酒類に関する伝統と文化が国民の生活に深く浸透している一方で、不適切な飲酒はアルコール健康障害の原因となり、アルコール健康障害は、本人の健康の問題であるのみならず、その家族への深刻な影響や重大な社会問題を生じさせる危険性が高いことに鑑み、アルコール健康障害対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、アルコール健康障害対策の基本となる事項を定めること等により、アルコール健康障害対策を総合的かつ計画的に推進して、アルコール健康障害の発生、進行及び再発の防止を図り、あわせてアルコール健康障害を有する者等に対する支援の充実を図り、もって国民の健康を保護するとともに、安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「アルコール健康障害」とは、アルコール依存症その他の多量の飲酒、未成年者の飲酒、妊婦の飲酒等の不適切な飲酒の影響による心身の健康障害をいう。

(基本理念)

第三条 アルコール健康障害対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 アルコール健康障害の発生、進行及び再発の各段階に応じた防止対策を適切に実施するとともに、アルコール健康障害を有し、又は有していた者とその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援すること。

二 アルコール健康障害対策を実施するに当たっては、アルコール健康障害が、飲酒運転、暴力、虐待、自殺等の問題に密接に関連することに鑑み、アルコール健康障害に関連

して生ずるこれらの問題の根本的な解決に資するため、これらの問題に関する施策との有機的な連携を図られるよう、必要な配慮がなされるものとする。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、アルコール健康障害対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、アルコール健康障害対策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第六条 酒類の製造又は販売(飲用に供することを含む。以下同じ。)を行う事業者は、国及び地方公共団体が実施するアルコール健康障害対策に協力するとともに、その事業活動を行うに当たって、アルコール健康障害の発生、進行及び再発の防止に配慮するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第七条 国民は、アルコール関連問題(アルコール健康障害及びこれに関連して生ずる飲酒運転、暴力、虐待、自殺等の問題をいう。以下同じ。)に関する関心と理解を深め、アルコール健康障害の予防に必要な注意を払うよう努めなければならない。

(医師等の責務)

第八条 医師その他の医療関係者は、国及び地方公共団体が実施するアルコール健康障害対策に協力し、アルコール健康障害の発生、進行及び再発の防止に寄与するよう努めるとともに、アルコール健康障害に係る良質かつ適切な医療を行うよう努めなければならない。

(健康増進事業実施者の責務)

第九条 健康増進事業実施者(健康増進法(平成十四年法律第百三十三号)第六条に規定する健康増進事業実施者をいう。)は、国及び地方公共団体が実施するアルコール健康障害対策に協力するよ

う努めなければならない。

(アルコール関連問題啓発週間)

第十条 国民の間に広くアルコール関連問題に関する関心と理解を深めるため、アルコール関連問題啓発週間を設ける。

2 アルコール関連問題啓発週間は、十一月十日から同月十六日までとする。

3 国及び地方公共団体は、アルコール関連問題啓発週間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第十一条 アルコール健康障害対策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 アルコール健康障害対策推進基本計画等

(アルコール健康障害対策推進基本計画)

第十二条 政府は、この法律の施行後二年以内に、アルコール健康障害対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、アルコール健康障害対策の推進に関する基本的な計画(以下「アルコール健康障害対策推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 アルコール健康障害対策推進基本計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。

3 内閣総理大臣は、あらかじめ関係行政機関の長に協議するとともに、アルコール健康障害対策関係者会議の意見を聴いて、アルコール健康障害対策推進基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 政府は、アルコール健康障害対策推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

5 政府は、適時に、第二項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しな

ければならない。

6 政府は、アルコール健康障害に関する状況の変化を勘案し、及びアルコール健康障害対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも五年ごとに、アルコール健康障害対策推進基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。

7 第三項及び第四項の規定は、アルコール健康障害対策推進基本計画の変更について準用する。

(関係行政機関への要請)

第十三条 内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対して、アルコール健康障害対策推進基本計画の策定のための資料の提出又はアルコール健康障害対策推進基本計画において定められた施策であつて当該行政機関の所管に係るものの実施について、必要な要請をすることができる。

(都道府県アルコール健康障害対策推進計画)

第十四条 都道府県は、アルコール健康障害対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県の実情に即したアルコール健康障害対策の推進に関する計画(以下「都道府県アルコール健康障害対策推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 都道府県アルコール健康障害対策推進計画

は、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の四第一項に規定する医療計画、健康増進法第八条第一項に規定する都道府県健康増進計画その他の法令の規定による計画であつて保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

3 都道府県は、当該都道府県におけるアルコール健康障害に関する状況の変化を勘案し、及び当該都道府県におけるアルコール健康障害対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも五年ごとに、都道府県アルコール健康障害対策推進計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更するよう努めなければならない。

い。

第三章 基本的施策 (教育の振興等)

第十五条 国及び地方公共団体は、国民がアルコール関連問題に関する関心と理解を深め、アルコール健康障害の予防に必要な注意を払うことができるよう、家庭、学校、職場その他の様々な場におけるアルコール関連問題に関する教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じてアルコール関連問題に関する知識の普及のために必要な施策を講ずるものとする。

(不適切な飲酒の誘引の防止)

第十六条 国は、酒類の表示、広告その他販売の方法について、酒類の製造又は販売を行う事業者の自主的な取組を尊重しつつ、アルコール健康障害を発生させるような不適切な飲酒を誘引することとならないようにするために必要な施策を講ずるものとする。

(健康診断及び保健指導)

第十七条 国及び地方公共団体は、アルコール健康障害の発生、進行及び再発の防止に資するよう、健康診断及び保健指導において、アルコール健康障害の発見及び飲酒についての指導等が適切に行われるようにするために必要な施策を講ずるものとする。

(アルコール健康障害に係る医療の充実等)

第十八条 国及び地方公共団体は、アルコール健康障害に係る医療について、アルコール健康障害の進行を防止するための節酒又は断酒の指導並びにアルコール依存症の専門的な治療及びリハビリテーションを受けることについての指導の充実、当該専門的な治療及びリハビリテーションの充実、当該専門的な治療及びリハビリテーションの提供を行う医療機関とその他の医療機関との連携の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(アルコール健康障害に関連して飲酒運転等をした者に対する指導等)

第十九条 国及び地方公共団体は、アルコール健

康障害に関連して飲酒運転、暴力行為、虐待、自殺未遂等をした者に対し、その者に係るアルコール関連問題の状況に応じたアルコール健康障害に関する指導、助言、支援等を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(相談支援等)

第二十条 国及び地方公共団体は、アルコール健康障害を有し、又は有していた者及びその家族に対する相談支援等を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(社会復帰の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、アルコール依存症にかかった者の円滑な社会復帰に資するよう、就労の支援その他の支援を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動に対する支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、アルコール依存症にかかった者が互いに支え合つてその再発を防止するための活動その他の民間の団体が行うアルコール健康障害対策に関する自発的な活動を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(人材の確保等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、医療、保健、福祉、教育、矯正その他のアルコール関連問題に関連する業務に従事する者について、アルコール関連問題に関し十分な知識を有する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十四条 国及び地方公共団体は、アルコール健康障害の発生、進行及び再発の防止並びに治療の方法に関する研究、アルコール関連問題に関する実態調査その他の調査研究を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

第四章 アルコール健康障害対策推進会議

第二十五条 政府は、内閣府、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、警察庁その他の関係行政機関の職員をもつて構成するアルコール健

康障害対策推進会議を設け、アルコール健康障害対策の総合的、計画的、効果的かつ効率的な推進を図るための連絡調整を行うものとする。

2 アルコール健康障害対策推進会議は、前項の連絡調整を行うに際しては、アルコール健康障害対策関係者会議の意見を聴くものとする。

第五章 アルコール健康障害対策関係者会議

議

第二十六条 内閣府に、アルコール健康障害対策関係者会議(以下「関係者会議」という。)を置く。

2 関係者会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 アルコール健康障害対策推進基本計画に関し、第十二条第三項(同条第七項において準用する場合を含む。)に規定する事項を処理すること。

二 前条第一項の連絡調整に際して、アルコール健康障害対策推進会議に対し、意見を述べること。

第二十七条 関係者会議は、委員二十人以内で組織する。

2 関係者会議の委員は、アルコール関連問題に関し専門的知識を有する者並びにアルコール健康障害を有し、又は有していた者及びその家族を代表する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 関係者会議の委員は、非常勤とする。

4 前三項に定めるもののほか、関係者会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条、第四条、第六条及び第七条の規定は、アルコール健康障害対策推進基本計画が策定された日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 政府は、前項ただし書の政令を定めるに当たっては、アルコール健康障害対策推進基本計画に定める施策の実施の状況に配慮しなければならない。

(検討)

第二条 この法律の規定については、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

(アルコール健康障害対策基本法の一部改正)

第三条 アルコール健康障害対策基本法(平成二十五年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「この法律の施行後二年以内に」を削り、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「第二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項を同条第四項とし、同条第七項を削り、同条に次の二項を加える。

5 アルコール健康障害対策推進基本計画を変更しようとするときは、厚生労働大臣は、あらかじめ関係行政機関の長に協議するとともに、アルコール健康障害対策関係者会議の意見を聴いて、アルコール健康障害対策推進基本計画の変更の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

6 政府は、アルコール健康障害対策推進基本計画を変更したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

アルコール健康障害対策関係者会議

アルコール健康障害対策基本法

第六条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四十条第三項第四十六号の四を削る。

第三十七条第三項の表アルコール健康障害対

第十三条中「内閣総理大臣」を「厚生労働大臣」に、「策定」を「変更」に改める。

第二十六条第一項中「内閣府」を「厚生労働省」に改め、同条第二項第一号中「第十二条第三項(同条第七項において準用する場合を含む。)」を「第十二条第五項」に改める。

第二十七条第二項中「内閣総理大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

(アルコール健康障害対策関係者会議に関する経過措置)

第四条 附則第一条第一項ただし書に規定する規定の施行の際現に内閣府に置かれたアルコール健康障害対策関係者会議の委員である者は、同項ただし書に規定する規定の施行の日に、前条の規定による改正後のアルコール健康障害対策基本法第二十七条第二項の規定により、厚生労働省に置かれるアルコール健康障害対策関係者会議の委員として任命されたものとみなす。

(内閣府設置法の一部改正)

第五条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第四十条第三項第四十六号の三の次に次の一号を加える。

四十六の四 アルコール健康障害対策推進基本計画(アルコール健康障害対策基本法(平成二十五年法律第 号)第十二条第一項に規定するものをいう。)の策定及び推進に関すること。

第三十七条第三項の表障害者政策委員会の項の次に次のように加える。

策関係者会議の項を削る。

(厚生労働省設置法の一部改正)

第七条 厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第八十九号の次に次の一号を加える。

八十九の二 アルコール健康障害対策基本法(平成二十五年法律第 号)第十二条第一項に規定するアルコール健康障害対策推進基本計画の策定(変更に係るものに限る。)及び推進に関すること。

第六条第二項中「労働保険審査会」を「労働保険審査会」に改める。

第十三条の次に次の一条を加える。

(アルコール健康障害対策関係者会議)

第十三条の二 アルコール健康障害対策関係者会議については、アルコール健康障害対策基本法(これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。

第十八条第一項中「第八十七号から」の下に「第八十九号まで、第九十号から」を加える。

理由

酒類が国民の生活に豊かさや潤いを与えるものであるとともに、酒類に関する伝統と文化が国民の生活に深く浸透している一方で、不適切な飲酒はアルコール健康障害の原因となり、アルコール健康障害は、本人の健康の問題であるのみならず、その家族への深刻な影響や重大な社会問題を生じさせる危険性が高いことに鑑み、アルコール健康障害対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、アルコール健康障害対策の基本となる事項を定めること等により、アルコール健康障害対策を総合的かつ計画的に推進して、アルコール健康障害の発生、進行及び再発の防止を図り、あわせてアルコール健康障害を有する者等に対する支援の充実を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成二十五年十一月十二日印刷

平成二十五年十二月十三日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

〇